

2014

# あきたの下水道

〔資料編〕



秋田県マスコット スギッチ

## 秋田県 建設部 下水道課

あきたの下水道の本編については、県のウェブサイト「美の国あきたネット」の下水道課のページからダウンロードできます。  
URLは「<http://www.pref.akita.lg.jp/gesuido/>」です。

下水道等（公共下水道、農業集落排水等、合併処理浄化槽）の生活排水処理施設は、汚水の処理・トイレの水洗化といった生活環境の改善はもとより、河川などの公共用水域の水質保全や資源循環型社会の構築に不可欠な社会資本であり、早急な整備が求められています。

このため、秋田県では平成20年度に「秋田県生活排水処理整備構想（第3期構想）」を策定し、各種処理施設の有する特性等を踏まえ、効率的かつ適正な整備手法を設定することにより、平成30年度末の普及率目標を90%として整備促進に努めています。

本資料編は、下水道等の整備の実施状況、今後の計画等について表やグラフ形式でまとめたものであり、より多くの皆さんにご活用いただき、今後の下水道等の整備について、ご理解を深めていただければ幸いです。

秋田県 建設部 下水道課長

（注）平成25年度末の調査は、福島県において東日本大震災の影響により、調査不能な市町村があり公表対象外としているため、同県を除いた46都道府県の集計データとなっています。

# 目 次

	Page
<b>1. 第2期ふるさと秋田元気創造プラン</b>	
(1) 概要	1
(2) プランにおける下水道事業の位置づけ	1
<b>2. あきた循環のみず推進計画（広域共同化）</b>	
(1) 概要	2
(2) 広域共同化の取組	2
<b>3. 汚水処理整備状況</b>	
(1) 秋田県の生活排水処理整備	
1) 生活排水処理整備構想（第3期）	
① 市町村別 全体フレーム	3
② 市町村別 全体フレーム普及率	3
③ 市町村別 平成30年目標	4
④ 市町村別 平成30年目標普及率	4
2) 汚水処理人口普及率	
① 平成25年度末 市町村別汚水処理人口普及率	5
② 平成25年度末 秋田県汚水処理人口普及率	6
③ 平成25年度末 市町村人口規模別普及状況	7
④ 汚水処理人口普及率推移グラフ	8
⑤ 平成25年度末 市町村別汚水処理人口普及率・接続率（参考）	9
(2) 秋田県の下水道	
1) 下水道のあゆみ	10
2) 流域下水道の状況	
① 流域下水道事業の実施状況	11
② 流域下水道事業の概要	12
3) 公共下水道の状況	
① 公共下水道事業の実施状況	13
② 平成25年度末 下水道処理人口普及率	14
③ 平成25年度末 下水道整備率	15
④ 平成25年度末 下水道接続率	16
⑤ 県代行・県費補助の実施状況	17
⑥ 公共下水道事業の計画概要	18
4) 下水道終末処理場の概要	19
5) 下水汚泥の状況	
① 下水汚泥の処理処分状況	20
② 下水汚泥の現状	21
(3) 全国の汚水処理人口普及状況	
1) 都道府県別普及状況	22
2) 都道府県別汚水処理人口普及状況	23
3) 都道府県別下水道処理人口普及率	24
4) 人口規模別下水道普及状況	25
<b>4. 下水道使用料・負担金・助成金の制定状況</b>	
(1) 下水道使用料	26
(2) 受益者負担金	28
(3) 水洗化助成・貸付制度	30
<b>5. 水質の規制状況</b>	
(1) 処理場流入水に対する規制（排除基準）	32
(2) 放流水に対する規制（排水基準）	33
(3) 上乗せ排水基準に係る水域の区分	34
<b>6. 農業集落排水施設</b>	
(1) 農業集落排水施設整備のあゆみ	35
(2) 農業集落排水施設 地区(処理区)一覧表	36
(3) 平成25年度末 農業集落排水施設 処理人口普及率	37
(4) 平成25年度末 農業集落排水施設 整備率	38
(5) 平成25年度末 農業集落排水施設 接続率	39
(6) 農業集落排水施設 使用料	40
(7) 農業集落排水施設 水洗化助成・貸付制度	41
<b>7. 漁業集落排水施設・林業集落排水施設・簡易小規模排水処理施設等</b>	
(1) 漁集・林集・簡易小規模排水処理施設等 処理区(地区)一覧表	42
(2) 漁集・林集・簡易小規模排水処理施設等 整備率・接続率	43
<b>8. 合併処理浄化槽整備事業</b>	
(1) 合併処理浄化槽整備事業概要	44
(2) 法定検査の実施状況（第7条及び第11条検査）	45
(3) 合併処理浄化槽施設 使用料	46
(4) 合併処理浄化槽 補助金制度	47

# 1. 第2期ふるさと秋田元気創造プラン

## (1) 概要

秋田県では、人口減少社会を踏まえた新たな社会システムの構築などに取り組み、基本的に抱える様々な問題を克服し、今後も秋田が継続的に発展し元気な秋田を創り上げていくため、平成26年度から平成29年度までの4年間で推進期間とする第2期ふるさと秋田元気創造プランを策定しました。

計画では「3つの元気」の創造を目指し、本県の先進性や優位性を最大限活用しながら、重点的に取り組む施策を『6つの戦略』として整理・体系化し強力に推進します。

4年間で創造する“3つの元気”

**元気A**  
「資源大国」の強みを  
生かし、成長する秋田

**元気B**  
魅力づくりと基盤整備による  
「交流」盛んな秋田

**元気C**  
多様な「人材」を育み、誰もが  
「安心」して暮らす秋田

具体的な取組



また、これらの戦略のほか「安全で安心な生活環境の確保」など『5つの分野』を県政運営上重要となる基本政策とし、着実に推進します。

## (2) プランにおける下水道事業の位置づけ

人口減少社会における「地域力創造戦略（戦略6）」において、県と市町村の協働の推進が掲げられています。下水道事業については、平成24年度に策定した「あきた循環のみず推進計画」の施策を引き続き推進し、流域下水道を核とした汚水・汚泥処理の広域共同化に取り組んでまいります。

また、基本政策『5つの分野』の「安全で安心な生活環境の確保」の中に、生活環境の改善や公共用水域の水質保全に不可欠な下水道等の効率的な整備と普及促進を位置づけています。



## 2. あきた循環のみず推進計画(広域共同化)

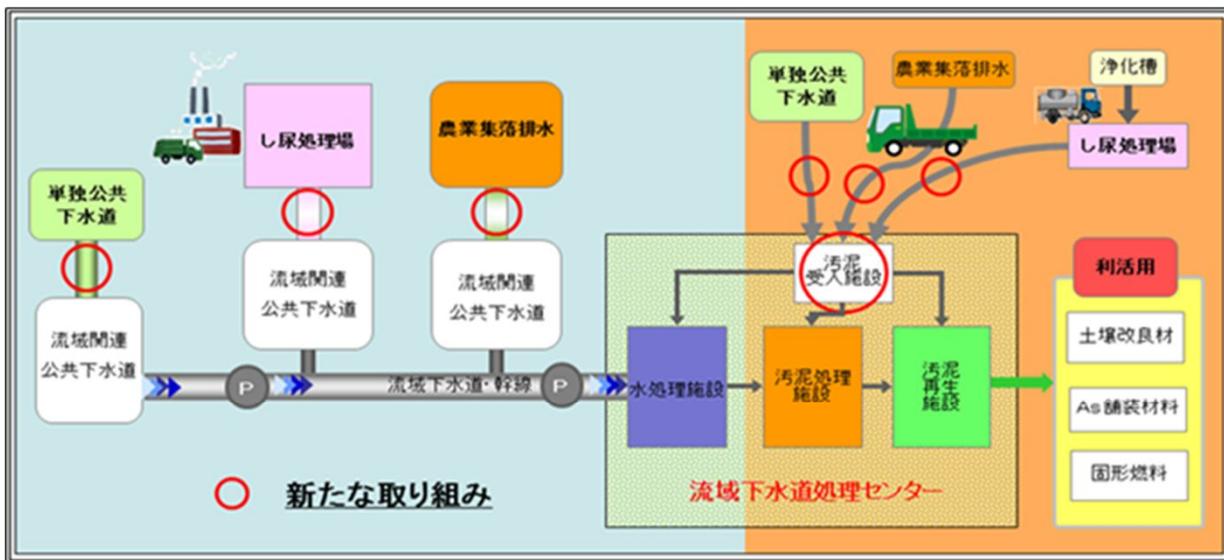
### (1) 概要

人口減少や少子高齢化の急速な進行、ひっ迫する地方財政等の環境の変化から、県内の生活排水処理事業者単独での事業運営は困難となる事が見込まれたことから、経営基盤の強化とサービスの継続的な提供を目的とし、県と市町村が共有する施策を図る行動計画として「あきた循環のみず推進計画」(H24)を策定しました。

その施策の1つとして「生活排水処理の広域共同化」を掲げ、現在推進中です。

### (2) 広域共同化の取組

#### 1) 広域共同化のイメージ(流域下水道処理施設を核とした広域共同化)



#### 2) これまでの取組

H22 秋田県生活排水処理事業連絡協議会(県、全市町村)を設置し広域共同化について協議

H24 「あきた循環のみず推進計画」を策定し公表

H26 現在、農業集落排水9地区、し尿処理場1箇所を広域共同化済み(下水道へ接続)

#### 3) これからの取組

■流域下水道と秋田市単独公共下水道との統合(統合目標 H32)

秋田市単独公共下水道を流域関連公共下水道に変更し、汚水を流域下水道で処理

■県北地区汚泥広域共同処理(供用目標 H32)

流域下水道処理場内に汚泥処理施設を設置し、県北地区の下水道、集落排水、し尿処理場から発生する汚泥を集約処理(対象3市3町1組合)

■事業運営の広域共同化検討(H26～)

県と市町村が設置する「人口減少社会に対応する行政運営のあり方研究会」に「生活排水処理事業運営」作業部会を設置し、今後の事業運営のあり方について検討

#### 【検討項目】

- ◇生活排水処理施設の共同管理、広域管理
- ◇地方公営企業法の適用に係る移行業務の共同化、会計システムの共同化
- ◇リスク管理に係る下水道台帳等の相互保管

### 3. 汚水処理整備状況

#### (1) 秋田県の生活排水処理整備

##### 1) 生活排水処理整備構想 (第3期)

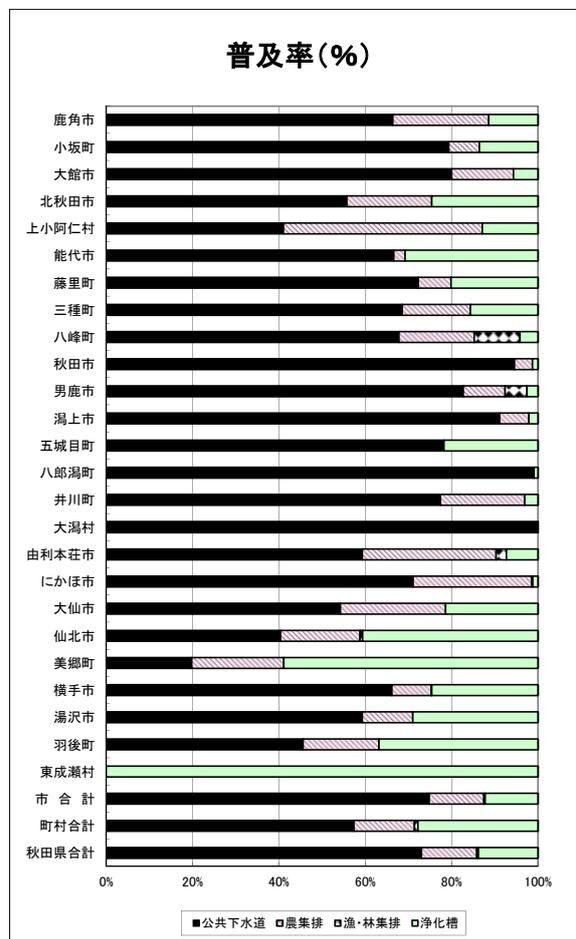
##### ① 市町村別 全体フレーム (整備手法別 処理人口・処理区数) 左欄: 処理区数 (箇所) 右欄: 処理人口 (人)

地区名	市町村名	集合処理施設										個別処理施設				合計									
		公共下水道				集落排水他						集合処理小計	合併処理浄化槽 (個人設置)	特定地域生活排水処理事業	個別排水処理施設整備事業		小計								
		単独	公共	特環	流域関連 (公共・特環)	計	農業集落排水	漁業・林業集落排水	簡易・小規模排水	計															
鹿角市	1	300			1	23,900	2	24,200	11	8,100	13	32,300	4,200			4,200	36,500								
小坂町			1	200	1	4,900	2	5,100	1	400	3	5,500	900			900	6,400								
北秋田市	3	19,600	1	2,100	1	64,100	2	65,700	19	11,800	21	77,500	3,400	1,200		4,600	82,100								
上小阿仁村			1	1,200			1	1,200	4	1,400	5	2,600	400		0	400	3,000								
能代市	1	41,500					1	41,500	4	1,700	5	43,200	2,100	17,100		19,200	62,400								
藤里町			1	3,000			1	3,000	1	300	2	3,300		900		900	4,200								
三種町					1	14,000	1	14,000	5	3,200	6	17,200	3,200			3,200	20,400								
八峰町			2	6,000			2	6,000	3	1,600	1	900	4	2,500	6	8,500	400	8,900							
秋田市	2	46,700	3	700	1	260,900	6	308,300	23	13,700	29	322,000	400	3,600	300	4,300	326,300								
男鹿市			2	3,000			3	28,500	2	3,300	5	1,700	7	5,000	10	33,500	900	34,400							
潟上市					1	32,500	1	32,500	2	2,400	3	34,900		700		700	35,600								
五城目町					1	9,000	1	9,000			1	9,000	400	2,100		2,500	11,500								
八郎潟町					1	6,800	1	6,800			1	6,800	100			100	6,900								
井川町					1	4,500	1	4,500	2	1,100	3	5,600	200			200	5,800								
大潟村					1	3,300	1	3,300			1	3,300					3,300								
由利本荘市	2	38,000	4	14,300			6	52,300	45	27,300	2	1,700	8	500	55	29,500	61	81,800	6,500	6,500	88,300				
にかほ市	1	20,600					1	20,600	12	7,900	3	100	15	8,000	16	28,600	300		0	300	28,900				
大仙市	1	3,300	3	5,600	1	41,600	5	50,500	29	22,800	34	73,300	18,100	1,600	100	19,800	93,100								
仙北市	1	4,500			1	8,200	2	12,700	8	5,800	2	200	1	0	11	6,000	13	18,700	1,600	11,100	0	12,700	31,400		
美郷町					1	4,500	1	4,500	6	4,900	7	9,400	13,600			13,600	23,000								
平鹿市			1	1,800	1	66,800	2	68,600	8	9,500	1	100	1	0	10	9,600	12	78,200	15,700	9,800	25,500	103,700			
湯沢市	1	24,100	5	8,200			6	32,300	5	6,400	11	38,700	9,200	6,600		15,800	54,500								
羽後町			1	8,300			1	8,300	2	3,200	3	11,500	6,700			6,700	18,200								
東成瀬村																3,000	3,000	3,000							
合計	13	198,600	26	56,000	15	570,500	54	825,100	208	144,500	11	4,600	13	600	232	149,700	286	974,800	95,900	59,300	800	156,000	1,130,800		
構成比		17.5%		5.0%		50.5%		73.0%		12.8%		0.4%		0.1%		13.2%		86.2%		8.5%		5.2%	0.1%	13.8%	100.0%
市町村数合計	9		13		15		24		21		5		4		21		24		20		12		6	24	25

\*平成20年度策定「秋田県生活排水処理整備構想」資料 注1)人口は四捨五入を行ったため合計が合わないことがある。 注2) 0は50人未満を示す。

##### ② 市町村別 全体フレーム普及率

No.	市町村名	計画処理人口普及率				合計
		公共下水道	農業集落排水	漁・林業集排他	合併処理浄化槽	
1	鹿角市	66.4	22.2	0.0	11.4	100
2	小坂町	79.3	7.1	0.0	13.6	100
3	大館市	80.0	14.3	0.0	5.7	100
4	北秋田市	55.7	19.7	0.0	24.6	100
5	上小阿仁村	41.1	46.1	0.0	12.9	100
6	能代市	66.6	2.6	0.0	30.8	100
7	藤里町	72.2	7.6	0.0	20.1	100
8	三種町	68.5	15.8	0.0	15.7	100
9	八峰町	67.8	17.4	10.6	4.2	100
10	秋田市	94.5	4.2	0.0	1.3	100
11	男鹿市	82.7	9.7	5.0	2.6	100
12	潟上市	91.2	6.8	0.0	2.1	100
13	五城目町	78.2	0.0	0.0	21.8	100
14	八郎潟町	99.1	0.0	0.0	0.9	100
15	井川町	77.4	19.5	0.0	3.1	100
16	大潟村	100.0	0.0	0.0	0.0	100
17	由利本荘市	59.2	31.0	2.4	7.3	100
18	にかほ市	71.0	27.4	0.3	1.2	100
19	大仙市	54.2	24.4	0.0	21.4	100
20	仙北市	40.4	18.4	0.6	40.6	100
21	美郷町	19.8	21.3	0.0	58.9	100
22	横手市	66.1	9.1	0.1	24.6	100
23	湯沢市	59.3	11.7	0.0	29.0	100
24	羽後町	45.6	17.6	0.0	36.9	100
25	東成瀬村	0.0	0.0	0.0	100.0	100
市合計		74.7	12.6	0.4	12.2	100
秋田市除く		65.4	16.6	0.5	17.4	100
町村合計		57.3	14.0	0.8	27.8	100
秋田県合計		73.0	12.8	0.4	13.8	100



### ③ 市町村別 平成30年目標（整備手法別、処理人口・処理区数）

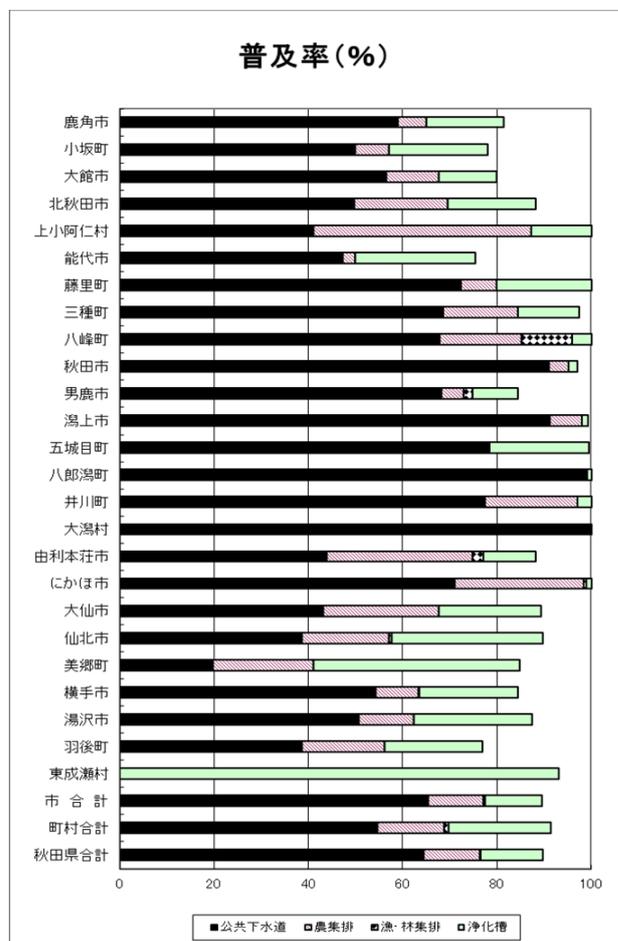
左欄：処理区数（箇所）  
右欄：処理人口（人）

地区名	集合処理施設										個別処理施設						小計	合計							
	市町村名	公共下水道			集落排水他			小計	合併処理浄化槽 (個人設置)	特定地域生活排水 処理事業	個別排水 処理施設 整備事業	計	集合処理 全体計画区域内 浄化槽	小計											
		単 独 公 共	流 域 関 連 (公共・特環)	計	農 業 集 落 排 水	漁 業・ 林 業 集 落 排 水	簡 易・ 小 規 模 排 水								計										
鹿角市	1	300		1	21,200	2	21,500	3	2,200				3	2,200	5	23,700	1,900			1,900	4,100	6,000	29,700		
小坂町			1	200		1	3,000	2	3,200	1	400			1	400	3	3,600	900			900	500	1,400	5,000	
北秋田市					1	46,400	1	46,400	13	9,200			13	9,200	14	55,600	2,000	1,200		3,200	6,700	9,900	65,500		
北秋田市	3	17,200	1	2,100		4	19,300	16	7,700				16	7,700	20	27,000	3,800	900		4,700	2,500	7,200	34,200		
上小阿仁村			1	1,200		1	1,200	4	1,400				4	1,400	5	2,600	400		0	400		400	3,000		
能代市	1	29,500				1	29,500	4	1,600				4	1,600	5	31,100	2,100		7,300	9,400	6,500	15,900	47,000		
藤里町			1	3,000		1	3,000	1	300				1	300	2	3,300			900	900		900	4,200		
三種町					1	14,000	1	14,000	5	3,200			5	3,200	6	17,200	2,700			2,700		2,700	19,900		
八峰町			2	6,000		2	6,000	3	1,600	1	900		4	2,500	6	8,500			400	400		400	8,900		
秋田市	2	46,700	3	700	1	249,000	6	296,400	23	13,700			23	13,700	29	310,100	400	2,600	300	3,300	3,000	6,300	316,400		
男鹿市					1	23,400	1	23,400	1	1,700	2	600	3	2,300	4	25,700	500			500	2,800	3,300	29,000		
潟上市					1	32,500	1	32,500	2	2,400			2	2,400	3	34,900			400	400		400	35,300		
五城目町					1	9,000	1	9,000					1	9,000	400	9,400	2,100			2,500	0	2,500	11,500		
八郎潟町					1	6,800	1	6,800					1	6,800	100	6,900				100		100	6,900		
井川町					1	4,500	1	4,500	2	1,100			2	1,100	3	5,600	200			200		200	5,800		
大潟村					1	3,300	1	3,300					1	3,300		3,300							3,300		
由利本荘市	2	24,400	4	14,300		6	38,700	45	27,300	2	1,700	8	300	55	29,300	61	68,000	3,600			3,600	6,100	9,700	77,700	
にかほ市	1	20,600			1	20,600	14	7,900			3	100	17	8,000	18	28,600	300		0	300		300	28,900		
大仙市	1	3,300	3	4,600	1	32,300	5	40,200	29	22,800			29	22,800	34	63,000	11,800	1,200	100	13,100	7,000	20,100	83,100		
仙北市	1	4,500			1	7,600	2	12,100	8	5,800	2	200	1	0	11	6,000	13	18,100	1,600	8,400	0	10,000	10,000	28,100	
美郷町					1	4,500	1	4,500	6	4,900			6	4,900	7	9,400	10,000			10,000		10,000	19,400		
平鹿市			1	1,800	1	54,400	2	56,200	8	9,500	1	100	1	0	10	9,600	12	65,800	10,000	3,300		13,300	8,400	21,700	87,500
雄湯沢市	1	20,100	5	7,600		6	27,700	5	6,300				5	6,300	11	34,000	4,900	6,600		11,500	2,200	13,700	47,700		
羽後町			1	7,000		1	7,000	2	3,200				2	3,200	3	10,200	3,800			3,800		3,800	14,000		
東成瀬村																			2,800			2,800	2,800		
合計	13	166,600	23	48,500	15	511,900	51	727,000	195	134,200	8	3,500	13	400	216	138,100	267	865,100	61,400	37,700	800	99,900	49,800	149,700	1,014,800

\*平成20年度策定「秋田県生活排水処理整備構想」資料 注1)人口は四捨五入を行ったため合計が合わないことがある。 注2) 0は50人未満を示す。

### ④ 市町村別 平成30年目標普及率

No.	市町村名	計画処理人口普及率				合計
		公共下水道	農業集落排水	漁・林業集排他	合併処理浄化槽	
1	鹿角市	58.9	6.1	0.0	16.4	81.4
2	小坂町	49.8	7.1	0.0	21.0	78.0
3	大館市	56.5	11.2	0.0	12.1	79.7
4	北秋田市	49.7	19.7	0.0	18.7	88.1
5	上小阿仁村	41.1	46.1	0.0	12.9	100.0
6	能代市	47.3	2.6	0.0	25.5	75.4
7	藤里町	72.2	7.6	0.0	20.1	100.0
8	三種町	68.5	15.8	0.0	13.1	97.4
9	八峰町	67.8	17.4	10.6	4.2	100.0
10	秋田市	90.8	4.2	0.0	1.8	96.9
11	男鹿市	68.1	4.9	1.8	9.6	84.3
12	潟上市	91.2	6.8	0.0	1.2	99.1
13	五城目町	78.2	0.0	0.0	21.1	99.4
14	八郎潟町	99.1	0.0	0.0	0.9	100.0
15	井川町	77.4	19.5	0.0	3.1	100.0
16	大潟村	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0
17	由利本荘市	43.8	30.9	2.3	11.0	88.0
18	にかほ市	71.0	27.3	0.5	1.1	99.9
19	大仙市	43.1	24.4	0.0	21.6	89.2
20	仙北市	38.6	18.4	0.6	32.0	89.6
21	美郷町	19.8	21.3	0.0	43.6	84.7
22	横手市	54.2	9.1	0.1	21.0	84.4
23	湯沢市	50.7	11.7	0.0	25.0	87.4
24	羽後町	38.5	17.6	0.0	20.8	76.9
25	東成瀬村	0.0	0.0	0.0	93.0	93.0
市合計		65.4	11.6	0.3	12.2	89.5
秋田市除く		53.3	15.1	0.4	17.1	86.0
町村合計		54.7	14.1	0.8	21.7	91.3
秋田県合計		64.3	11.9	0.4	13.1	89.7



\*平成20年度策定「秋田県生活排水処理整備構想」資料  
注)普及率は四捨五入を行ったため合計が合わないことがある。

## 2) 汚水処理人口普及率

### ① 平成25年度末 市町村別汚水処理人口普及率（事業区分別）

注）本項以降に用いられている「汚水処理人口普及率」は下水道等施設の普及率を表す全国統一表記であり、「下水道等普及率」と同意語である。

H26.3.31現在

市町村名	公共下水道		農業集落排水		漁・林・簡易・小規模		合併処理浄化槽		汚水処理人口合計		H25までの整備手法					住民基本台帳人口 (人) (H26.3.31)	
	処理人口 (人)	普及率 (%)	公共下水道		集落排水等				合併								
											単	流	農	漁林	簡小		
秋田市	292,100	91.4	11,896	3.7	0		6,554	2.1	310,550	97.2	●	●	●			●	319,497
能代市	25,132	43.7	244	0.4	0		12,998	22.6	38,374	66.7	●		●			●	57,564
横手市	45,911	47.5	8,375	8.7	76	0.1	16,460	17.0	70,822	73.3	●	●	●	●	●	●	96,665
大館市	37,023	48.0	7,612	9.9	0		14,596	18.9	59,231	76.8	○	●	●			●	77,096
男鹿市	19,582	63.9	1,422	4.6	488	1.6	1,751	5.7	23,243	75.9	○	●	●	●		●	30,632
湯沢市	18,861	38.1	4,085	8.3	0		10,671	21.6	33,617	68.0	●		●			●	49,459
鹿角市	14,529	43.3	1,237	3.7	0		3,553	10.6	19,319	57.5	●	●	●			●	33,593
由利本荘市	34,904	42.2	24,314	29.4	1,778	2.2	9,205	11.1	70,201	85.0	●		●	●	●	●	82,628
潟上市	31,374	92.4	1,040	3.1	0		305	0.9	32,719	96.3		●	●			●	33,971
大仙市	34,289	39.3	20,403	23.4	0		14,072	16.1	68,764	78.8	●	●	●			●	87,239
北秋田市	16,440	46.7	6,597	18.8	0		4,356	12.4	27,393	77.9	●		●			●	35,177
にかほ市	16,149	60.3	7,577	28.3	113	0.4	2,221	8.3	26,060	97.4	●		●		●	●	26,767
仙北市	10,597	36.7	4,786	16.6	158	0.5	5,712	19.8	21,253	73.6	●	●	●	●	●	●	28,891
小坂町	3,111	54.1	0		0		1,021	17.8	4,132	71.8	●	●	○			●	5,751
上小阿仁村	1,088	41.3	1,185	45.0	0		285	10.8	2,558	97.2	●		●			●	2,633
藤里町	2,742	73.9	254	6.8	0		502	13.5	3,498	94.3	●		●			●	3,709
三種町	12,735	69.2	2,740	14.9	0		1,534	8.3	17,009	92.4		●	●			●	18,414
八峰町	5,511	68.7	1,356	16.9	828	10.3	106	1.3	7,801	97.2	●		●	●		●	8,023
五城目町	7,530	72.9	0		0		906	8.8	8,436	81.7		●	●			●	10,325
八郎潟町	6,231	97.4	0		0		87	1.4	6,318	98.8		●	●			●	6,395
井川町	5,036	96.8	0		0		151	2.9	5,187	99.7		●	●			●	5,203
大潟村	3,275	100	0		0		0		3,275	100		●					3,275
美郷町	4,438	21.0	4,382	20.7	0		7,687	36.3	16,507	78.0		●	●			●	21,155
羽後町	6,100	36.9	2,668	16.1	0		2,468	14.9	11,236	67.9	●		●			●	16,553
東成瀬村	0		0		0		2,260	82.5	2,260	82.5						●	2,740
市合計	596,891	62.2	99,588	10.4	2,613	0.3	102,454	10.7	801,546	83.6	● 供用済 ◎ 着手済 ○ 未着手					959,179	
町村計	57,797	55.5	12,585	12.1	828	0.8	17,007	16.3	88,217	84.7						104,176	
県合計	654,688	61.6	112,173	10.5	3,441	0.3	119,461	11.2	889,763	83.7						1,063,355	

(注) 1 普及率は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。

## ② 平成25年度末 秋田県汚水処理人口普及率

### ○ 平成25年度末 市町村別汚水処理人口普及率（事業区分別）

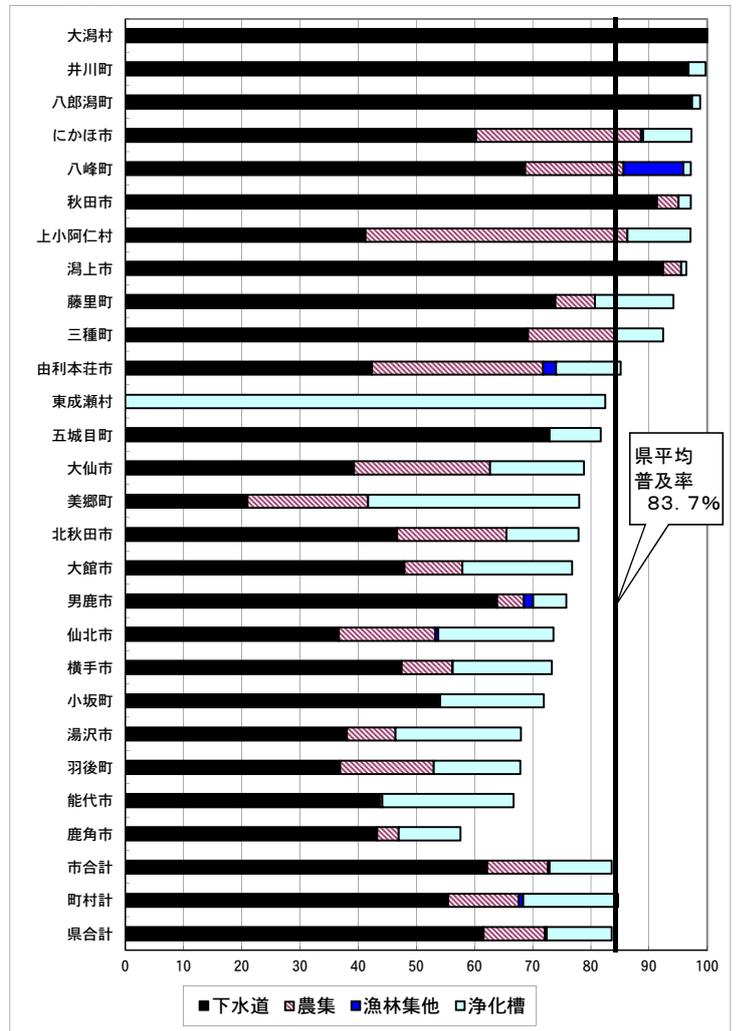
（単位：％）

順位	市町村名	公共下水道	農業集落	漁林業集落他	合併浄化槽	合計	H30目標に対する達成率
1	大潟村	100.0	-	-	-	100.0	100.0
2	井川町	96.8	-	-	2.9	99.7	99.7
3	八郎潟町	97.4	-	-	1.4	98.8	98.8
4	にかほ市	60.3	28.3	0.4	8.3	97.4	97.5
5	八峰町	68.7	16.9	10.3	1.3	97.2	97.2
6	秋田市	91.4	3.7	-	2.1	97.2	100.3
7	上小阿仁村	41.3	45.0	-	10.8	97.2	97.2
8	潟上市	92.4	3.1	-	0.9	96.3	97.2
9	藤里町	73.9	6.8	-	13.5	94.3	94.3
10	三種町	69.2	14.9	-	8.3	92.4	94.9
11	由利本荘市	42.4	29.4	2.2	11.1	85.0	96.6
12	東成瀬村	-	-	-	82.5	82.5	88.7
13	五城目町	72.9	-	-	8.8	81.7	82.2
14	大仙市	39.3	23.4	-	16.1	78.8	88.3
15	美郷町	21.0	20.7	-	36.3	78.0	92.1
16	北秋田市	46.7	18.8	-	12.4	77.9	88.4
17	大館市	48.0	9.9	-	18.9	76.8	96.4
18	男鹿市	63.9	4.6	1.6	5.7	75.9	90.0
19	仙北市	36.7	16.6	0.5	19.8	73.6	82.1
20	横手市	47.5	8.7	0.1	17.0	73.3	86.8
21	小坂町	54.1	0.0	-	17.8	71.8	92.1
22	湯沢市	38.1	8.3	-	21.6	68.0	77.8
23	羽後町	36.9	16.1	-	14.9	67.9	88.3
24	能代市	43.7	0.4	-	22.6	66.7	88.5
25	鹿角市	43.3	3.7	-	10.6	57.5	70.6
	市合計	62.2	10.4	0.3	10.7	83.6	93.3
	町村計	55.5	12.1	0.8	16.3	84.7	92.8
	県合計	61.6	10.5	0.3	11.2	83.7	93.3

- : 事業計画なし

$$\text{普及率} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{住民基本台帳人口}} \times 100\%$$

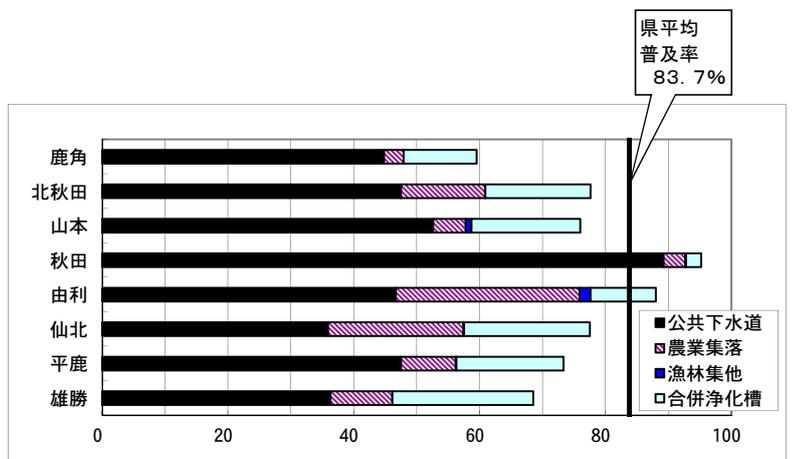
普及率グラフ



### ○ 地域振興局管内別普及率

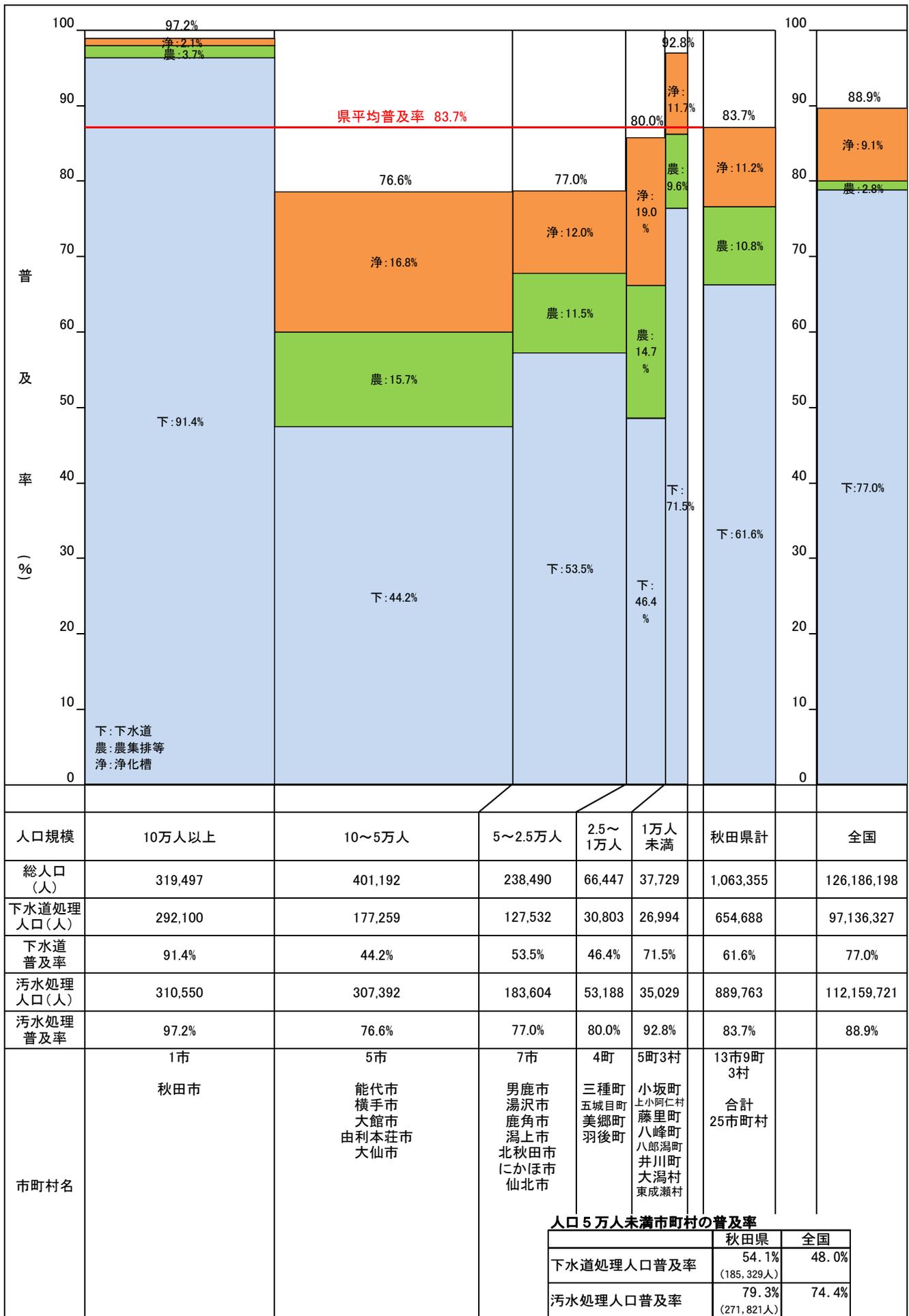
（単位：％）

振興局名	公共下水道	農業集落	漁林業集落他	合併浄化槽	合計
鹿角	44.8	3.1	-	11.6	59.6
北秋田	47.5	13.4	-	16.7	77.6
山本	52.6	5.2	0.9	17.3	76.0
秋田	89.2	3.5	0.1	2.4	95.2
由利	46.7	29.2	1.7	10.4	88.0
仙北	35.9	21.5	0.1	20.0	77.6
平鹿	47.5	8.7	0.1	17.0	73.3
雄勝	36.3	9.8	-	22.4	68.5



- （注） 1 普及率は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。  
2 漁林業集落他には簡易排水施設、小規模集合排水処理施設を含む。

### ③ 平成25年度末 市町村人口規模別普及状況

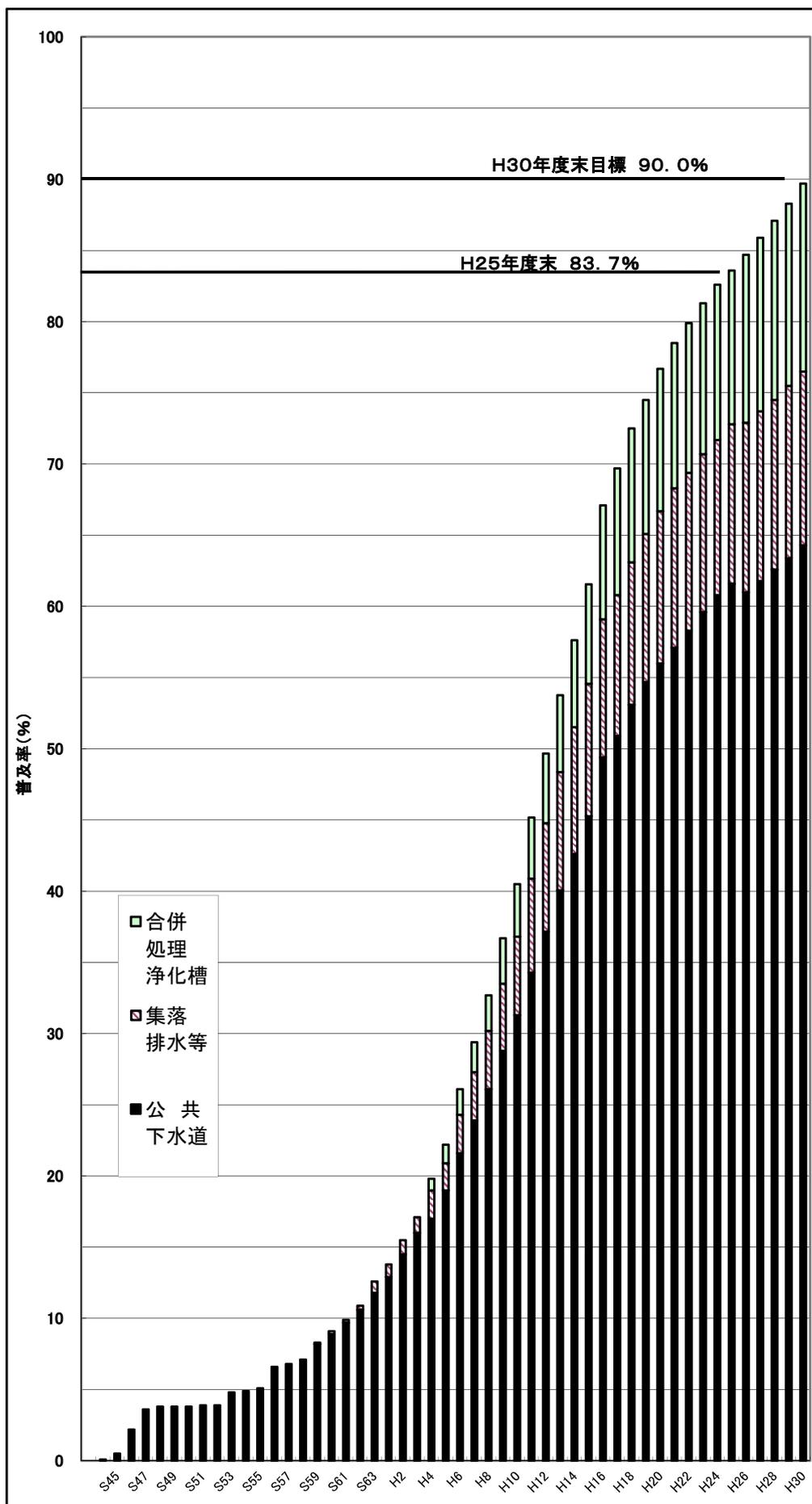


※全国のデータは、東日本大震災の影響により、福島県を除く46都道府県のデータである。

#### ④ 汚水処理人口普及率推移グラフ

H26.3.31現在

年 度	公 共 下水道	集 落 排水等	合 併 処 理 浄 化 槽	全 体 普 及 率
S44	0.1			
S45	0.5			
S46	2.2			
S47	3.6			
S48	3.8			
S49	3.8			
S50	3.8			
S51	3.9			
S52	3.9			
S53	4.8			
S54	4.9			
S55	5.1			
S56	6.6			
S57	6.8			
S58	7.1	0		7.1
S59	8.2	0.1		8.3
S60	8.9	0.2		9.1
S61	9.7	0.2		9.9
S62	10.6	0.3		10.9
S63	11.8	0.8		12.6
H元	12.9	0.9		13.8
H2	14.5	1.0		15.5
H3	16.0	1.1	0	17.1
H4	17.0	2.0	0.8	19.8
H5	19.0	1.9	1.3	22.2
H6	21.6	2.7	1.8	26.1
H7	23.9	3.4	2.1	29.4
H8	26.1	4.1	2.5	32.7
H9	28.8	4.7	3.2	36.8
H10	31.3	5.5	3.7	40.6
H11	34.3	6.6	4.3	45.2
H12	37.2	7.6	4.9	49.7
H13	40.1	8.3	5.4	53.8
H14	42.6	8.9	6.1	57.6
H15	45.3	9.3	7.0	61.6
H16	49.4	9.7	8.0	67.1
H17	50.9	9.9	8.9	69.7
H18	53.1	10.0	9.4	72.5
H19	54.7	10.4	9.4	74.5
H20	56.0	10.7	10.0	76.7
H21	57.1	11.2	10.2	78.5
H22	58.3	11.1	10.5	79.9
H23	59.6	11.1	10.6	81.3
H24	60.8	10.9	10.9	82.7
H25	61.6	11.2	10.8	83.7
H26	61.0	11.9	11.8	84.7
H27	61.8	11.9	12.2	85.9
H28	62.6	11.9	12.6	87.1
H29	63.4	12.1	12.8	88.3
H30	64.3	12.2	13.2	89.7



(注) 普及率は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。  
 (注) 普及率は、H25までは実績値、H26以降は整備構想における計画値を記載している。

⑤ 平成25年度末 市町村別汚水処理人口普及率・接続率(参考)

H26.3.31 現在

No.	市町村名	公共下水道					農業集落排水					漁・林・簡易・小規模				集合処理施設 小計			合併処理浄化槽		生活排水 処理施設合計				住民基本台帳人口(人) (H26.3.31)	普及率 順位	接続率 順位		
		処理人口 (人)	普及率 (%)	接続 人口 (人)	率 (%)	普及率 順位	処理人口 (人)	普及率 (%)	接続 人口 (人)	率 (%)	普及率 順位	処理人口 (人)	普及率 (%)	接続 人口 (人)	率 (%)	普及率 順位	処理人口 (人)	普及率 (%)	接続 人口 (人)	率 (%)	処理人口 (人)	普及率 (%)	接続 人口 (人)	率 (%)					
1	秋田市	292,100	91.4	257,277	88.1	5	5	11,896	3.7	10,725	90.2	16	7	0	-	0	-	303,996	268,002	88.2	6,554	2.1	310,550	97.2	274,556	88.4	319,497	5	6
2	能代市	25,132	43.7	22,749	90.5	16	4	244	0.4	244	100.0	19	1	0	-	0	-	25,376	22,993	90.6	12,998	22.6	38,374	66.7	35,991	93.8	57,564	24	5
3	横手市	45,911	47.5	30,642	66.7	14	15	8,375	8.7	6,236	74.5	12	11	76	0.1	75	98.7	54,362	36,953	68.0	16,460	17.0	70,822	73.3	53,413	75.4	96,665	20	18
4	大館市	37,023	48.0	28,735	77.6	13	11	7,612	9.9	6,620	87.0	11	8	0	-	0	-	44,635	35,355	79.2	14,596	18.9	59,231	76.8	49,951	84.3	77,096	17	11
5	男鹿市	19,582	63.9	14,341	73.2	10	13	1,422	4.6	1,133	79.7	15	9	488	1.6	409	83.8	21,492	15,883	73.9	1,751	5.7	23,243	75.9	17,634	75.9	30,632	18	17
6	湯沢市	18,861	38.1	11,945	63.3	21	20	4,085	8.3	2,258	55.3	13	18	0	-	0	-	22,946	14,203	61.9	10,671	21.6	33,617	68.0	24,874	74.0	49,459	22	20
7	鹿角市	14,529	43.3	8,177	56.3	17	22	1,237	3.7	900	72.8	16	12	0	-	0	-	15,766	9,077	57.6	3,553	10.6	19,319	57.5	12,630	65.4	33,593	25	23
8	由利本荘市	34,904	42.2	28,546	81.8	18	10	24,314	29.4	18,132	74.6	2	10	1,778	2.2	1,438	80.9	60,996	48,116	78.9	9,205	11.1	70,201	85.0	57,321	81.7	82,628	11	12
9	潟上市	31,374	92.4	25,682	81.9	4	9	1,040	3.1	699	67.2	18	15	0	-	0	-	32,414	26,381	81.4	305	0.9	32,719	96.3	26,686	81.6	33,971	8	13
10	大仙市	34,289	39.3	22,762	66.4	20	16	20,403	23.4	13,062	64.0	4	16	0	-	0	-	54,692	35,824	65.5	14,072	16.1	68,764	78.8	49,896	72.6	87,239	14	21
11	北秋田市	16,440	46.7	10,743	65.3	15	18	6,597	18.8	6,002	91.0	6	5	0	-	0	-	23,037	16,745	72.7	4,356	12.4	27,393	77.9	21,101	77.0	35,177	16	14
12	にかほ市	16,149	60.3	13,626	84.4	11	8	7,577	28.3	6,886	90.9	3	6	113	0.4	99	87.6	23,839	20,611	86.5	2,221	8.3	26,060	97.4	22,832	87.6	26,767	4	8
13	仙北市	10,597	36.7	6,737	63.6	23	19	4,786	16.6	3,365	70.3	8	13	158	0.5	87	55.1	15,541	10,189	65.6	5,712	19.8	21,253	73.6	15,901	74.8	28,891	19	19
14	小坂町	3,111	54.1	2,124	68.3	12	14	0	-	0	-	20	20	0	-	0	-	3,111	2,124	68.3	1,021	17.8	4,132	71.8	3,145	76.1	5,751	21	16
15	上小阿仁村	1,088	41.3	1,071	98.4	19	2	1,185	45.0	1,182	99.7	1	2	0	-	0	-	2,273	2,253	99.1	285	10.8	2,558	97.2	2,538	99.2	2,633	5	3
16	藤里町	2,742	73.9	2,320	84.6	6	7	254	6.8	239	94.1	14	3	0	-	0	-	2,996	2,559	85.4	502	13.5	3,498	94.3	3,061	87.5	3,709	9	9
17	三種町	12,735	69.2	8,403	66.0	8	17	2,740	14.9	1,671	61.0	10	17	0	-	0	-	15,475	10,074	65.1	1,534	8.3	17,009	92.4	11,608	68.2	18,414	10	22
18	八峰町	5,511	68.7	3,489	63.3	9	20	1,356	16.9	672	49.6	7	19	828	10.3	504	60.9	7,695	4,665	60.6	106	1.3	7,801	97.2	4,771	61.2	8,023	5	25
19	五城目町	7,530	72.9	5,542	73.6	7	12	0	-	0	-	20	20	0	-	0	-	7,530	5,542	73.6	906	8.8	8,436	81.7	6,448	76.4	10,325	13	15
20	八郎潟町	6,231	97.4	5,468	87.8	2	6	0	-	0	-	20	20	0	-	0	-	6,231	5,468	87.8	87	1.4	6,318	98.8	5,555	87.9	6,395	3	7
21	井川町	5,036	96.8	4,736	94.0	3	3	0	-	0	-	20	20	0	-	0	-	5,036	4,736	94.0	151	2.9	5,187	99.7	4,887	94.2	5,203	2	4
22	大湯村	3,275	100.0	3,275	100.0	1	1	0	-	0	-	20	20	0	-	0	-	3,275	3,275	100.0	0	-	3,275	100.0	3,275	100.0	3,275	1	1
23	美郷町	4,438	21.0	2,222	50.1	24	23	4,382	20.7	4,102	93.6	5	4	0	-	0	-	8,820	6,324	71.7	7,687	36.3	16,507	78.0	14,011	84.9	21,155	15	10
24	羽後町	6,100	36.9	2,842	46.6	22	24	2,668	16.1	1,850	69.3	9	14	0	-	0	-	8,768	4,692	53.5	2,468	14.9	11,236	67.9	7,160	63.7	16,553	23	24
25	東成瀬村	0	-	0	-	25	25	0	-	0	-	20	20	0	-	0	-	0	0	-	2,260	82.5	2,260	82.5	2,260	100.0	2,740	12	1
	県 合計	654,688	61.6	523,454	80.0			112,173	10.5	85,978	76.6			3,441	0.3	2,612	75.9	770,302	612,044	79.5	119,461	11.2	889,763	83.7	731,505	82.2	1,063,355		

※接続人口には生活雑排水(トイレ以外の台所、風呂、洗濯等の排水)のみを接続しているケースを含む。

## (2) 秋田県の下水道

### 1) 下水道のあゆみ

H26.3.31

年度	公共下水道着手都市		流域下水道着手	処理開始都市	処理開始処理場	普及率(%)	
	単独	流域関連				県	全国
昭7	◇秋田市(八橋)	1					
24	能代市	1					
44	▲大潟村	1		大潟村(単独)	1	大潟(H6廃止)	0
45				秋田市(単独)	1	八橋	1
50			昭和町	1	臨海		4
51			◇秋田市	1			4
52							4
53			男鹿市,天王町	2			5
54	田沢湖町	1					5
55							5
56	本荘市,○小坂町(十和田湖)	2	大曲市	1	大曲		7
57			飯田川町	1	横手	秋田市(流関)	1
58			横手市	1		秋田臨海(県流域)	1
59							7
60	岩城町	1			能代市	能代	1
61			八郎潟町	1	大館	昭和町,天王町,田沢湖町	3
62	◇秋田(金足)	1	大館市,角館町,井川町,中仙町	4		田沢湖	1
63	◇秋田(羽川),由利町,西目町	3	○鹿角市,雄和町,若美町,琴丘町	4	鹿角	大曲市,飯田川町	2
平成元	◇秋田(太平山)	1	比内町,五城目町,河辺町,平鹿町,十文字町,増田町,雄物川町	7		大曲(県流域)	1
2	森吉町	1	田代町,山本町,大雄村	3		横手市,男鹿市	2
3	湯沢市,鷹巣町	2	六郷町	1		羽川(秋田),横手(県流域)	2
4	仁賀保組合(仁賀保町,金浦町,象潟町)	3	仙北町	1		八郎潟町,井川町	2
5	◎西仙北町(刈和野),協和町	2	八電町,▲大潟村	2		金足(秋田)	1
6	矢島町,大内町,◎西仙北町(強首)	3				太平山(秋田),本荘,十和田湖	3
7	八森町	1	○小坂町	1		大館市,琴丘町,若美町,雄和町,岩城町	5
8	山内村,羽後町	2				五城目町,河辺町,平鹿町	3
9	上小阿仁村,峰浜村	2				比内町,大潟村(流関),角館町,大雄村	3
10	合川町,阿仁町,藤里町,◎皆瀬村(小安)	4				鹿角市(流関),田代町,山本町,由利町,西目町	5
11						湯沢市,八電町,仙北町,十文字町	4
12						森吉町,協和町,雄物川町,小坂町(流関),鷹巣町,仁賀保町,金浦町,象潟町,西仙北町,六郷町,増田町	7
13						米内沢(鎌吉),中央(協和),刈和野,強首(西仙北),鷹巣,仁賀保(仁賀保組合)	4
14	◎皆瀬村(皆瀬)	1					34
15	福川町	1				岩谷(大内),矢島,相野々(山内)	3
16	雄勝町	1				神岡町	1
17	大仙市(旧南外),○鹿角市(湯瀬)	2				上小阿仁村,八森町,皆瀬村	3
18						藤里町,阿仁町,峰浜村,羽後町	2
19						沢目(峰浜),西馬首内(羽後)	2
20						北秋田市(合川町)	1
21						大仙市(神郷町),湯沢市(旧福川町)	2
22						湯沢市(雄勝町)	1
23						大仙市(南外村),鹿角市	2
24							58
25							60
計	31市町村	32市町村	5処理区	60市町村 未供用:なし	39処理区 (内、県施設6,市町村施設33)		62

注) 本表はH16.4.1現在の市町村数で構成されている(9市50町10村 計69市町村)

○市町村合併(H16.11-H18.4)による市町村変遷

H16.11 美郷町:六郷町,千畑町,仙南村  
H17.1 秋田市:秋田市,雄和町,河辺町  
H17.3 男鹿市:男鹿市,若美町  
H17.3 湯沢市:湯沢市,福川町,雄勝町,皆瀬村  
H17.3 大仙市:大曲市,神岡町,西仙北町,中仙町,協和町,南外村,仙北町,太田町  
H17.3 由利本荘市:本荘市,岩城町,由利町,西目町,大内町,東由利町,矢島町,鳥海町  
H17.3 北秋田市:鷹巣町,森吉町,合川町,阿仁町  
H17.3 湯上市:天王町,飯田川町,昭和町  
H17.6 大館市:大館市,比内町,田代町  
H17.9 仙北市:角館町,田沢湖町,西木村  
H17.10 にかほ市:仁賀保町,金浦町,象潟町  
H17.10 横手市:横手市,増田町,平鹿町,雄物川町,大森町,十文字町,山内村,大雄村  
H18.3 能代市:能代市,二ツ井町  
H18.3 三種町:琴丘町,山本町,八電町

市町村合併前(H16.4.1現在)  
県全体69市町村中  
下水道計画有り 60市町村

↓

市町村合併後(H18.4.1現在)  
県全体25市町村中  
下水道計画有り ※24市町村  
24市町村全部が着手・供用済

備考

◇印市町村:複数処理区の単独に加え、流関も実施  
・対象市町村:秋田市

○印市町村:単独に加え、流関も実施  
・対象市町村:鹿角市・小坂町(ただし、十和田湖は県事業)

◎印市町村:複数処理区の単独を実施  
・対象市町村:西仙北町、皆瀬村

▲大潟村:H6年に単独から流域関連に変更

※東成瀬村:全村合併浄化槽

## 2) 流域下水道の状況

### ①流域下水道事業の実施状況



#### 【流域下水道とは】

2市町村以上の区域の下水を処理する広域的な下水道で県が設置管理する。市町村の下水を受け入れる幹線管渠と終末処理場から成る。幹線管渠に接続する枝線管渠は関連する市町村が公共下水道として整備する。

秋田県では、秋田湾・雄物川流域下水道に臨海、大曲、横手の3処理区、米代川流域下水道に大館、鹿角の2処理区がそれぞれS57～H7年度にかけ供用開始している。

域別下水道整備総合計画の策定状況

流域名	変更回数	経緯			基準年度	
		着手年度	協議申出	承認/同意	現状	目標
秋田湾・雄物川	当初	S48	S50.5.13	S56.9.16	S47	H7
	第1回変更	S57	H6.2.22	H7.2.14	S55	H17
	第2回変更	—	—	H13.3.5	S55	H17
	第3回変更	H14	—	H17.4.1	H12	H32
米代川	当初	S49	S57.10.18	S59.9.18	S47	H7
	第1回変更	H7	H15.8.27	H17.1.5	H5	H27
子吉川	当初	S50	S61.5.30	S63.5.30	S49	H7
	第1回変更	H1	H9.12.18	H11.2.26	S63	H22

※子吉川流域は、市町村合併により、由利本荘市が1市となったことから更新不要。

② 流域下水道事業の概要(H25末)

流域下水道名 処理区名	秋田湾・雄物川流域下水道			秋田湾・雄物川計		米代川流域下水道		米代川計		秋田県計
	臨海	大曲	横手	大館	鹿角	大館	鹿角	大館	鹿角	
下水道事業計画届出年月日	昭和51年2月26日 平成24年2月17日	昭和57年3月18日 平成24年10月1日	昭和58年2月23日 平成25年1月29日	昭和61年12月22日 平成24年1月29日	昭和63年12月8日 平成24年2月17日					
下水道事業年次	着手(~H25経年) 事業計画期間 平成28年	昭和50年(39) 平成30年	昭和56年(33) 平成30年	昭和57年(32) 平成30年	昭和63年(26) 平成28年					
都市計画決定年月日	昭和50年10月25日 平成14年3月1日	昭和56年8月29日 平成13年3月30日	昭和57年11月20日 平成14年3月1日	昭和61年9月26日 平成11年11月16日	昭和63年7月12日 平成10年3月6日					
都市計画事業年次	着手 事業施行期間 昭和29年3月31日 平成57年4月1日	昭和51年2月26日 平成29年3月31日	昭和57年1月22日 平成31年3月31日	昭和62年2月6日 平成31年3月31日	昭和63年12月8日 平成29年3月31日					
処理開始年月	昭和57年4月1日	昭和63年4月1日	平成元年4月1日	平成4年4月1日	平成7年4月1日					
流域関連市町村 うち供用開始済み	3市4町1村 3市4町1村	2市1町 2市1町	1市 1市	6市5町1村 6市5町1村	1市1町 1市1町			2市1町 2市1町		8市6町1村 8市6町1村
全体計画処理面積 整備済面積	12,133 8,986	2,734 1,550	2,642 1,791	17,509 12,327	1,352 626			3,899 1,944		21,408 14,271
整備率	74%	57%	68%	70%	46%			52%		67%
全体計画処理人口 整備済人口	336.8 333.1	46.3 38.5	46.6 44.3	429.7 415.9	23.6 17.3			77.1 54.3		506.8 470.2
整備率	99%	83%	95%	97%	73%			70%		93%
計画区域内人口 処理区域内人口	349.5 333.1	43.8 38.5	52.1 44.3	445.5 415.9	26.7 17.3			88.4 54.3		533.9 470.2
整備率	95%	88%	85%	93%	65%			61%		88%
全体計画処理能力(日最大) 事業計画処理能力 現在処理能力	180.0 180.0 120.0	23.2 21.6 16.2	25.8 24.6 24.6	229.0 226.2 160.8	12.7 8.2 8.2			39.7 26.2 20.2		268.7 252.4 181.0
整備率	67%	70%	95%	70%	65%			51%		67%
全体計画処理水量(日平均) 実流入水量	130.8 77.9	17.0 8.3	19.8 11.1	167.6 97.3	9.4 3.4			29.1 11.5		196.7 108.8
整備率	60%	49%	56%	58%	36%			40%		55%
幹線管渠延長 整備済み延長	127.3 127.3	42.2 42.2	45.1 45.1	214.6 214.6	25.9 25.9			55.1 55.1		269.7 269.7
整備率	100%	100%	100%	100%	100%			100%		100%
複線(2条管)区間延長 整備済み延長	54.8 33.9	6.4 5.7	12.0 5.8	73.2 45.4	2.9 1.5			14.0 6.7		87.2 52.1
整備率	62%	89%	48%	62%	52%			48%		60%
管渠(全体延長)整備率	89%	99%	89%	90%	95%			89%		90%
中継ポンプ場数(MP含まず) 稼働中施設数 うち暫定施設数	15 15 0	2 2 0	5 5 0	22 22 0	1 1 0			5 5 0		27 27 0

※下水道事業計画届出年月日：臨海処理区及び鹿角処理区については、下水道法改正前の事業認可年月日となっている。

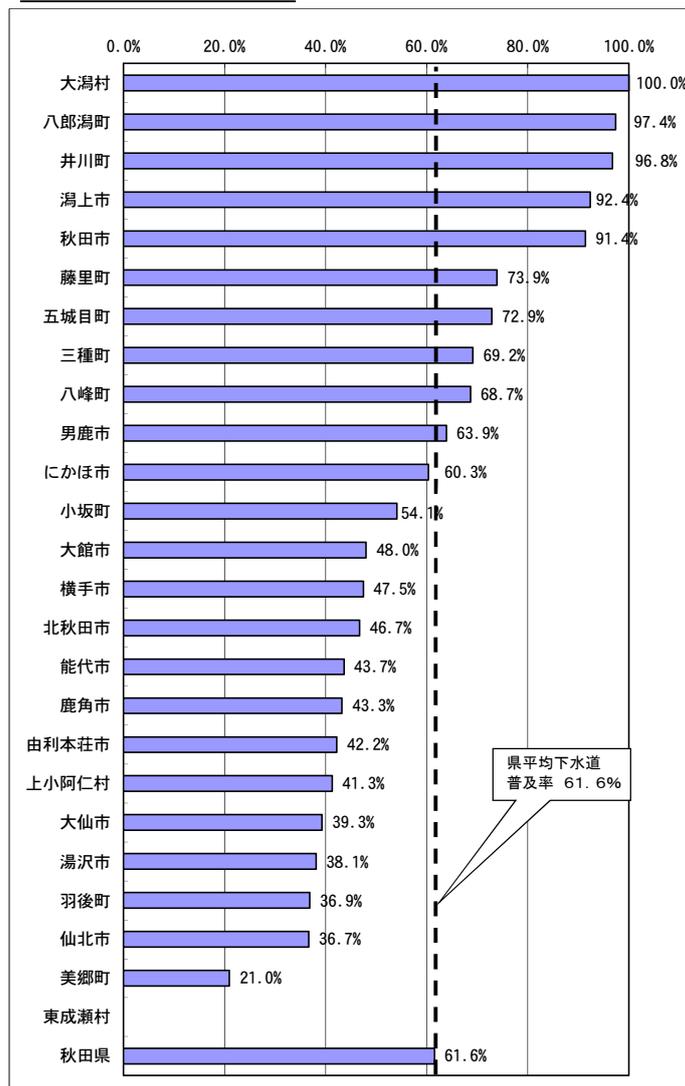


## ② 平成25年度末 下水道処理人口普及率

(平成26年 3月31日現在 25市町村)

順位	市町村名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	H25末普及率	接続済人口	接続率	着手年度	供用年度
1	大潟村	3,275	3,275	100.0%	3,275	100.0%	S44	S44.5
2	八郎潟町	6,395	6,231	97.4%	5,468	87.8%	S61	H2.10
3	井川町	5,203	5,036	96.8%	4,736	94.0%	S62	H2.4
4	潟上市	33,971	31,374	92.4%	25,682	81.9%	S50	S61.4
5	秋田市	319,497	292,100	91.4%	257,277	88.1%	S7	S45.4
6	藤里町	3,709	2,742	73.9%	2,320	84.6%	H10	H15.3
7	五城目町	10,325	7,530	72.9%	5,542	73.6%	H1	H5.10
8	三種町	18,414	12,735	69.2%	8,403	66.0%	S63	H4.5
9	八峰町	8,023	5,511	68.7%	3,489	63.3%	H7	H14.3
10	男鹿市	30,632	19,582	63.9%	14,341	73.2%	S53	H1.4
11	にかほ市	26,767	16,149	60.3%	13,626	84.4%	H4	H10.4
12	小坂町	5,751	3,111	54.1%	2,124	68.3%	S56	H3.4
13	大館市	77,096	37,023	48.0%	28,735	77.6%	S62	H4.4
14	横手市	96,665	45,911	47.5%	30,642	66.7%	S58	H1.4
15	北秋田市	35,177	16,440	46.7%	10,743	65.3%	H2	H9.4
16	能代市	57,564	25,132	43.7%	22,749	90.5%	S24	S59.10
17	鹿角市	33,593	14,529	43.3%	8,177	56.3%	S63	H7.4
18	由利本荘市	82,628	34,904	42.2%	28,546	81.8%	S56	H3.4
19	上小阿仁村	2,633	1,088	41.3%	1,071	98.4%	H9	H13.8
20	大仙市	87,239	34,289	39.3%	22,762	66.4%	S56	S63.4
21	湯沢市	49,459	18,861	38.1%	11,945	63.3%	H3	H8.4
22	羽後町	16,553	6,100	36.9%	2,842	46.6%	H8	H16.3
23	仙北市	28,891	10,597	36.7%	6,737	63.6%	S54	S61.6
24	美郷町	21,155	4,438	21.0%	2,222	50.1%	H3	H10.4
25	東成瀬村	2,740						
	秋田県計	1,063,355	654,688	61.6%	523,454	80.0%		

### 普及率グラフ

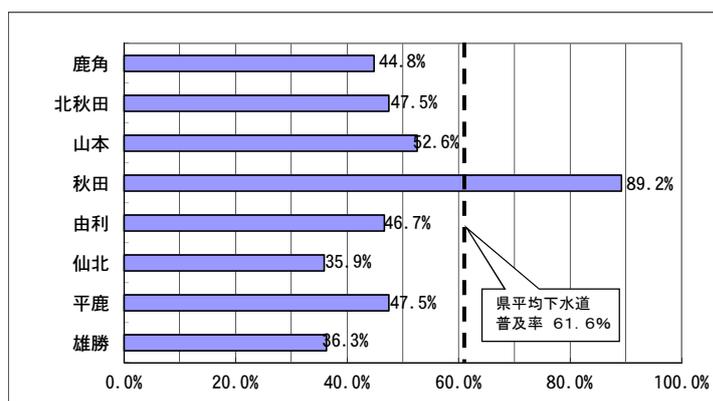


$$\text{普及率} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{住民基本台帳人口}} \times 100\%$$

### 地域振興局別 下水道処理人口普及率

振興局名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	H25末普及率
鹿角	39,344	17,640	44.8%
北秋田	114,906	54,551	47.5%
山本	87,710	46,120	52.6%
秋田	409,298	365,128	89.2%
由利	109,395	51,053	46.7%
仙北	137,285	49,324	35.9%
平鹿	96,665	45,911	47.5%
雄勝	68,752	24,961	36.3%
県計	1,063,355	654,688	61.6%

### 地域振興局別 普及率グラフ

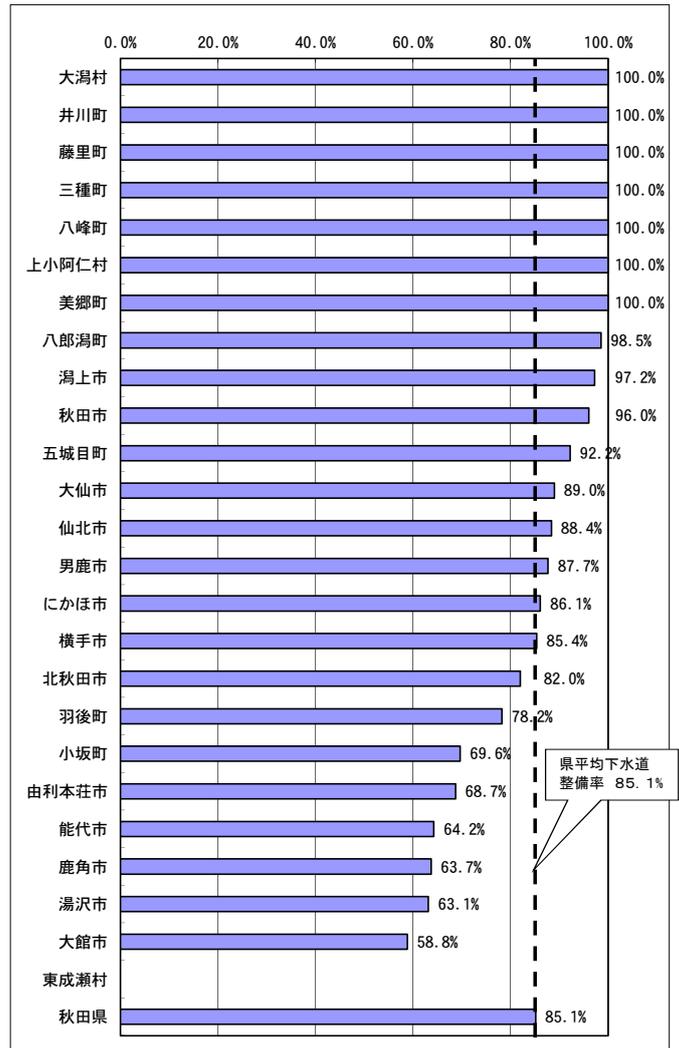


### ③ 平成25年度末 下水道整備率

(平成26年 3月31日現在 25市町村)

順位	市町村名	住民基本台帳人口	計画区域内人口	処理区域内人口	整備率	着手年度	供用年度
1	大潟村	3,275	3,275	3,275	100.0%	S44	S44.5
2	井川町	5,203	5,036	5,036	100.0%	S62	H2.4
3	藤里町	3,709	2,742	2,742	100.0%	H10	H15.3
4	三種町	18,414	12,735	12,735	100.0%	S63	H4.5
5	八峰町	8,023	5,511	5,511	100.0%	H7	H14.3
6	上小阿仁村	2,633	1,088	1,088	100.0%	H9	H13.8
7	美郷町	21,155	4,438	4,438	100.0%	H3	H10.4
8	八郎潟町	6,395	6,324	6,231	98.5%	S61	H2.10
9	潟上市	33,971	32,280	31,374	97.2%	S50	S61.4
10	秋田市	319,497	304,178	292,100	96.0%	S7	S45.4
11	五城目町	10,325	8,167	7,530	92.2%	H1	H5.10
12	大仙市	87,239	38,537	34,289	89.0%	S56	S63.4
13	仙北市	28,891	11,991	10,597	88.4%	S54	S61.6
14	男鹿市	30,632	22,335	19,582	87.7%	S53	H1.4
15	にかほ市	26,767	18,755	16,149	86.1%	H4	H10.4
16	横手市	96,665	53,779	45,911	85.4%	S58	H1.4
17	北秋田市	35,177	20,047	16,440	82.0%	H2	H9.4
18	羽後町	16,553	7,796	6,100	78.2%	H8	H16.3
19	小坂町	5,751	4,467	3,111	69.6%	S56	H3.4
20	由利本荘市	82,628	50,803	34,904	68.7%	S56	H3.4
21	能代市	57,564	39,120	25,132	64.2%	S24	S59.10
22	鹿角市	33,593	22,809	14,529	63.7%	S63	H7.4
23	湯沢市	49,459	29,888	18,861	63.1%	H3	H8.4
24	大館市	77,096	62,945	37,023	58.8%	S62	H4.4
25	東成瀬村	2,740					
	秋田県計	1,063,355	769,046	654,688	85.1%		

整備率グラフ

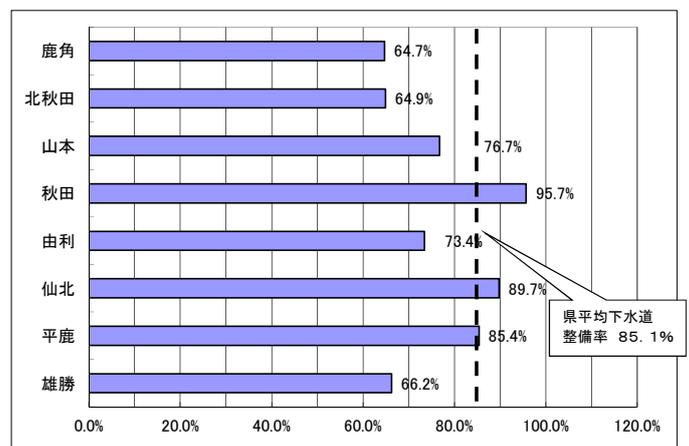


$$\text{整備率} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{計画区域内人口}} \times 100\%$$

地域振興局別 下水道整備率

振興局名	計画区域人口	処理区域人口	H25末整備率
鹿角	27,276	17,640	64.7%
北秋田	84,080	54,551	64.9%
山本	60,108	46,120	76.7%
秋田	381,595	365,128	95.7%
由利	69,558	51,053	73.4%
仙北	54,966	49,324	89.7%
平鹿	53,779	45,911	85.4%
雄勝	37,684	24,961	66.2%
県計	769,046	654,688	85.1%

地域振興局別 整備率グラフ

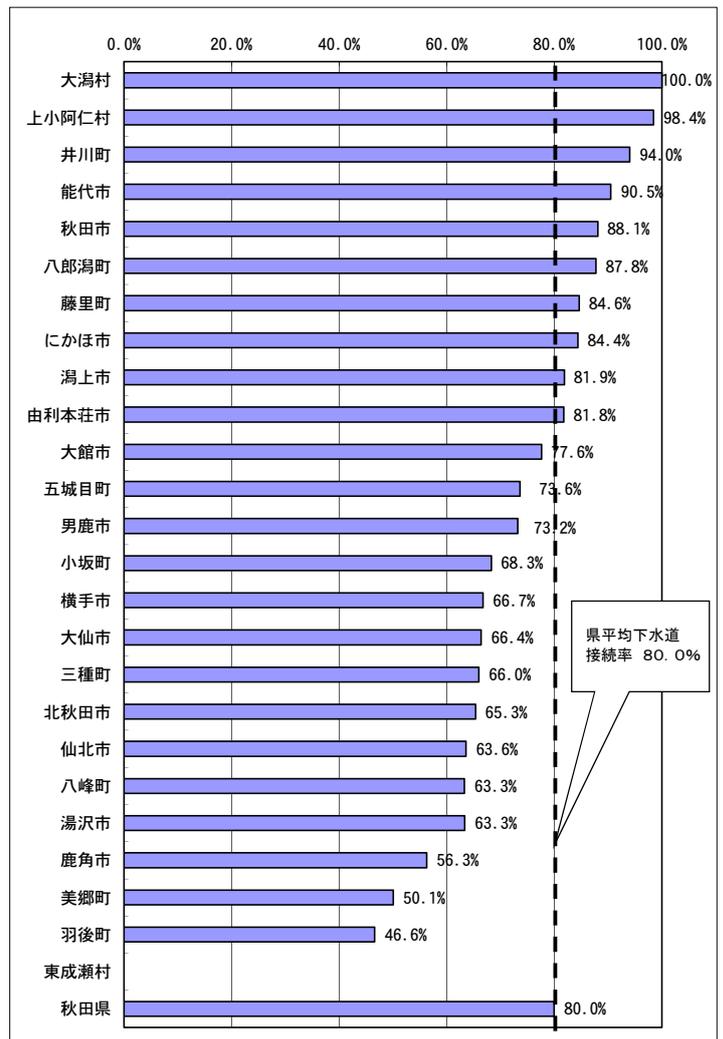


## ④ 平成25年度末 下水道接続率

(平成26年 3月31日現在 25市町村)

順位	市町村名	住民基本 台帳人口	処理区域 内人口	接 続 済 人 口	接続率	供用 年度
1	大潟村	3,275	3,275	3,275	100.0%	S44.5
2	上小阿仁村	2,633	1,088	1,071	98.4%	H13.8
3	井川町	5,203	5,036	4,736	94.0%	H2.4
4	能代市	57,564	25,132	22,749	90.5%	S59.10
5	秋田市	319,497	292,100	257,277	88.1%	S45.4
6	八郎潟町	6,395	6,231	5,468	87.8%	H2.10
7	藤里町	3,709	2,742	2,320	84.6%	H15.3
8	にかほ市	26,767	16,149	13,626	84.4%	H10.4
9	潟上市	33,971	31,374	25,682	81.9%	S61.4
10	由利本荘市	82,628	34,904	28,546	81.8%	H3.4
11	大館市	77,096	37,023	28,735	77.6%	H4.4
12	五城目町	10,325	7,530	5,542	73.6%	H5.10
13	男鹿市	30,632	19,582	14,341	73.2%	H1.4
14	小坂町	5,751	3,111	2,124	68.3%	H3.4
15	横手市	96,665	45,911	30,642	66.7%	H1.4
16	大仙市	87,239	34,289	22,762	66.4%	S63.4
17	三種町	18,414	12,735	8,403	66.0%	H4.5
18	北秋田市	35,177	16,440	10,743	65.3%	H9.4
19	仙北市	28,891	10,597	6,737	63.6%	S61.6
20	八峰町	8,023	5,511	3,489	63.3%	H14.3
21	湯沢市	49,459	18,861	11,945	63.3%	H8.4
22	鹿角市	33,593	14,529	8,177	56.3%	H7.4
23	美郷町	21,155	4,438	2,222	50.1%	H10.4
24	羽後町	16,553	6,100	2,842	46.6%	H16.3
25	東成瀬村	2,740				
	秋田県計	1,063,355	654,688	523,454	80.0%	

### 接続率グラフ

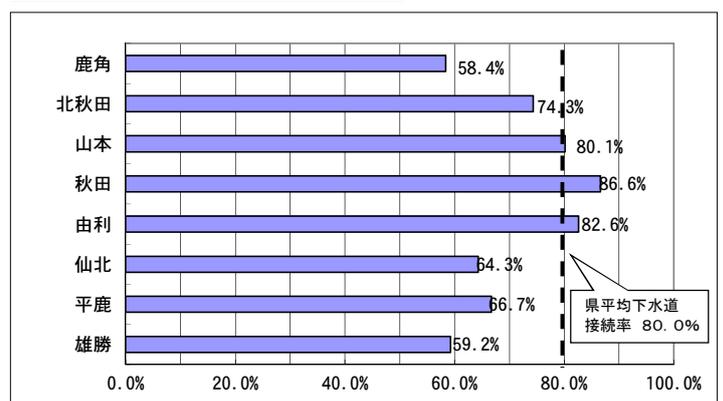


$$\text{接続率} = \frac{\text{処理区域内人口の内、接続済人口}}{\text{処理区域内人口}} \times 100\%$$

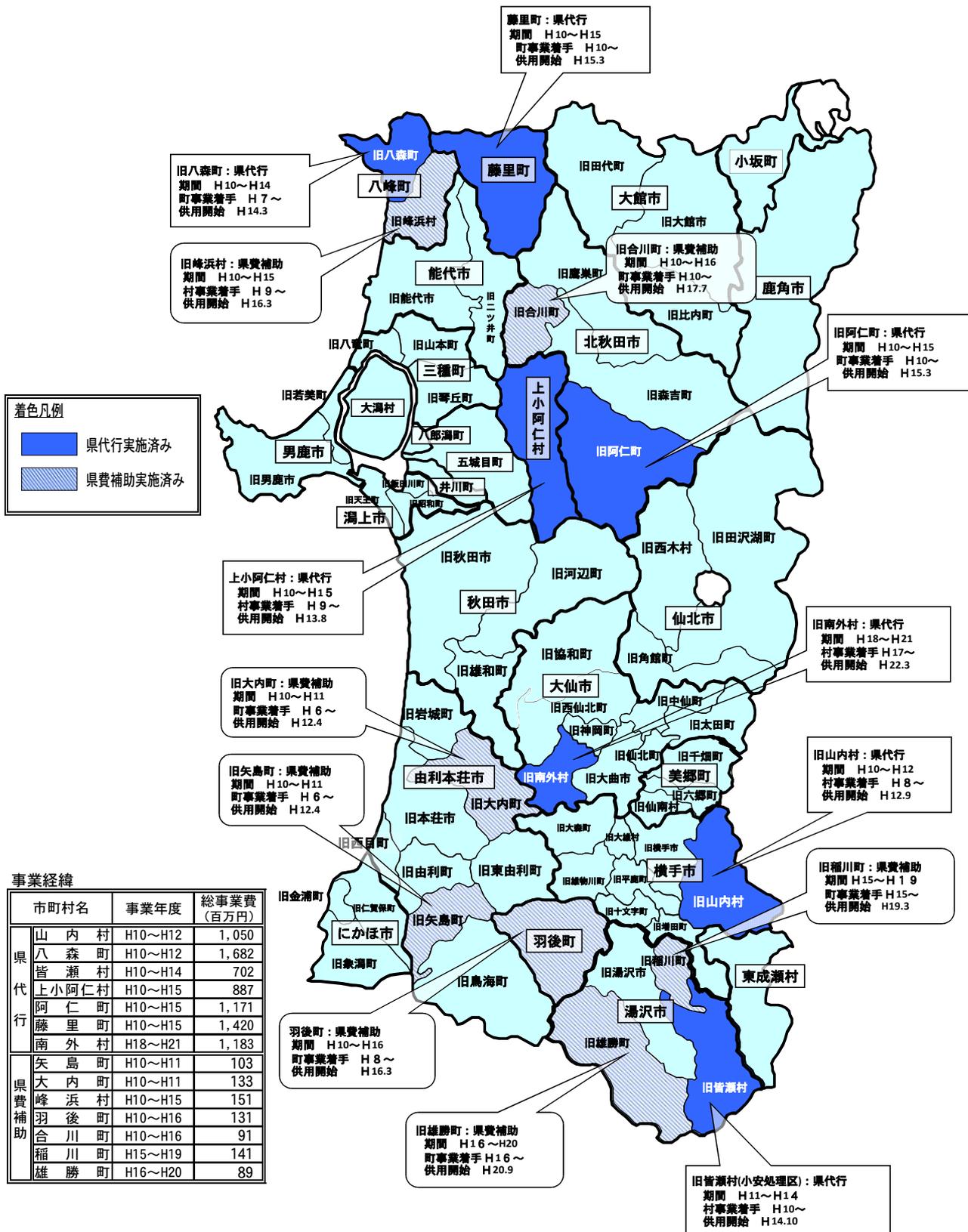
### 地域振興局別 下水道接続率

振興局名	処理区域 内人口	接 続 済 人 口	H25末接続率
鹿角	17,640	10,301	58.4%
北秋田	54,551	40,549	74.3%
山本	46,120	36,961	80.1%
秋田	365,128	316,321	86.6%
由利	51,053	42,172	82.6%
仙北	49,324	31,721	64.3%
平鹿	45,911	30,642	66.7%
雄勝	24,961	14,787	59.2%
県計	654,688	523,454	80.0%

### 地域振興局別 接続率グラフ



## ⑤ 県代行・県費補助の実施状況



### ○公共下水道県代行事業（県代行）とは

ある一定の条件を満たす過疎市町村に対し、県が市町村に代わり、下水道事業の一部（処理場、幹線管渠）を代行して整備する事業。財政力及び技術力に乏しい過疎市町村の下水道整備を支援するため、平成10年度から事業化が図られ、現在まで7町村に対し実施しています。

### ○公共下水道県費補助事業（県費補助）とは

平成10年度時点で、未着手又は未供用の市町村に対し、県が供用開始までの各年度事業費に対し10%を補助する制度。ただし、県代行実施市町村は、事業対象外である。  
下水道整備が立ち後れている市町村を支援するため、県代行事業と同様、平成10年度から事業化が図られ、現在まで7町村に対し実施しています。

# ⑥ 公共下水道事業の計画概要

## 公共下水道 整備量・整備率

平成26年3月31日現在

事業主体	処理区名	単独 流開 の別	旧市町村名	下 水 道				都 市 計 画 法		供 用 開 始 年 月 日	排 除 方 式	全 体 計 画			事 業 計 画			平成25年度末整備量		
				事業計画年月日		完了年次		決 定 年 月 日 ※	事業認可 年月日 (最新) ※			計 画 面 積 (h a) a	計 画 人 口 (人)	日 最 大 計 画 汚 水 量 (m <sup>3</sup> /日)	計 画 面 積 (h a) b	計 画 人 口 (人)	日 最 大 計 画 汚 水 量 (m <sup>3</sup> /日)	整 備 済 面 積 (h a) c	面 積 整 備 率 (%)	
				当 初	最 新	事 業 計 画 年 次	全 体 計 画 年 次												認 可 c/a	認 可 c/b
				当 初	最 新	事 業 計 画 年 次	全 体 計 画 年 次	決 定 年 月 日 ※	事業認可 年月日 (最新) ※			計 画 面 積 (h a) a	計 画 人 口 (人)	日 最 大 計 画 汚 水 量 (m <sup>3</sup> /日)	計 画 面 積 (h a) b	計 画 人 口 (人)	日 最 大 計 画 汚 水 量 (m <sup>3</sup> /日)	整 備 済 面 積 (h a) c	認 可 c/a	認 可 c/b
秋田市	八 橋	単 独	秋田市	S 7. 5. 18	H23. 3. 31	H28	H32	H25. 2. 25	H23. 3. 30	S45. 4. 1	合流	838.0	41,850	34,200	838.0	43,000	35,045	827.3	98.7	98.7
			秋田市	S51. 4. 1				H25. 2. 25	H26. 3. 28	S57. 4. 1										
	臨 海	流 開	秋田市	H 1. 7. 7	H26. 3. 28	H28	H32	H25. 2. 25	H26. 3. 28	H 5. 4. 1	分流									
			雄和町	S63. 10. 12				H25. 2. 25	H26. 3. 28	H 4. 4. 1										
	下浜南	単 独	秋田市	H 3. 8. 6	H23. 3. 31	H28	H28	H25. 2. 25	H23. 3. 25	H 4. 4. 1	分流									
羽 川	単 独	秋田市	S63. 8. 16	S63. 8. 16	S63	S63	【特環】	【特環】	H 1. 4. 1	分流										
太平山	単 独	秋田市	H 1. 9. 18	H15. 3. 25	H21	H21	【特環】	【特環】	H 3. 8. 1	分流										
秋田市計											8,219.9	295,700	170,847	7,807.6	300,455	171,263	6,146.3	74.8	78.7	
能代市	能 代	単 独	能代市	S24. 4. 7	H21. 3. 16	H26	H32	H21. 1. 30	H21. 3. 19	S59. 10. 1	分流	1,761.0	38,000	24,605	812.2	25,030	14,620	727.1	41.3	89.5
横手市	横 手	流 開	横手市	S58. 9. 14						H 1. 4. 1	分流	2,642.0	46,600	25,740	2,078.4	38,320	21,051	1,791.2	67.8	86.2
			増田町	H 1. 9. 8						H10. 4. 1	分流									
			平鹿町	H 1. 9. 5	H25. 3. 25	H30	H32	H25. 3. 15	H25. 3. 18	H 5. 10. 1	分流									
			雄物川町	H 1. 9. 6						H 9. 4. 1	分流									
			十文字町	H 1. 10. 13						H 8. 4. 1	分流									
	相野々	単 独	山内村	H 8. 7. 26	H17. 3. 29	H22	H32	H25. 3. 15	H26. 1. 30	H12. 9. 1	分流									
横手市計											2,693.7	49,344.0	26,647	2,130.1	40,120.0	21,814	1,842.9	68.4	86.5	
大館市	大 館	流 開	大館市	S62. 11. 9				H12. 2. 25	H25. 6. 11	H 4. 4. 1	分流	2,547.0	53,500	26,796	1,615.0	38,150	18,754	1,317.7	51.7	81.6
			比内町	H 1. 7. 4	H25. 3. 25	H30	H32	H17. 6. 8	H25. 6. 7	H 6. 4. 1										
大館市計																				
男鹿市	臨 海	流 開	男鹿市	S54. 2. 9	H24. 3. 28	H28	H32	H24. 3. 2	H24. 3. 27	H 1. 4. 1	分流	1,398.7	21,100	9,354	946.1	16,330	7,244	786.1	56.2	83.1
			若美町	S63. 7. 12				【特環】	【特環】	H 4. 4. 1										
湯沢市	湯 沢	単 独	湯沢市	H 3. 7. 17	H25. 3. 25	H30	H37	H 9. 12. 8	H25. 4. 8	H 8. 4. 1	分流	911.0	19,650	11,983	572.3	15,480	8,759	445.0	48.8	77.8
	大 谷	単 独	稲川町	H14. 3. 27	H14. 3. 27	H17	H17	【特環】	【特環】	H18. 3. 31	分流	1.3	75	35	1.3	75	35	1.3	100.0	100.0
	稲 川	単 独	稲川町	H15. 4. 11	H21. 12. 28	H27	H32	【特環】	【特環】	H19. 3. 31	分流	87.0	2,800	1,430	87.0	2,900	1,350	87.0	100.0	100.0
	院 内	単 独	雄勝町	H16. 4. 13	H23. 3. 31	H23	H32	【特環】	【特環】	H20. 9. 1	分流	46.0	1,150	483	46.0	1,600	363	43.4	94.3	94.3
	小 安	単 独	皆瀬町	H11. 1. 27	H15. 3. 25	H19	H19	【特環】	【特環】	H14. 10. 1	分流	26.9	2,630	600	26.9	2,630	600	26.9	100.0	100.0
	皆 瀬	単 独	皆瀬町	H14. 3. 27	H14. 3. 27	H17	H17	【特環】	【特環】	H18. 3. 31	分流	15.5	175	189	15.5	175	189	15.5	100.0	100.0
	湯沢市計											1,087.7	26,480	14,720	749.0	22,860	11,296	619.1	56.9	82.7
	鹿角市	鹿 角	流 開	鹿角市	S63. 11. 28	H24. 3. 28	H28	H32	H24. 2. 1	H24. 2. 28	H 7. 4. 1	分流	1,102.0	19,500	10,804	626.0	11,690	6,456	500.4	45.4
湯 瀬		単 独	湯瀬町	H17. 4. 12	H24. 3. 28	H28	H37			H22. 4. 1	分流	20.0	240	681	20.0	280	385	14.4	71.9	71.9
鹿角市計											1,122.0	19,740	11,485	646.0	11,970	6,841	514.8	45.9	79.7	
由利本荘市	本 荘	単 独	本荘市	S57. 1. 6	H25. 3. 25	H30	H37	H24. 12. 7	H25. 3. 21	H 3. 4. 1	分流	1,114.6	32,600	17,625	643.2	21,570	11,023	415.3	37.3	64.6
	矢 島	単 独	矢島町	H 6. 12. 5	H19. 3. 19	H22	H22	H24. 12. 7	H19. 2. 4	H12. 4. 1	分流	180.0	4,000	2,470	180.0	4,000	2,470	159.5	88.6	88.6
	道 川	単 独	岩城町	S60. 11. 26	H21. 3. 25	H25	H32	【特環】	【特環】	H 4. 4. 1	分流	179.0	3,500	1,306	179.0	3,500	1,306	150.9	84.3	84.3
	前 郷	単 独	由利町	S63. 12. 18	H10. 4. 6	H17	H17	【特環】	【特環】	H 7. 4. 1	分流	97.0	2,410	1,326	97.0	2,410	1,289	94.0	96.9	96.9
	西 目	単 独	西目町	S63. 12. 19	H13. 7. 17	H18	H27	【特環】	【特環】	H 7. 9. 1	分流	223.0	5,700	3,390	165.5	5,050	1,993	165.4	74.2	99.9
	岩 谷	単 独	大内町	H 6. 9. 21	H20. 1. 17	H24	H27	【特環】	【特環】	H12. 3. 23	分流	212.4	4,600	2,840	212.4	4,600	2,390	212.0	99.8	99.8
	由利本荘市計											2,006.0	52,810	28,957	1,477.1	41,130	20,471	1,197.1	59.7	81.0
湯上市	臨 海	流 開	昭和町	S51. 3. 10						S61. 4. 1	分流	1,609.0	32,000	14,341	1,398.8	28,890	12,489	1,227.5	76.3	87.8
			飯田川町	S57. 12. 28	H23. 3. 31	H28	H32	H20. 3. 3	H26. 2. 18	S63. 4. 1										
大仙市	大 曲	流 開	天王町	S54. 2. 9						S61. 4. 1	分流	2,005.9	34,990	17,142	1,293.8	27,160	13,198	1,089.6	54.3	84.2
			大曲市	S57. 3. 29						S63. 4. 1										
			神岡町	H13. 9. 4	H24. 3. 28	H30	H32	H24. 8. 1	H24. 3. 28	H19. 3. 31										
			仙北町	H 4. 10. 16				【特環】	【特環】	H 8. 6. 1										
	刈和野	単 独	西仙北町	H 5. 12. 13	H18. 2. 10	H23	H32	H24. 8. 1	H25. 12. 3	H10. 4. 1	分流	156.0	3,100	1,697	156.0	3,100	1,451	103.5	66.3	66.3
	強 首	単 独	西仙北町	H 6. 12. 16	H15. 3. 25	H20	H22	【特環】	【特環】	H10. 4. 1	分流	30.0	800	378	30.0	800	370	30.0	100.0	100.0
	協 和	単 独	協和町	H 5. 9. 29	H19. 3. 19	H20	H32	【特環】	【特環】	H 9. 3. 31	分流	102.0	2,400	1,330	102.0	2,850	1,292	102.0	100.0	100.0
	南 外	単 独	南外村	H17. 5. 27	H23. 3. 31	H30	H32	【特環】	【特環】	H 22. 3. 31	分流	76.0	1,920	760	41.2	980	388	32.5	42.8	78.9
大仙市計											2,369.9	43,210	21,307	1,623.0	34,890	16,699	1,357.6	57.3	83.6	
北秋田市	鷹 巣	単 独	鷹巣町	H 3. 8. 23	H25. 3. 25	H30	H37	H24. 9. 10	H25. 3. 29	H10. 4. 1	分流	693.0	13,600	7,000	449.3	9,650	4,870	306.2	44.2	68.2
	米内沢	単 独	森吉町	H 2. 11. 26	H18. 3. 20	H23	H27	H24. 9. 10	H25. 3. 29	H 9. 4. 1	分流	258.0	4,200	2,285	187.4	3,810	1,696	178.2	69.1	95.1
	阿仁合	単 独	阿仁町	H10. 6. 9	H20. 3. 28	H22	H27	【特環】	【特環】	H15. 3. 31	分流	93.0	2,500	1,070	93.0	2,500	1,010	92.2	99.1	99.1
	合 川	単 独	合川町	H10. 9. 2	H21. 3. 30	H25	H27	H24. 9. 10	H25. 3. 29	H17. 7. 1	分流	98.0	2,000	1,100	98.0	2,000	1,000	94.3	96.2	96.2
	北秋田市計											1,142.0	22,300	11,455	827.7	17,960	8,576	670.9	58.7	81.1
にかほ市	にかほ	単 独	仁賀保・金浦 兼湧	H 5. 1. 29	H21. 3. 16	H26	H32	H22. 7. 23	H21. 3. 16	H10. 4. 1	分流	874.0	19,200	17,292	847.0	19,600	12,914	605.9	69.3	71.5
仙北市	大 曲	流 開	角館町	S62. 11. 9	H25. 3. 25	H30	H32	H25. 2. 20	H25. 3. 29	H 6. 4. 15	分流	515.0	7,030	3,882	318.5	6,580	3,628	247.8	48.1	77.8
			田沢湖町	S55. 3. 6	H23. 3. 31	H28	H32	H23. 2. 18	H23. 3. 23	S61. 6. 1	分流	367.0	4,010	3,260	309.3	3,650	3,059	262.3	71.5	84.8
	仙北市計											882.0	11,040	7,142	627.8	10,230	6,687	510.1	57.8	81.2
小坂町	鹿 角	流 開	小坂町	H 7. 11. 8	H23. 3. 31	H27	H32	H24. 7. 21	H23. 3. 17	H10. 4. 1	分流	250.0	4,100	1,892	159.1	3,030	1,397	125.5	50.2	78.9
	十和田湖	単 独	十和田湖町	S56. 10. 19	H16. 3. 25	H21	H22	【特環】	【特環】	H 3. 4. 1	分流	102.0	6,774	2,130	53.9	6,509	2,017	53.9	52.8	100.0
小坂町計											352.0	10,874	4,022	213.0	9,539	3,414	179.4	51.0	84.2	
上小阿仁村	沖田面	単 独	上小阿仁村	H 9. 5. 14	H18. 8. 10	H15	H27	【特環】	【特環】	H13. 8. 1	分流	57.0	1,600	760	57.0	1,600	710	57.0	100.0	100.0

#### 4) 下水道終末処理場の概要

(平成26年3月31日現在)

市町村名 (組合名)	処理場名	処理区名	処理方式	処理開始年月	水処理能力(日最大)			流入水量		池数			水処理方式
					全体 (m <sup>3</sup> /日)	認可 (m <sup>3</sup> /日)	現有 (m <sup>3</sup> /日)	日最大 (m <sup>3</sup> /日)	日平均 (m <sup>3</sup> /日)	全 体	認 可	現 有	
秋 田 県 (流域下水道)	秋田臨海処理センター	臨 海	分流	S57.4	180,000	180,000	120,000	168,229	77,942	6	6	4	標準活性汚泥法
	大曲処理センター	大 曲	分流	S63.4	23,200	21,600	16,200	13,665	8,256	5	4	3	標準活性汚泥法
	横手処理センター	横 手	分流	H1.4	25,800	24,600	24,600	17,450	11,098	4	3	3	標準活性汚泥法
	大館処理センター	大 館	分流	H4.4	27,000	18,000	12,000	20,391	8,062	5	3	2	標準活性汚泥法
	鹿角処理センター	鹿 角	分流	H7.4	12,700	8,200	8,200	7,095	3,411	3	2	2	標準活性汚泥法
流域下水道計					268,700	252,400	181,000	226,830	108,769	23	18	14	
秋 田 市	八橋下水道終末処理場	八 橋	合流	S45.4	34,200	35,100	62,000	47,050	38,551	13	13	13	標準活性汚泥法
	羽川浄化センター	羽 川	分流	H1.4	370	370	380	204	172	4	4	4	接触ばっ気法
	金足浄化センター	小泉潟	分流	H2.4	370	370	370	195	173	2	2	2	OD法
	仁別浄化センター	太平山	分流	H3.8	1,900	2,300	1,150	434	282	4	4	2	OD法
能 代 市	能代終末処理場	能 代	分流 (一部合流)	S59.10	24,700	18,250	16,250	13,354	8,552	4	3	2	標準活性汚泥法
横 手 市	山内浄化センター	相野々	分流	H12.9	1,040	780	780	590	375	4	3	3	土壌被覆型曝間接触酸化法
湯 沢 市	湯沢浄化センター	湯 沢	分流	H8.4	13,200	8,800	6,600	5,177	2,900	6	4	3	OD法
	小安浄化センター	小 安	分流	H14.10	600	600	600	386	210	1	1	1	POD法
	皆瀬浄化センター	皆 瀬	分流	H18.3	230	230	230	157	61	1	1	1	土壌被覆型曝間接触酸化法
	稲川浄化センター	稲 川	分流	H19.3	1,700	1,700	850	820	626	2	2	1	OD法
	院内浄化センター	院 内	分流	H20.9	600	600	600	182	111	1	1	1	POD法
鹿 角 市	湯瀬浄化センター	湯 瀬	分流	H22.4	730	400	400	27.7	13.1	2	2	1	OD法
由利本荘市	水林浄化センター	本 荘	分流	H3.4	18,600	13,400	8,200	5,974	4,005	6	4	3	標準活性汚泥法
	矢島浄化センター	矢 島	分流	H12.4	2,600	2,600	2,600	1,445	651	2	2	2	OD法
	道川浄化センター	道 川	分流	H4.4	1,900	1,900	1,900	1,886	1,241	5	5	5	接触ばっ気法
	前郷浄化センター	前 郷	分流	H7.4	1,330	1,330	887	744	462	3	3	2	接触ばっ気法
	西目浄化センター	西 目	分流	H7.9	3,390	2,200	2,200	1,789	1,523	3	3	2	POD法
	岩谷浄化センター	岩 谷	分流	H12.3	3,000	2,300	1,600	1,554	845	4	3	2	OD法
大 仙 市	協和中央浄化センター	中 央	分流	H9.3	1,330	1,330	1,330	991	617	2	2	2	OD法
	刈和野浄化センター	刈和野	分流	H10.4	1,700	1,700	1,700	634	571	2	2	2	POD法
	強首浄化センター	強 首	分流	H10.4	380	380	380	122	98	1	1	1	POD法
	南外浄化センター	南 外	分流	H22.3	1,000	1,000	1,000	69	45	1	1	1	POD法
北 秋 田 市	米内沢浄化センター	米内沢	分流	H9.4	2,320	1,740	1,740	1,393	766	4	3	3	OD法
	鷹巣浄化センター	鷹 巣	分流	H10.4	7,000	5,000	3,000	3,182	1,855	7	5	3	OD法
	阿仁合浄化センター	阿仁合	分流	H15.3	1,100	1,100	550	413	282	2	2	1	OD法
	合川浄化センター	合 川	分流	H17.7	1,100	1,100	1,100	1,262	467	4	4	4	土壌被覆型曝間接触酸化法
に か ほ 市	笹森クリーンセンター	に か ほ	分流	H10.4	17,700	13,300	7,150	5,581	3,996	10	8	5	OD法
仙 北 市	田沢湖浄化センター	田沢湖	分流	S61.6	3,300	3,300	3,300	2,329	1,559	6	6	6	接触ばっ気法
上小阿仁村	沖田面浄化センター	沖田面	分流	H13.8	800	800	800	699	269	1	1	1	POD法
藤 里 町	藤里浄化センター	藤 里	分流	H15.3	1,600	1,600	1,600	1,147	697	2	2	2	OD法
八 峰 町	八森浄化センター	八 森	分流	H14.3	1,800	1,800	1,700	1,053	582	2	2	2	OD法
	沢目浄化センター	沢 目	分流	H16.3	1,200	1,200	1,200	812	389	2	2	2	OD法
羽 後 町	西馬音内浄化センター	西馬音内	分流	H16.3	3,600	2,200	2,200	1,292	865	3	2	2	OD法
単独公共下水道計					156,390	130,780	136,347	102,948	73,811	116	103	87	
合 計					425,090	383,180	317,347	329,778	182,580	139	121	101	

# 5) 下水汚泥の状況

平成25年度実績

## ①下水汚泥の処理処分状況

下水道管理者	処理場名	流入水		処理水		発生汚泥量		汚泥処分		備考
		水量 (千m3)	BOD (mg/L)	水量 (千m3)	BOD (mg/L)	発生汚泥量 (ton, m3)	含水率 (%)	処分形態	処分地	
秋田市	八橋終末処理場	23,969	284	23,969	6.1	10,949.0	75.0	溶解(ゴミと混焼)	秋田市総合環境センター	濃縮-脱水 (RP)
	羽川浄化センター	68	221	68	1.8					汚泥は八橋で一括処理
	金足浄化センター	63	175	63	0.6					汚泥は八橋で一括処理
	仁別浄化センター	103	27	103	3.0					汚泥は八橋で一括処理
能代市	能代終末処理場	4,991	151	4,991	3.4	1,109.0	77.7	陸上埋立	秋田県環境保全センター	濃縮-消化-脱水 (SP)
横手市	山内浄化センター	137	195	137	3.2	14.2	24.2	コンポスト	上野台堆肥生産協同組合	濃縮-脱水 (SP)-乾燥
湯沢市	湯沢浄化センター	1,058	290	1,058	3.0	660.0	82.8	焼却	三菱マテリアル(株)	濃縮-脱水(遠心)
						193.0	82.8	コンポスト	ジャパンサイクル(株)	濃縮-脱水(遠心)
								陸上埋立	秋田県環境保全センター	濃縮-脱水(遠心)
	小安浄化センター	77	119	77	1.0	4.0	16.0	乾燥	実験利用	濃縮-脱水 (SP)-乾燥
	皆瀬浄化センター	22	248	22	1.3	84.0	98.4	-	-	濃縮汚泥を小安浄化センターで一括処理
	稲川浄化センター	229	300	229	1.0	181.0	80.5	焼却	三菱マテリアル(株)	脱水 (SP)
								コンポスト	ジャパンサイクル(株)	脱水 (SP)
院内浄化センター	41	290	41	3.0	30.0	81.0	コンポスト	ジャパンサイクル(株)	脱水 (SP)	
鹿角市	湯瀬浄化センター	5	90	5	1.9	-	-	-	-	-
由利本荘市	水林浄化センター	1,492	360	1,492	4.1	1,087.2	76.7	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮-脱水 (BP)
	矢島浄化センター	235	130	235	3.8	235.2	87.0	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮-脱水(遠心)
	道川浄化センター	374	160	374	14.7	233.9	84.0	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮-脱水
	前郷浄化センター	169	165	169	11.3	469.9	98.0	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮汚泥(m3)
	岩谷浄化センター	123	164	123	2.6	2,484.6	98.5	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮汚泥(m3)
	西目浄化センター	556	193	556	4.7	3,421.0	98.5	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮汚泥(m3)
大仙市	刈野浄化センター	227	142	227	1.3	20.7	7.9	乾燥(肥料)	緑地還元	脱水(多重円盤)-乾燥
	強首浄化センター	38	187	38	1.7	2.9	10.1	乾燥(肥料)	緑地還元	脱水(多重円盤)-乾燥
	協和中央浄化センター	225	285	225	2.9	-	-	陸上埋立	秋田県環境保全センター	濃縮-脱水(遠心)
						149.9	84.9	コンポスト	上野台堆肥生産協同組合	濃縮-脱水(遠心)
南外浄化センター	16	223	16	1.4	10.1	79.1	-	-	濃縮-脱水(多重円盤)	
北秋田市	鷹巣浄化センター	677	202	677	3.3	622.6	84.2	焼却	エコシステム秋田㈱	濃縮-脱水(遠心)
	米内沢浄化センター	280	161	280	2.2	199.2	82.9	焼却	エコシステム秋田㈱	濃縮-脱水(遠心)
	阿仁合浄化センター	103	178	103	3.3	25.0	58.1	焼却	エコシステム秋田㈱	濃縮-脱水(遠心)-乾燥
	合川浄化センター	171	157	171	4.4	69.8	84.0	焼却	エコシステム秋田㈱	濃縮-脱水(遠心)
にかほ市	笹森クリンセンター	1,458	144	1,458	1.5	1,029.9	83.1	焼却	本荘由利広域清掃センター	濃縮-脱水(遠心)
仙北市	田沢湖浄化センター	569	158	569	9.3	145.0	85.0	焼却	仙北市環境保全センター	脱水 (BP)
上小阿仁村	浄田面浄化センター	98	188	98	1.7	15.3	50.0	コンポスト	実験利用	濃縮-脱水(遠心)-乾燥
藤里町	藤里浄化センター	254	175	254	1.5	37.5	22.4	コンポスト	上野台堆肥生産協同組合	脱水(多重円盤)-乾燥
八峰町	八森浄化センター	205	243	205	1.8	209.4	83.0	陸上埋立	秋田県環境保全センター	濃縮-脱水(遠心)
	沢目浄化センター	142	470	142	7.5	134.3	85.0	陸上埋立	秋田県環境保全センター	濃縮-脱水(多重円盤)
羽後町	西馬音内浄化センター	322	268	322	1.6	200.2	82.4	陸上埋立	秋田県環境保全センター	反応槽直接脱水(多重円盤)
単独公共下水道 計		38,497	千m3			脱水ケーキ 濃縮汚泥	17,568.3 6,459.5	ton m3		
秋田県	秋田臨海処理センター	28,849	200	28,849	3.0	13,680.1	79.4	焼却	秋田県環境保全センター	濃縮-消化-脱水 (BP, SP)-焼却
						3,002.8	79.4	コンポスト	上野台堆肥生産協同組合	濃縮-消化-脱水 (BP)
	大曲処理センター	3,014	150	3,014	2.8	2,025.3	76.9	炭化	炭化製品	浮上濃縮-脱水(回転加圧)
	横手処理センター	4,051	90	4,051	2.4	2,945.5	76.8	炭化	炭化製品	浮上濃縮-脱水(回転加圧)
	大館処理センター	2,943	261	2,943	2.6	2,352.5	76.3	焼却	秋田県環境保全センター	濃縮-脱水 (BP, 遠心)-焼却
	鹿角処理センター	1,245	217	1,245	2.2	1,046.6	75.5	焼却	秋田県環境保全センター	濃縮-脱水 (BP, 遠心)-焼却
十和田湖水きらきらセンター(秋田県分のみ)	76				27.8	82.6	コンポスト	県南環境保全センター(青森県)	脱水(遠心)	
流域下水道 計		40,102	千m3			脱水ケーキ 濃縮汚泥	25,052.8 0.0	ton m3		
合 計 (十和田湖水きらきらセンター除く)		78,599	千m3			脱水ケーキ 濃縮汚泥	42,621.1 6,459.5	ton m3		BP:ベルトプレス SP:スクリーンプレス RP:ローリープレス

## ②下水汚泥の現状

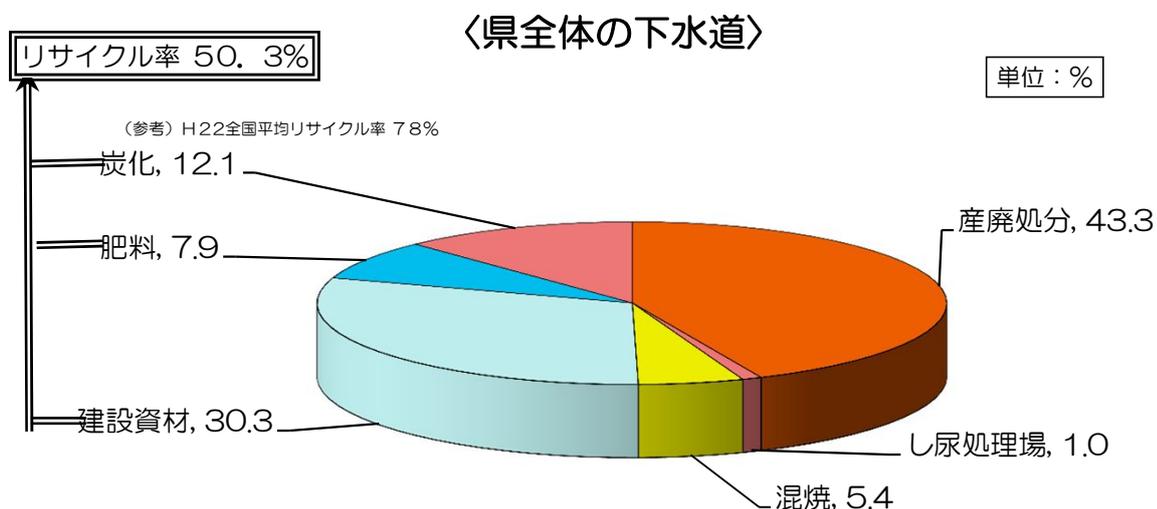
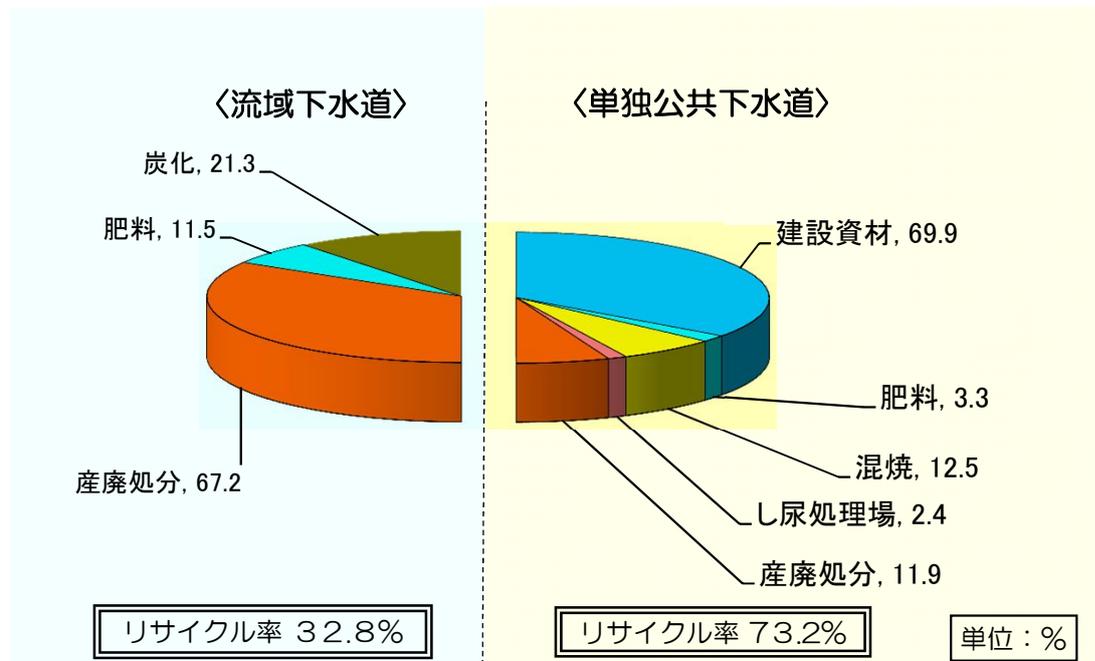
### イ) 県内の発生状況 (H25年度実績)

<b>49,081 WT-ton/年</b> ※9,533 DS-ton/年(100%)	
<b>〈流域下水道〉</b> 25,053 WT-ton/年 ※5,402 DS-ton/年 (56.7)%	<b>〈単独公共下水道〉</b> 24,028 WT-ton/年 ※4,131 DS-ton/年 (43.3)%

※WT-tonとは実態の汚泥量(脱水汚泥、濃縮汚泥等)

※DS-tonとは汚泥中の水分を控除した乾物量

### ロ) H25汚泥処理処分状況(構成比率)



### (3) 全国の汚水処理人口普及状況

(平成25年度末)

処 理 施 設 名	汚 水 処 理 人 口		普及率
公 共 下 水 道	9,714	万人	77.0%
農業集落排水施設等	356	"	2.8%
合併処理浄化槽	1,121	"	8.9%
浄化槽市町村整備推進事業等分	78	"	0.6%
浄化槽設置整備事業分	559	"	4.4%
上記以外分	483	"	3.8%
コミュニティ・プラント	25	"	0.2%
合 計	11,216	万人	88.9%
総 人 口 (住民基本台帳人口)	12,619	万人	

(注)1. 処理人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。

2. 平成25年度末は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村があるため公表対象外としている。

#### 1) 都道府県別普及状況 (%)

(平成25年度末)

都 道 府 県 名	汚水処理	公共下水道	都 道 府 県 名	汚水処理	公共下水道
北 海 道	94.4%	90.2%	大 阪 府	96.8%	94.7%
青 森 県	75.2%	57.0%	兵 庫 県	98.5%	92.1%
岩 手 県	76.7%	55.4%	奈 良 県	87.3%	77.0%
宮 城 県	88.9%	78.9%	和 歌 山 県	57.4%	23.5%
<b>秋 田 県</b>	<b>83.7%</b>	<b>61.6%</b>	鳥 取 県	90.7%	66.9%
山 形 県	89.4%	74.6%	島 根 県	76.2%	44.7%
福 島 県	—	—	岡 山 県	82.4%	63.7%
茨 城 県	80.7%	59.2%	広 島 県	85.0%	71.2%
栃 木 県	82.7%	62.9%	山 口 県	84.1%	62.8%
群 馬 県	76.3%	51.1%	徳 島 県	54.1%	16.8%
埼 玉 県	89.5%	78.6%	香 川 県	72.2%	43.5%
千 葉 県	85.2%	71.4%	愛 媛 県	74.3%	50.7%
東 京 都	99.7%	99.4%	高 知 県	71.6%	35.4%
神 奈 川 県	97.7%	96.3%	福 岡 県	89.8%	79.1%
新 潟 県	84.7%	71.5%	佐 賀 県	78.8%	55.9%
富 山 県	95.5%	82.2%	長 崎 県	77.2%	60.2%
石 川 県	92.4%	81.7%	熊 本 県	83.7%	65.6%
福 井 県	92.7%	75.6%	大 分 県	71.2%	47.7%
山 梨 県	79.7%	63.6%	宮 崎 県	81.6%	56.1%
長 野 県	96.8%	81.5%	鹿 児 島 県	75.2%	40.7%
岐 阜 県	89.8%	73.4%	沖 縄 県	85.4%	69.9%
静 岡 県	76.9%	61.0%			
愛 知 県	87.6%	74.7%			
三 重 県	80.8%	49.6%	全 国 計	88.9%	77.0%
滋 賀 県	98.2%	87.9%	<b>秋 田 県 順 位</b>	<b>83.7%</b>	<b>61.6%</b>
京 都 府	96.8%	92.8%		<b>25位</b>	<b>29位</b>

※平成25年度末は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村があるため、公表対象外としている。

## 2) 都道府県別汚水処理人口普及状況

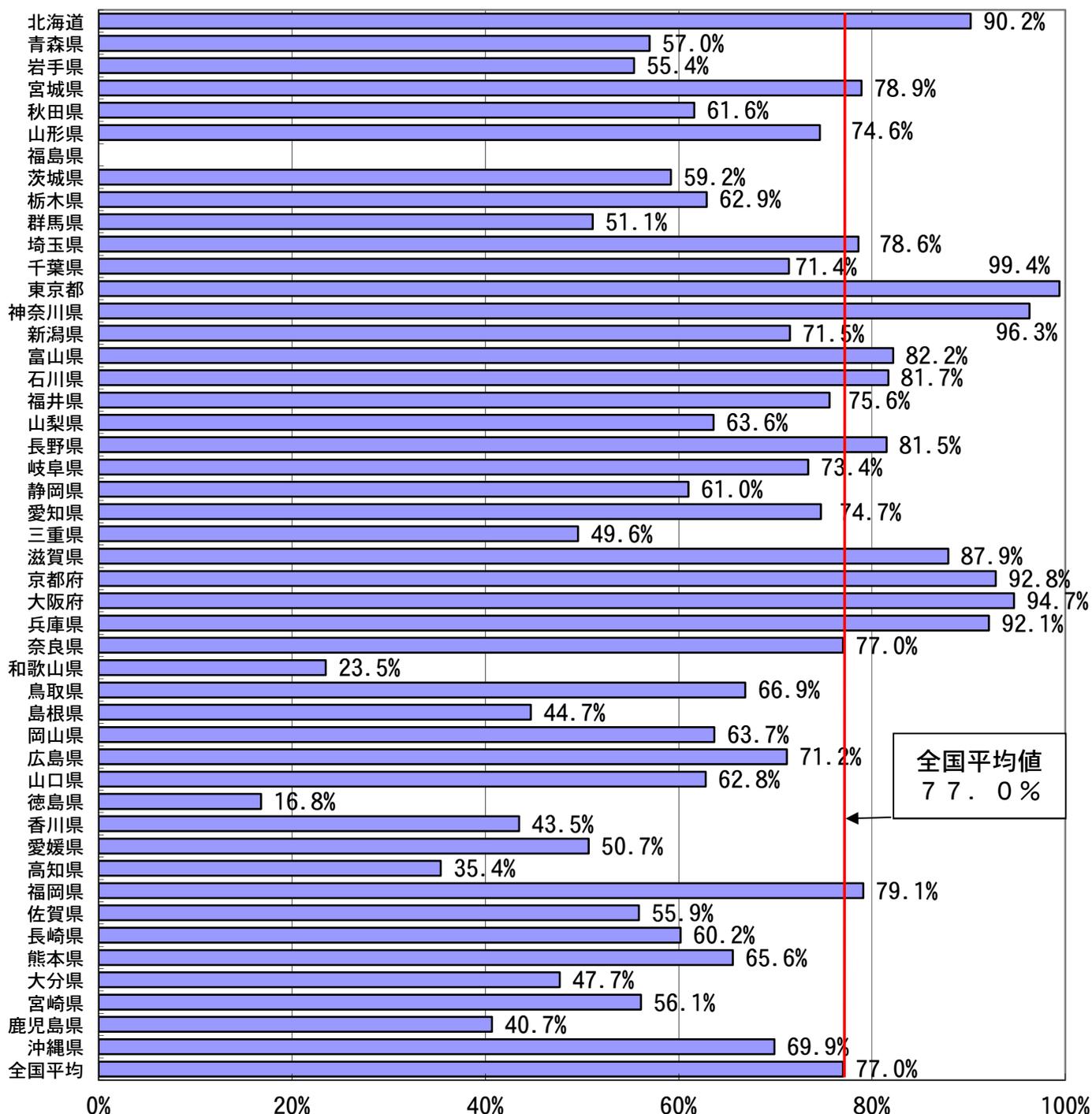
(平成25年度末)

都道府県名	汚水処理人口 普及率	総人口 (千人)	汚水処理 人口 計 (千人)	汚水処理人口の構成						
				下 水 道 (千人)	農業集落 排水施設等 (千人)	浄化槽 (千人)	うち 浄化槽市町 村整備推進 事業等分 (千人)	うち 浄化槽設置 整備事業分 (千人)	うち 左記以外分 (千人)	コミュニティ ・プラント (千人)
北海道	94.4%	5,437	5,135	4,902	75	158	53	66	38	0
青森県	75.2%	1,358	1,021	774	123	125	13	38	74	0
岩手県	76.7%	1,305	1,001	723	115	162	39	87	36	2
宮城県	88.9%	2,322	2,065	1,832	77	149	30	75	44	7
秋田県	83.7%	1,063	890	655	116	119	24	69	26	0
山形県	89.4%	1,145	1,024	854	84	86	15	48	22	0
福島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
茨城県	80.7%	2,985	2,409	1,766	170	460	11	178	271	13
栃木県	82.7%	2,006	1,659	1,261	94	303	5	226	72	1
群馬県	76.3%	2,015	1,538	1,031	131	352	23	211	118	25
埼玉県	89.5%	7,290	6,525	5,732	101	691	26	183	482	1
千葉県	85.2%	6,244	5,319	4,457	52	801	9	309	483	9
東京都	99.7%	13,229	13,191	13,156	2	31	4	9	18	2
神奈川県	97.7%	9,101	8,894	8,763	3	129	2	45	82	0
新潟県	84.7%	2,343	1,986	1,677	184	126	14	47	64	0
富山県	95.5%	1,088	1,039	895	96	43	2	24	18	5
石川県	92.4%	1,160	1,072	947	71	51	9	15	28	3
福井県	92.7%	805	746	608	98	40	3	28	9	0
山梨県	79.7%	858	684	546	16	115	8	42	65	6
長野県	96.8%	2,153	2,084	1,753	207	122	18	83	21	2
岐阜県	89.8%	2,090	1,878	1,533	122	218	8	127	83	4
静岡県	76.9%	3,793	2,916	2,313	32	551	14	317	220	20
愛知県	87.6%	7,470	6,543	5,583	167	783	24	263	495	11
三重県	80.8%	1,862	1,503	923	93	484	17	226	240	4
滋賀県	98.2%	1,419	1,393	1,247	102	44	0	14	30	0
京都府	96.8%	2,580	2,498	2,394	46	57	10	27	21	0
大阪府	96.8%	8,865	8,579	8,393	1	184	6	31	148	0
兵庫県	98.5%	5,639	5,557	5,195	177	111	10	67	35	73
奈良県	87.3%	1,399	1,221	1,077	9	131	3	32	96	4
和歌山県	57.4%	1,008	579	237	49	293	13	173	107	0
鳥取県	90.7%	584	530	391	106	32	5	15	12	0
島根県	76.2%	708	539	317	114	104	27	44	33	4
岡山県	82.4%	1,940	1,598	1,236	50	312	21	196	96	0
広島県	85.0%	2,868	2,439	2,043	57	326	14	144	168	13
山口県	84.1%	1,436	1,207	903	71	234	8	137	89	0
徳島県	54.1%	779	422	131	21	261	14	146	102	8
香川県	72.2%	1,006	726	438	19	269	16	203	50	1
愛媛県	74.3%	1,430	1,062	724	45	287	26	156	105	6
高知県	71.6%	749	536	265	23	247	14	134	99	2
福岡県	89.8%	5,108	4,587	4,039	56	479	54	282	143	14
佐賀県	78.8%	849	669	474	71	123	27	71	25	1
長崎県	77.2%	1,416	1,093	852	51	185	18	120	48	5
熊本県	83.7%	1,818	1,521	1,192	77	252	30	173	49	0
大分県	71.2%	1,193	849	569	37	242	13	155	74	1
宮崎県	81.6%	1,136	927	637	54	236	24	178	35	0
鹿児島県	75.2%	1,689	1,271	688	44	535	48	375	111	5
沖縄県	85.4%	1,444	1,233	1,009	58	166	11	5	150	0
全国計	88.9%	126,186	112,160	97,136	3,564	11,208	783	5,591	4,834	251

(注) 1. 整備人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。

2. 平成25年度末は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村があるため公表対象外としている。

### 3) 都道府県別 下水道処理人口普及率 (平成25年度末)



・全国下水道処理人口普及率：76.3% (H24) → 77.0% (H25)  
 ≪普及率は0.7%UP≫

・8県が50%以下の水準  
 ・都道府県の普及水準に大きな格差(16.8%~99.4%)  
 → 早急な下水道の普及促進による未普及人口・地域間格差の解消が必要。

※平成25年度末は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村があるため、公表対象外としている。

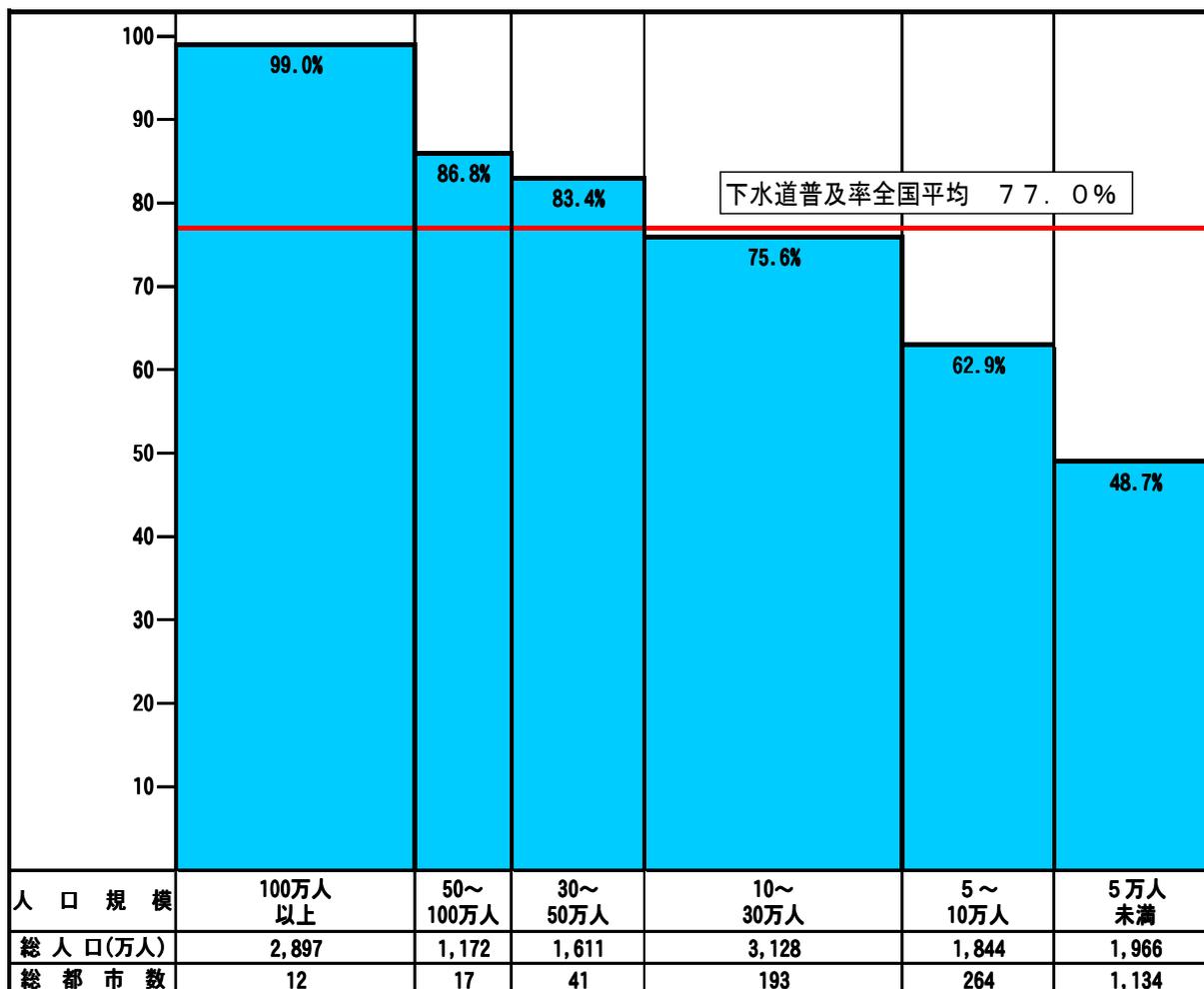
#### 4) 人口規模別下水道普及状況

普及率は0.7%UP。今後も早急な普及の促進が必要。

(平成25年度末の下水道整備状況)

下水道処理人口普及率：76.3%(H24)→77.0%(H25)

#### 都市規模別で見た下水道普及状況



人口5万人未満の中小市町村では普及率48.7%にすぎない。

(注) 平成25年度末は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な市町村があるため、公表対象外としている。

#### 4. 下水道使用料・負担金・助成金の制定状況

##### (1) 下水道使用料

平成26年4月現在

流開 公共 の別	団 体 名 使用料条例施行 ・供用開始団体	使 用 料 体 系		基本 水量 (m <sup>3</sup> /月)	基本 使用料 (円/月)	使用料 体系 消費税	1ヶ月 20m <sup>3</sup> ・ (3人) 当り料金 消費税込 (円/20m <sup>3</sup> )	
		(区分水量)	は基本水量(基本使用料)の区分線 は水量毎の単価の区分線					
臨 海 流 域 開 連	秋 田 市 ※単独公共区域も同じ	0 8 10 20 25 30 50 100 200 300 500 1,000 2,000 3,000 5,000	1,020 181 226 249 305 352 427	10	1,020	税抜き	3,056	
	男 鹿 市	0 10 20 50 100	1,620 162.0 172.8 205.2 226.8	10	1,620	税込み	3,240	
	潟 上 市	0 10 30 50 100	1,296 172 194 205 237	10	1,296	税込み	3,016	
	三 種 町	旧 琴 丘 町 地 区	0 10	1,512 151.2	10	1,512	税込み	3,024
		旧 山 本 町 地 区	0 10 100 500 1,000	1,404 140.4 129.6 118.8 108	10	1,404	税込み	2,808
		旧 八 竜 町 地 区	0 10	1,404 140.4	10	1,404	税込み	2,808
	五 城 目 町	0 10 30 100	1,100 110 120 130	10	1,100	税抜き	2,376	
	八 郎 潟 町	0 5	750 150	5	750	税抜き	3,240	
	井 川 町	0 10	1,540 154	10	1,540	税込み	3,080	
	大 潟 村	0 10	2,175 217	10	2,175	税抜き	4,692	
大 曲 流 域 開 連	大 仙 市 (従量制) ※単独公共区域も同じ	0 10 30 50 100	1,510 165 174 206 237	10	1,510	税込み	3,160	
	旧 仙 北 町 地 域 (従量制)	0 10 30 50 100	1,510 144 154 174 206	10	1,510	税込み	2,950	
	大 仙 市 (定額制) ※単独公共区域も同じ	(基本料金1戸当り1,510円) + (人数割り1人につき535円)		-	1,510	税込み	3,115	
	旧 仙 北 町 地 域 (定額制)	(基本料金1戸当り1,510円) + (人数割り1人につき483円)		-	1,510	税込み	2,959	
	仙 北 市	0 5 10 20 30 40 50 100	756 108 140.4 151.2 162.0 172.8 183.6 194.4	5	756	税込み	2,700	
	美 郷 町	0 10	1,337 153	10	1,337	税込み	2,867	
域 横 手 開 連	横 手 市 ※単独公共区域も同じ	0 5 10 20 30 40 50 100	700 140 149 158 167 176 185 194	5	700	税抜き	3,121	
域 大 開 連	大 館 市	0 10 20 50 100	1,400 150 160 190 210	10	1,400	税抜き	3,132	
鹿 角 流 域 開 連	鹿 角 市 ※単独公共区域も同じ	0 10 20 50 100	1,500 160 170 180 190	10	1,500	税抜き	3,348	
	小 坂 町	0 5 10 20 50 100	750 170 190 200 210 220	5	750	税抜き	3,780	

流開 公共 の別	団 体 名 使用料条例施行 ・ 供用開始団体	使 用 料 体 系				基本 水量 (m <sup>3</sup> /月)	基本 使用料 (円/月)	使用料 体系 消費税	1ヶ月 20m <sup>3</sup> ・ (3人) 当り料金 消費税込 (円/20m <sup>3</sup> )	
		(区分水量)	は基本水量(基本使用料)の区分線	は水量毎の単価の区分線						
単 独 公 共	能 代 市	0 6 30 50 100 288 72 132 144 156 180			(m <sup>3</sup> ) (円)	0	288	税抜き	2,773	
	湯 沢 市	旧 湯 沢 市 地 区、 院 内 地 区	0 6 20 50 100 1,100 150 160 170 180		(公衆浴場等 超過料金 6m <sup>3</sup> 超 一律75円)	(m <sup>3</sup> ) (円)	6	1,100	税込み	3,200
		旧 稲 川 町 地 区	0 6 20 50 100 4,300 150 160 170 180		(公衆浴場等 超過料金 6m <sup>3</sup> 超 一律75円)	(m <sup>3</sup> ) (円)	6	4,300	税込み	6,400
		旧 皆 瀬 村 地 区	0 6 20 50 100 1,100 140 150 160 170		(公衆浴場等 超過料金 6m <sup>3</sup> 超 一律75円)	(m <sup>3</sup> ) (円)	6	1,100	税込み	3,060
	由 利 本 荘 市	0 10 20 50 100 514 123 154 174 195 216		H25. 6. 1料金統一	(m <sup>3</sup> ) (円)	0	514	税込み	3,284	
	大 仙 市	流域関連と同様								
	北 秋 田 市	0 10 20 30 40 50 100 1,300 140 150 160 170 180 190			(m <sup>3</sup> ) (円)	10	1,300	税抜き	2,915	
	に か ほ 市	0 10 20 50 100 1,100 130 150 170 200			(m <sup>3</sup> ) (円)	10	1,100	税抜き	2,592	
	仙 北 市	0 5 10 20 30 40 50 100 756 108 140.4 151.2 162.0 172.8 183.6 194.4			(m <sup>3</sup> ) (円)	5	756	税込み	2,700	
	上 小 阿 仁 村	(基本料金1戸当り1,715円) + ((世帯割り1人につき572円【水洗便所有】)または(世帯割り1人につき524円【水洗便所無】))				(m <sup>3</sup> ) (円)	-	1,715	税抜き	3,705
	藤 里 町	0 10 1,200 120			(m <sup>3</sup> ) (円)	10	1,200	税抜き	2,592	
	八 峰 町	0 10 1,620 162			(m <sup>3</sup> ) (円)	10	1,620	税込み	3,240	
	羽 後 町	0 10 20 50 100 1,620 161 173 194 216			(m <sup>3</sup> ) (円)	10	1,620	税込み	3,230	
	県・十和田湖	0 10 30 50 900 110 160 250			(m <sup>3</sup> ) (円)	10	900	税抜き	2,160	

## (2) 受益者負担金

平成26年4月現在

市町村名	供用開始	負担(分担)区	単位負担金額 (円/㎡)			徴収時期	徴収方法			延滞金の率 (%)	報奨金等	備考
			対象事業費	負担率	金額		分割年数	単年度納入回数	納入月			
秋田市	昭和45.4	旧秋田市全域	末端管渠費	1/5	335	申告書提出後	3	12	毎月	14.5% (督促状発送した10日以前は、7.25%)		
	平成5.4	旧河辺町全域			335							
	平成4.4	旧雄和町全域			335							
能代市	昭和59.10	港町	末端管渠費	1/3	40	供用開始と同時	5	4	6,9,11,2	14.5		
		出戸第1、浜通第1		1/5	370							
		長崎,出戸第2、浜通第2、向能代第1、中川原、東能代第1		1/5	480							
横手市	平成元.4	横手公共第1	末端管渠費	1/3	400	供用開始と同時	5	3	7,10,1	14.5 (1ヶ月まで7.3)		
		横手公共第2		1/3	480							
		横手公共第3		1/3	420							
	平成元.4	増田公共	末端管渠費	1/2	(合算)							
				戸数割り	50,000							
		面積割り	280									
	平成元.4	平鹿公共	末端管渠費	100%	340							
	平成元.4	雄物川公共	末端管渠費	(合算)								
				1戸当たり	74,000							
		宅地面積当たり	150									
平成元.4	十文字公共	末端管渠費	30%	380								
平成12.9	山内公共	総事業費	2.5%									
			戸数割り	90,000								
	面積割り	300										
平成元.4	大雄公共	末端管渠費	100%	330								
平成6.4	大雄特環	末端管渠費	100%	330								
大館市	平成4.4	旧大館市全域	末端管渠費	1/4	420	供用開始と同時	5	4	6,9,11,2	14.5 (1ヶ月まで7.25)	負担金 負担総額 の 1年目5% 2年目4% 3年目3% 4年目2% 5年目1%	
	平成6.4	旧比内町全域		1/5	390							
	平成7.4	旧田代町全域		1/4	350							
男鹿市	平成元.4	男鹿第1,2	末端管渠費	30%	400	供用開始と同時	5	4	5,9,11,2	14.5	500㎡を 超える面積は 猶予	
		男鹿第3		410								
	平成4.4	旧若美町全域	末端管渠費	1/4	200							
				200㎡未満	300							
	200~350㎡未満	400										
	350~500㎡未満	500										
	500㎡以上	500										
湯沢市	平成8.4	湯沢第1	末端管渠費	1/3	440	供用開始と同時	5	4	6,9,11,2	14.5 (1ヶ月まで7.25)	負担金の 10%	
	平成18.3 平成19.3	大谷 福川	総事業費	2.6%								
				一般用(1戸当たり)								
		団体用1種(1箇所当たり)	140,000									
		団体用2種(1箇所当たり)										
	営業用(1箇所当たり)											
平成20.9	院内	総事業費	4.3%									
			一般用	(1戸当たり)								
	団体用	(1箇所当たり)	160,000									
	営業用											
平成14.10 平成18.3	小安 皆瀬	総事業費	1.9%									
			一般・団体	160,000								
			営業用(人員割り20人以下定額)	200,000								
			営業用(人員割り50人以下人数割り)	10,000								
	営業用(人員割り50人超人数割り)	5,000										
鹿角市	平成7.4	全域	末端管渠費	1/5	480	供用開始と同時	5	4	6,8,10,1	14.5 (1ヶ月まで7.25)	負担金 の6%	
由利本荘市	平成3.4	本荘第1~5	末端管渠費	1/4	420	供用開始と同時	5	4	6,8,10,1	14.5		
	平成12.4	旧矢島町全域	末端管渠費	10%								
				戸数割り	30,000							
	平成4.4	旧岩城町全域	末端管渠費	1/3	100							
	平成7.4	旧由利町全域	汚水工事費	15%以内								
				戸数割り	350,000							
	平成12.3	旧大内町全域	1戸当たり事業費	4%								
	戸数割り	200,000										
平成7.9	旧西目町全域	末端管渠費	1/5									
			戸数割り	200,000								

市町村名	供用開始	負担(分担)区	単位負担金額 (円/㎡)			徴収時期	徴収方法			延滞金の率 (%)	報奨金制度等	備考	
			対象事業費	負担率	金額		分割年数	単年度納入回数	納入月				
潟上市	昭和61.4	全域	末端管渠費	1/4	325	供用開始と同時	5	4	5.8.11.2	14.5 (1ヶ月まで7.25)			
大仙市	昭和63.4	全域	末端管渠費	30%	大曲第1	395	供用開始と同時	3	4	6.9.11.2	14.5 (1ヶ月まで7.25)		
					大曲第2	398							
					大曲第3	390							
					大曲第4	410							
					大曲第5	430							
					大曲第6	430							
					大曲第7	430							
平成10.4	西仙北	1受益者当たり	150,000	公告後加入申込と同時	5	1	12						
平成3.10	中仙第1~9	末端管渠費	100%	330	供用開始と同時	5	4	6.9.11.2	14.6 (1ヶ月まで7.3)				
平成9.4	協和	1戸当たり	150,000	供用開始と同時	5	1	3						
平成8.6	仙北	1受益者当たり	360,000	公告と同時	5	1	12						
平成19.3	神岡	1戸当たり	150,000	供用開始と同時	3	1	12						
平成22.3	南外	1戸当たり	150,000	供用開始と同時	3	1	12						
北秋田市	平成10.4	鷹巣北部 鷹巣中部 鷹巣南部	末端管渠整備費	1/5	430	供用開始と同時	5	4	6.8.10.12	14.6	負担金の6%		
	平成9.4	森吉	末端管渠費	1/5	340	供用開始と同時	5	4	6.8.10.1	14.6	負担金の5%		
	平成15.3	阿仁	1戸当たり	100,000	供用開始と同時	2~3	1	6	14.6				
	平成17.7	旧合川町地区	受益者負担金制度なし										
にかほ市	平成10.4	第1	末端管渠費 戸数割り	1/3	110,000	供用開始と同時	5	4	6.8.10.1	14.5	負担金の1~10%		
仙北市	平成6.4	角館第1~4	末端管渠費	1/2	410	供用開始と同時	5	4	7.9.11.1	14.6	負担金の2~20%	過誤納の還付あり	
	平成23.4	角館第5	末端管渠費	100%	255								
	昭和61.6	武蔵野	末端管渠費	1/3	277								
		武蔵野第2			320								
		宿			390								
	平成18.3	湧前	総事業費	3/10	340								
		春山		1/10	290								
平成18.3	生保内北部	末端管渠費	1/3	290									
小坂町	平成10.4	全域	末端管渠費 戸数割り 面積割り	1/3	(合算) 105,000 100	供用開始と同時	5	4	6.9.11.1	14.5			
上小阿仁村	平成13.10	受益者負担金制度なし											
藤里町	平成15.3	全域	1戸当たり	150,000	下水道接続時	1	一括納付のみ						
三種町	平成4.5	旧琴丘町全域	末端管渠費	75%	1m当たり350円 (上限450m)	供用開始と同時	5	4	5.8.11.2	14.6 (1ヶ月まで7.3)	負担金の6%		
	平成7.4	旧山本町全域	総事業費	5~6%									
	平成8.4	旧八竜町全域	戸数割り	150,000									
八峰町	平成14.3	旧八森町全域	末端管渠費 1受益地当たり		180,000	供用開始日の翌年度初め	5	4	5.8.11.2	14.5	分担金の5%		
	平成16.3	(旧峰浜村)第1期 第2期(一部)	1受益地当たり		180,000								
五城目町	平成5.10	全域	末端管渠費 戸数割り	68%	170,000	供用開始と同時	5	4	5.8.11.2	14.5			
八郎潟町	平成2.10	全域	末端管渠費	1/3	370	供用開始と同時	5	4	5.8.11.2	14.5 (1ヶ月まで7.25)			
井川町	平成2.4	全域	末端管渠費	30%	(合算額)	供用開始と同時	5	4	5.8.11.2	14.5 (1ヶ月まで7.25)	分担金の6%		
			面積割り(330㎡上限)	100									
			世帯人口割り	11,000									
戸数割り	83,000												
大潟村	昭和44.5	受益者負担金制度なし											
美郷町	平成10.4	六郷第1	総事業費	5.7%	(合算)	供用開始と同時	5	4	6.8.10.12	14.6(督促状を発生して10日を経過した日から) 7.3(督促状を発生する前の期間及び督促状を発生した日から10日まで)			
			個別均等割り 面積割(宅地面積当り)	64,000 119									
羽後町	平成16.4	西馬音内	1戸当たり	200,000	供用開始と同時	5	4	7.9.11.2	14.6 7.3(督促状を発生した日から10日まで)	分担金の10%			
県・十和田湖	平成3.4	受益者負担金制度なし											

### (3) 水洗化助成・貸付制度

平成26年4月現在

市町村名	助成制度		貸付制度					
	汲便所 1世帯当り	し尿浄化槽 1世帯当り	汲便所			し尿浄化槽		
			貸付金	償還方法	貸付利子	貸付金	償還方法	貸付利子
秋田市	・1戸当り4万円 ・住宅リフォーム補助 5万円(ただし、工事費50万円以上)	汲便所と同様	1戸当り70万円以内 貸家等については1戸 60万円以内、最高5戸 まで300万円限度	70ヶ月均等償還	市負担	1戸当り30万円以内 貸家等については1戸 25万円以内、最高5槽 まで125万円限度	30ヶ月均等償還	市負担
能代市	住宅リフォーム補助 工事費の10% 限度額20万円	汲便所と同様	対象工事1件当り 100万円以内	50ヶ月元金均等償還	3年以内：市負担 3年超～：1/2市負担	汲便所と同様		
横手市	新規の接続に対して、下水道 使用料を3ヶ月間免除		1世帯当り120万円 供用開始後3年を過ぎ た世帯は80万円	72ヶ月均等償還	市負担	汲便所と同様		
大館市	住宅リフォーム補助 工事費の5% 限度額10万円	汲便所と同様	1戸当り80万円以内 2個以上の場合は 限度額150万円	60ヶ月均等償還	市負担	汲便所と同様		
男鹿市	①住宅リフォーム補助 工事費の20% 限度額30万円	汲便所と同様	便槽1個当り80万円 2個以上の場合は 1個50万円 限度額200万円 対象は供用開始3年以内 (H24～H26未まで供用 開始後3年を過ぎた場合 も適用)	50ヶ月均等償還	市負担	汲便所と同様		
湯沢市	住宅リフォーム補助 5万円 (ただし、市の登録業者が行 う工事であって、工事費が 20万円以上)	汲便所と同様	工事1件当り100万円以内 2個以上の場合は 1個50万円以内 限度額200万円	72ヶ月均等償還	全額市負担	汲便所と同様		
鹿角市	住宅リフォーム補助 工事費の20% (10万円限度)	汲便所と同様	1世帯当り80万円 2個以上の場合は 1個30万円 限度額150万円	50ヶ月均等償還	市負担	汲便所と同様		
由利本荘市	住宅リフォーム補助 工事費の10% (工事費30万円以上) 限度額10万円	汲便所と同様						
潟上市	住宅リフォーム補助 工事費の10% (工事費50万円以上に限る) 限度額20万円	汲便所と同様	1戸当り70万円以内 貸家7㎡等は 1戸25万円以内 限度額100万円	60ヶ月均等償還	市負担	汲便所と同様		
大仙市	新規の接続に対して、完了検 査後6ヶ月間、下水道使用料 を免除(全世帯・事業所) 住宅リフォーム支援事業 工事費の10%補助(上限2 0万円)	汲便所と同様	供用開始3年以内 1世帯当り120万円 供用開始3年超 1世帯当り60万円 1世帯当り72万円 2個以上の場合は 限度額150万円	60ヶ月均等償還 72ヶ月均等償還	市負担 市の基金により貸付 のため利子はなし	汲便所と同様		
北秋田市	生活扶助世帯及び準ずる世帯 を対象に改造費の40%以内、 限度額24万円 住宅リフォーム補助 工事費の10%	汲便所と同様	1世帯当り100万円 供用開始から3年 超えたら50万円	60ヶ月元金均等償還	市負担	汲便所と同様		
にかほ市	2万円以内	1万円以内	60万円	60ヶ月	1/2市負担	30万円	30ヶ月	1/2市負担
仙北市	住宅リフォーム補助 事業に伴い下水道へ接続した 場合1件10万円を助成	汲便所と同様	1世帯当り100万円	50ヶ月均等償還	全額市負担	汲便所と同様		

平成26年4月現在

市 町 村 名	助 成 制 度		貸 付 制 度				
	汲取便所 1世帯当り	し尿浄化槽 1世帯当り	汲 取 便 所			し 尿 浄 化 槽	
			貸 付 金	償 還 方 法	貸 付 利 子	貸 付 金	償 還 方 法
小 坂 町	住宅リフォーム補助 工事費の15% 上限：15万円	汲取便所と同様	1世帯当り60万円 貸家7㎡等は 1戸30万円 限度額150万円	60ヶ月均等償還	町負担	汲取便所と同様	
上 小 阿 仁 村	宅地内配管費補助 1戸当り 2万円		1戸当り30万円以内	30ヶ月以内 元金均等償還	限度額以内の利子の1%を負担	汲取便所と同様	
藤 里 町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加入奨励金3～7万円</li> <li>・積立奨励金1～3万円</li> <li>・資金対策助成金1～4万円</li> <li>・環境浄化促進助成金（配管、柵、便器に助成）</li> </ul>						
三 種 町	住宅リフォーム補助 工事費の5%	汲取便所と同様	1戸当り100万円 2箇所以上の場合は 2箇所目から1箇所40 万円、限度額200万円 3年超は上記の1/2	50ヶ月以内均等償還	町負担	汲取便所と同様	
八 峰 町 (旧八森町地区)	工事費の5% ・トイレのみ接続 35,000円 ・雑排水のみ 35,000円 ・トイレ及び雑排水 50,000円		1対象工事当り70万円 2箇所以上の場合は、 1箇所につき30万円以 内を増額できる 限度額100万円	50ヶ月以内均等償還	町負担	汲取便所と同様	
八 峰 町 (旧峰浜村地区)							
五 城 目 町	住宅リフォーム補助 工事費の5% 上限：10万円	汲取便所と同様	1戸当り100万円 便所2か所以上の場合 1か所当たり50万円 限度額150万円	60ヶ月均等償還	町負担	汲取便所と同様	
八 郎 湯 町			1世帯当り100万円 貸家7㎡等は 1戸40万円 限度額160万円	60ヶ月均等償還	町負担	汲取便所と同様	
井 川 町	一世帯当り10万円の助成 (世帯収入が300万円以下の場合20万円の助成)		1世帯当り100万円 貸家7㎡等は 1戸25万円 限度額125万円	60ヶ月以内均等償還	町負担	汲取便所と同様	
美 郷 町	下水道接続費補助金 上限10万円		1戸につき100万円	60ヶ月元金均等償還	町負担	汲取便所と同様	
羽 後 町	1年目水洗化5万円 2年目水洗化3万円 3年目水洗化2万円	汲取便所と同様	1世帯当り90万円以内 2個以上の場合は 限度額120万円	60ヶ月以内均等償還	町負担	汲取便所と同様	

## 5. 水質の規制状況

### (1) 処理場流入水に対する規制（排除基準）

対象物質又は項目	下水道法 下水道法施行令	除外施設の 設置基準	特定事業場からの排除基準		
		第12条第1項 第9条	第12条の2第1項 第9条の4	第12条の2第3項 第9条の5 第9条の5第2項	
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量				380	125
水素イオン濃度	海 域	5~9		5~9	5.7~8.7
	そ の 他				
生物科学的酸素要求量（BOD）				600	300
浮遊物質（SS）				600	300
温 度		45℃			
ノルマルヘキサニ 抽出物質含有量	イ． 鉱 油 類	5		5	
	ロ． 動植物油脂類	30		30	
沃 素 消 費 量		220			
カドミウム及びその化合物			0.1(0.05)		
シアン化合物			1(0.1)		
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、 メチルジメトン及びEPNに限る。）			1(0.5)		
鉛 及 び そ の 化 合 物			0.1		
六 価 ク ロ ム 化 合 物			0.5(0.2)		
砒 素 及 び そ の 化 合 物			0.1		
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物			0.005		
ア ル キ ル 水 銀 化 合 物				検出されないこと	
ポ リ 塩 化 ビ フ ェ ニ ル			0.003		
ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン			0.3		
テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン			0.1		
ジ ク ロ ロ メ タ ン			0.2		
四 塩 化 炭 素			0.02		
1 , 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン			0.04		
1 , 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン			1		
シ ス - 1 , 2 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン			0.4		
1 , 1 , 1 - ト リ ク ロ ロ エ タ ン			3		
1 , 1 , 2 - ト リ ク ロ ロ エ タ ン			0.06		
1 , 3 - ジ ク ロ ロ プ ロ ペ ン			0.02		
テトラメチルチウラムジ <sup>ス</sup> フィルト <sup>ス</sup> （別名チウラム）			0.06		
2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-s-トリアジン(別名シマジン)			0.03		
S-4-クロロベンジ <sup>ル</sup> -N・N-ジ <sup>エチル</sup> オカルバ <sup>マ</sup> ート(別名チオ <sup>ン</sup> カルバ <sup>ト</sup> )			0.2		
ベ ン ゼ ン			0.1		
セ レ ン 及 び そ の 化 合 物			0.1		
ほう素及びその化合物	海 域		230		
	そ の 他		10		
ふっ素及びその化合物	海 域		15		
	そ の 他		8		
1 , 4 - ジ オ キ サ ン			0.5		
フ ェ ノ ー ル 類			5(0.5)		
銅 及 び そ の 化 合 物			3(1.0)		
亜鉛及びその化合物			2		
鉄及びその化合物（溶解性）			10		
マンガン及びその化合物（溶解性）			10		
クロム及びその化合物			2		
ダイオキシン類			10pg-TEQ/l		

1 ( )は秋田県公害防止条例による上乘せ基準

2 単位は水素イオン濃度、温度及びダイオキシン類を除きすべてmg/l

3 1, 4-ジオキサン：平成24年5月25日施行、経過措置有り（排水基準を定める省令の一部を改正する省令 平成24年5月23日 環境省令第15号）

## (2) 放流水に対する規制（排水基準）

対象物質または項目	法令	水質汚濁防止法 第3条第1項 による排水基準	水質汚濁防止法第3条第3項に基づく県条例 第40条別表第2による上乗せ排水基準		
			第1種水域	第2種水域	第3種水域
カドミウム及びその化合物		0.1	0.05(ホ <sup>6</sup> ミム)	0.05(ホ <sup>6</sup> ミム)	
シアン化合物		1	0.1(シ <sup>7</sup> ン)	0.1(シ <sup>7</sup> ン)	0.1(シ <sup>7</sup> ン)
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nに限る。）		1	0.5	0.5	
鉛及びその化合物		0.1			
六価クロム化合物		0.5	0.2(六価 <sup>6</sup> ム)	0.2(六価 <sup>6</sup> ム)	
砒素及びその化合物		0.1			
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物		0.005			
アルキル水銀化合物		検出されないこと			
ポリ塩化ビフェニル		0.003			
トリクロロエチレン		0.3			
テトラクロロエチレン		0.1			
ジクロロメタン		0.2			
四塩化炭素		0.02			
1, 2 - ジクロロエタン		0.04			
1, 1 - ジクロロエチレン		1			
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン		0.4			
1, 1, 1 - トリクロロエタン		3			
1, 1, 2 - トリクロロエタン		0.06			
1, 3 - ジクロロプロペン		0.02			
チウラム		0.06			
シマジン		0.03			
チオベンカルブ		0.2			
ベンゼン		0.1			
セレン及びその化合物		0.1			
ほう素及びその化合物	海域	230			
	その他	10			
ふっ素及びその化合物	海域	15			
	その他	8			
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		100			
1, 4 - ジオキサン		0.5			
水素イオン濃度	海域	5.0~9.0			
	その他	5.8~8.6			
生物学的酸素要求量（BOD）		160(120)	(30)	(60)	
化学的酸素要求量（COD）		160(120)	(30)	(60)	
浮遊物質質量（SS）		200(150)	(70)	(120)	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	イ・鉱油類	5			
	ロ・動植物油脂類	30			
フェノール類含有量		5	0.5	0.5	2.0
銅含有量		3	1.0	1.0	2.0
亜鉛含有量		2			
溶解性鉄含有量		10			
溶解性マンガ含有量		10			
クロム含有量		2			
大腸菌群数		(3000)個/cm3			

1 ( ) は日間平均値

2 単位は水素イオン濃度及び大腸菌群数を除きすべてmg/l

3 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

4 1, 4-ジオキサン：平成24年5月25日施行、経過措置有り（排水基準を定める省令の一部を改正する省令平成24年5月23日 環境省令第15号）

### (3) 上乘せ排水基準に係る水域の区分

(県公害防止条例第40条別表第2付表)

第一種水域	河川	第二種水域及び第三種水域以外の公共用水域（湖沼及び海域を除く。）
	湖沼	天然湖沼及び人工湖
	海域	第二種水域及び第三種水域以外の海域
第二種水域	河川	旭川（添川橋下流）、草生津川、新城川（新城川橋下流）、土買川（心像川合流点上流）、丸子川（田茂木橋下流）、横手川（本郷橋下流）、白子川、安久谷川、瀬の沢川、金山川（大館市の区域内）、大湯津内沢川、荒瀬川、豊川及び比詰川（田中橋下流）並びにこれらの河川に流入する公共用水域（第三種水域並びに太平川（松崎橋上流）、猿田川、福部内川（東川橋上流）、窪堰川（杉本橋上流）、厨川、横手大戸川、横手杉沢川及び吉沢川を除く。）第二種水域の海域に流入する公共用水域（河川にあっては、子吉川（東日本旅客鉄道株式会社羽越線鉄橋下流）及び大沢川（にかほ市の区域内）に限る。）米代川（檜山川合流点から大湯川合流点まで）及びこれに流入する公共用水域（河川にあっては引欠川（長内沢川合流点下流）、長木川（下町橋下流）及び別所川に限る。）引欠川（長内沢川合流点下流）、長木川（下町橋下流）、別所川、小坂川、子吉川（東日本旅客鉄道株式会社羽越線鉄橋下流）及び大沢川（にかほ市の区域内）に流入する公共用水域（第三種水域並びに大森川（花岡川合流点上流）、下内川（長面橋上流）及び芋川を除く。）
	海域	能代港の港湾区域（米代川本流を除く。）、本荘港の港湾区域（子吉川本流を除く。）及び戸賀避難港の港湾区域並びに漁港の区域
第三種水域	河川	入見内川（入見内橋上流）、米代川（檜山川合流点下流）、檜山川、引欠川（長内沢川合流点上流）、猿間川及び旧大森川並びにこれらの河川に流入する公共用水域 第三種水域の海域に流入する公共用水域（河川にあっては、雄物川（秋田大橋下流）に限る。）旧雄物川（港大橋上流）及びこれに流入する公共用水域（河川にあっては、旭川及び草生津川を除く。）小坂川及びこれに流入する公共用水域（河川にあっては、古遠部川に限る。）雄物川（秋田大橋下流）及び古遠部川に流入する公共用水域
	海域	秋田港の港湾区域（港大橋上流を除く。）及び船川港の港湾区域並びに旧雄物川河口から雄物川河口までの海域

#### 計画放流水質

- 処理施設の構造の技術上の基準（下水道法第7条・同法施行令第5条の5・同法施行規則第4条の2）

方 法	生物化学的 酸素要求量 (単位 mg/1.5日間)	窒素含有量 (単位 mg/l)	磷含有量 (単位 mg/l)
(令)下水を処理する構造 (例)標準活性汚泥法	10を超え15以下	—	—
(規則)計画放流水質	15以下	20以下	3以下

\* 下水の放流先の河川その他の公共の水域等の状況を考慮して下水道管理者が定める

- 放流水の水質の技術上の基準（下水道法第8条・同法施行令第6条）

	水素イオン 濃 度 (pH)	浮遊物質 量 (単位 mg/l)	大腸菌群数 (単位 1cm <sup>3</sup> につき個)
(令)放流水の水質	5.8～8.6以下	40以下	3,000以下

\* 令第5条の5第2項に規定する計画放流水に適合する数値

## 6. 農業集落排水施設

### (1) 農業集落排水施設整備のあゆみ

昭和57年 由利本荘市(旧由利町)五十土地区<sup>イカツテ</sup> 着手。

昭和59年 由利本荘市(旧由利町)五十土地区、  
秋田市(旧河辺町)岩見三内中央地区 供用開始

）

平成26年 事業着手 201地区、供用済み 199地区

#### ○農業集落排水施設整備の経緯

年 度	事業着手 地区数	供 用 地区数	供 用 処理場数	統合・下水道 接続による 廃止処理場数	汚水処理人口普及率(%)	
					農業集落 排水施設	全 体
S57	2	0	0		0.0	6.8
S58	7	0	0		0.0	7.1
S59	3	2	2		0.1	8.3
S60	2	1	1		0.1	9.1
S61	2	2	2		0.1	9.9
S62	3	3	3		0.1	10.9
S63	4	5	4	1	0.8	12.6
H 1	6	1	1		0.9	13.8
H 2	5	5	5		1.0	15.5
H 3	8	2	1	1	1.1	17.1
H 4	9	13	12	1	2.0	19.1
H 5	16	5	5		1.9	21.1
H 6	15	10	9	1	2.4	24.0
H 7	14	13	13		3.4	29.4
H 8	15	14	14		4.1	32.7
H 9	16	17	17		4.7	36.8
H10	14	12	12		5.5	40.6
H11	8	14	14		6.5	45.2
H12	10	14	14		7.4	49.7
H13	8	8	8		8.1	53.8
H14	7	10	8		8.6	57.6
H15	4	8	8	2	9.0	61.6
H16	5	9	8	1	9.4	67.1
H17	5	2	2		9.5	69.7
H18	7	3	3		9.6	72.5
H19	5	3	3		10.1	74.5
H20	1	7	5	2	10.3	76.7
H21	1	6	6		10.8	78.5
H22	0	5	5	1	10.7	79.9
H23	1	5	5	1	10.8	81.3
H24	1	2	1	8	10.6	82.7
H25	0	0	0		10.5	83.7
累 計	201	199	191	19		

\*1 供用地区には、公共下水道接続の13地区を含む。

\*2 処理場を持たない地区や複数の処理場を持つ地区があるため、供用地区数は供用処理場数とは一致しない。

\*3 分割採択地区は1地区として計上。

(2) 農業集落排水施設 地区(処理区)一覧表

凡例   事業実施(済・中)   整備計画

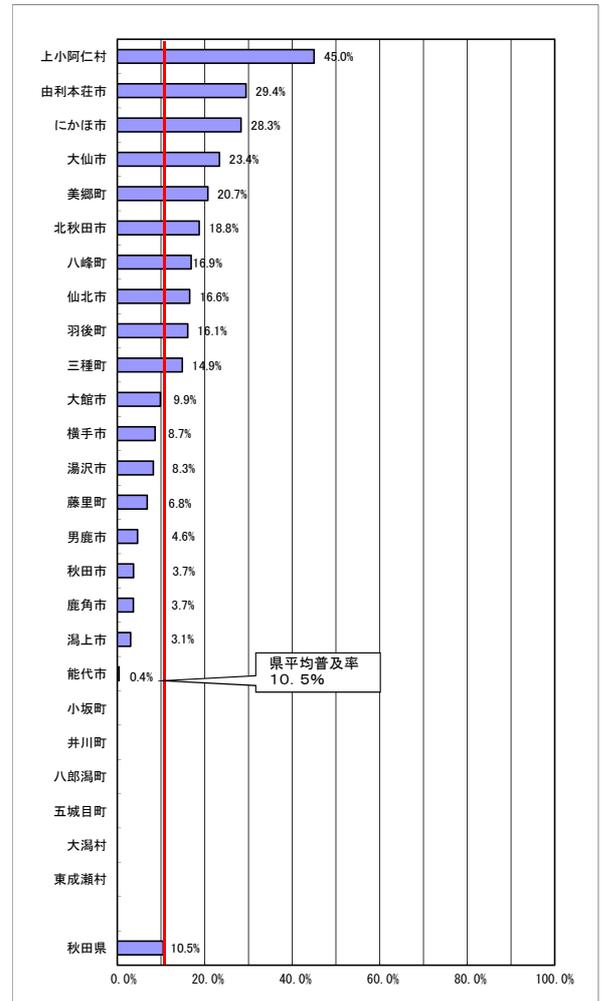
市町村名 (25)	旧市町村 名(69)	地区数		地区 番号	地区名 (処理区名)	計 人口 (人)	事業期間 着手 完了	供用 年月	備 要	市町村名 (25)	旧市町村 名(69)	地区数		地区 番号	地区名 (処理区名)	計 人口 (人)	事業期間 着手 完了	供用 年月	備 要		
		計画	着手									計画	着手								
鹿角市		11	3	8	1 小豆沢	554	H10	H13	H13.4	由利本荘市	由利町	14	14	0	122 五十士	178	S57	S59	S59.6	H4.9東鮎川処理区へ接続	
					2 大里・松館・石鳥谷	1,002									123 山本	458	S58	S61	S61.8		
					3 荒町・長内	956									124 久保田	136	S59	S61	S62.8		
					4 谷内・永田	810	H15	H20	H20.4						125 小菅野	109	S61	S62	S63.8		
					5 戸名沢・腰廻	387									126 川西	714	S63	H4	H4.9		
					6 五軒屋・寺坂	610									127 東鮎川・[町村・中畑]	913	H2	H4	H4.9		
					7 中通	435									128 (町村)		H3	H4	H4.9		
					8 末広	734	H23	H27							129 黒沢明法	345	H4	H6	H6.8		
					9 黒木	1,116									130 曲沢	239	H4	H6	H6.8		
					10 小平・上合	648									131 高沢	281	H5	H7	H7.6		
小坂町		1	0	1	11 鮎・小枝指	857				大館市	大館市	11	7	4	13 鮎館	300	S62	H1	H2.4	H23.12東鮎川処理区へ接続	
					12 蒲川	458									14 山館	438	H3	H5	H5.8		
					13 鮎館	438	H3	H5	H5.8						15 真中	1,517	H5	H9	H8.8		
					14 山館	438	H3	H5	H5.8						16 沢尻	592	H7	H9	H9.8		
					15 真中	1,517	H5	H9	H8.8						17 麓西	569	H9	H11	H12.4		
					16 沢尻	592	H7	H9	H9.8						18 四羽出	666	H10	H14	H15.4		
					17 麓西	569	H9	H11	H12.4						19 別所	288					
					18 四羽出	666	H10	H14	H15.4						20 十二所北	1,371	H15	H20	H21.4		
					19 別所	288									21 粕田	627					
					22 白沢	830									23 鴨津	145					
大館市	大館市	11	7	4	23 鴨津	145				西目町		1	1	0	136 西目南部	1,039	H9	H12	H12.6	H17.3伏見上川内処理区へ接続	
					24 新田	1,145									137 伏見・上川内・[平瀬]	2,199	H9	H11	H11.4		
					25 新田	1,145									138 (平瀬)		H16	H18	H17.3		
					26 新田	1,145									139 蓮子	1,580	H13	H16	H15.4		
					27 新田	1,145									140 老方館合	1,675	H8	H10	H10.7		
					28 新田	1,145									141 蔵・法内	988	H13	H16	H16.4		
					29 新田	1,145									142 大等	475	H17	H21	H21.10		
					30 新田	1,145									143 田代黒淵	534	H24	H28			
					31 新田	1,145									144 松木	770	H6	H9	H9.6		
					32 新田	1,145									145 岩野目沢	387	H8	H10	H10.6		
比内町		3	3	0	24 新田・羽立	274	H9	H11	H11.5	大内町		7	7	0	146 樽酒・[羽広・滝]	720	H10	H13	H13.3	H15.3樽酒処理区へ接続	
					25 八木橋	493	H12	H16	H15.5						147 (滝)		H11	H15	H15.3		
					26 雄越中野	1,892	H17	H22	H21.4						148 (羽広)		H11	H15	H15.3		
					27 山田	736	H9	H11	H11.7						149 中畑	292	H19	H23	H23.4		
					28 岩野目	223	H13	H15	H16.4						150 高岡・新田	1,726	H16	H21	H22.4		
					29 本郷	287									151 院内	1,015	H1	H4	H4.5		
					30 越山	357									152 目木	544	H2	H5	H5.5		
					31 大野	147									153 杉山	592	H3	H5	H5.5		
					32 蔵神	254	H8	H10	H10.6						154 伊勢居地	891	H4	H7	H7.6		
					33 坊沢	1,015	H12	H17	H15.10						155 小園	567	H5	H7	H7.5		
北秋田市	鹿角市	2	2	0	32 蔵神	254	H8	H10	H10.6	森吉町		3	2	1	34 蒲田	635	H8	H10	H10.6	前田処理区へ接続予定	
					33 坊沢	1,015	H12	H17	H15.10						35 前田	1,314	H12	H16	H14.8		
					34 蒲田	635	H8	H10	H10.6						36 (小又)						
					35 前田	1,314	H12	H16	H14.8						37 根子	180	H13	H15	H15.11		
					36 (小又)										38 上杉	530	H3	H5	H5.7		
					37 根子	180	H13	H15	H15.11						39 下杉	321	H5	H7	H7.8		
					38 上杉	530	H3	H5	H5.7						40 西	823	H12	H17	H18.4		
					39 下杉	321	H5	H7	H7.8						41 羽根山	255	H8	H10	H10.7		
					40 西	823	H12	H17	H18.4						42 鎌沢	208	S59	S62	S63.1		
					上小阿仁村	能代市	4	4	0						41 羽根山	255	H8	H10	H10.7		合川町
42 鎌沢	208	S59	S62	S63.1						44 三三	183	S63	H4	H4.5							
43 三木田	212	S58	S60	S61.1						45 根田・丹沢	448	H9	H12	H12.2							
44 三三	183	S63	H4	H4.5						46 木戸井	790	H6	H8	H8.7							
45 根田・丹沢	448	H9	H12	H12.2						47 樽沢	254	H7	H9	H9.11							
46 木戸井	790	H6	H8	H8.7						48 樽城	233	H18	H23	H22.4							
47 樽沢	254	H7	H9	H9.11						49 上仙社	116	H2	H4	H4.7							
48 樽城	233	H18	H23	H22.4						50 五反沢	290	H5	H7	H8.7							
49 上仙社	116	H2	H4	H4.7						51 小沢田	634	H8	H11	H11.4							
50 五反沢	290	H5	H7	H8.7						52 羽立	343	H12	H15	H15.4							
能代市	能代市	4	1	3	51 小沢田	634	H8	H11	H11.4	二ツ井町		1	1	0	57 中通	317	H11	H15	H14.12	農業集落排水施設計画なし	
					52 羽立	343	H12	H15	H15.4						58 大文	631	H11	H15	H14.8		
					53 浜浅内	270	H9	H11	H11.8						59 大文	631	H11	H15	H14.8		
					54 鳥形	238									60 外園・羽立	340	H13	H16	H16.4		
					55 竹生	476									61 釜谷	586	S58	S61	S62.4		
					56 紫雲	664									62 芦崎	753	H7	H10	H9.4		
					57 中通	317	H11	H15	H14.12						63 石川	527	H10	H13	H12.12		
					58 大文	631	H11	H15	H14.8						64 岩子・大久保茂	321	H14	H17	H17.3		
					59 大文	631	H11	H15	H14.8						65 塔	698	H18	H23	H22.3		
					60 外園・羽立	340	H13	H16	H16.4						66 豊巻	864	S60	S63	H1.4		
八幡町	八幡町	3	3	0	61 釜谷	586	S58	S61	S62.4	秋田市	秋田市	11	11	0	67 小山	335	S60	H1	H2.4	農業集落排水施設計画なし	
					62 芦崎	753	H7	H10	H9.4						68 石田坂	442	S61	H1	H2.4		
					63 石川	527	H10	H13	H12.12						69 笹田	265	H2	H4	H4.10		
					64 岩子・大久保茂	321	H14	H17	H17.3						70 栗川	114	H5	H7	H11.0		
					65 塔	698	H18	H23	H22.3						71 下新城北部	633	H6	H8	H9.4		
					66 豊巻	864	S60	S63	H1.4						72 上新城	1,429	H9	H12	H12.4		
					67 小山	335	S60	H1	H2.4						73 下新城南部	814	H11	H14	H14.4		
					68 石田坂	442	S61	H1	H2.4						74 上北手東部	316	H13	H16	H16.4		
					69 笹田	265	H2	H4	H4.10						75 下北手中央	854	H16	H20	H20.4		
					70 栗川	114	H5	H7	H11.0						76 金足(1期・2期)	2,000	H19	H25	H25.3		
秋田市	秋田市	11	11	0	71 下新城北部	633	H6	H8	H9.4	河辺町		7	7	0	77 砂子淵	91	H6	H8	H8.10	1期H19~H25 2期 H20~H24 H25.3公共下水道へ接続	
					72 上新城	1,429	H9	H12	H12.4						78 三内	379	H10	H12	H12.12		
					73 下新城南部	814	H11	H14	H14.4						79 飛沢	155	H1	H2	H3.4		
					74 上北手東部	316	H13	H16	H16.4						80 岩崎三内中央	884	S68	S63	S69.6		
					75 下北手中央	854	H16	H20	H20.4						81 下三内	491	H6	H8	H8.4		
					76 金足(1期・2期)	2,000	H19	H25	H25.3						82 赤平	522	H3	H5	H5.4		
					77 砂子淵	91	H6	H8	H8.10						83 岩見	401	H15	H20	H20.4		
					78 三内	379	H10	H12	H12.12						84 新波	516	S58	S63	S63.12		
					79 飛沢	155	H1	H2	H3.4						85 向野	389	H4	H6	H6.7		
					80 岩崎三内中央	884	S68	S63	S69.6						86 戸賀沢	583	H6	H9	H8.12		
河辺町	河辺町	7	7	0	81 下三内	491	H6	H8	H8.4	雄勝町		5	5	0	87 賀ヶ沢	420	H9	H12	H12.12	大仙市の一部区域を含む	
					82 赤平	522	H3	H5	H5.4						88 稲平	813	H12	H17	H16.7		
					83 岩見	401	H15	H20	H20.4						89 五里合(等川)	1,902	H16	H20	H20.4		
					84 新波	516	S58	S63	S63.12						90 男鹿中	1,441					
					85 向野	389	H4	H6	H6.7						91 男鹿中	1,441					
					86 戸賀沢	583	H6	H9	H8.12						92 豊川	1,165	H10	H13	H14.3		農業集落排水施設計画なし
					87 賀ヶ沢	420	H9	H12	H12.12						93 (株川)						
					88 稲平	813	H12	H17	H16.7						94 (新道)						
					89 五里合(等川)	1,902	H16	H20	H20.4						95 (飯塚浜)						
					90 男鹿中	1,441									96 (湖岸)						
91 男鹿中	1,441				97 (羽立)																
92 豊川	1,165	H10	H13	H14.3	98 (大崎)																
93 (株川)					99 (山上内)																
94 (新道)					100 (小池)																
95 (飯塚浜)					101 (浦大町)																
雄勝町	雄勝町	5	5	0	87 賀ヶ沢	420	H9	H12	H12.12	湯沢市	湯沢市	6	5	1	218 山田中央	395	H4	H6	H6.11	農業集落排水施設計画なし	
					88 稲平	813	H12	H17	H16.7						219 深根	953	H8	H11	H10.11		
					89 五里合(等川)	1,902	H16	H20	H20.4						220 山田東部	2,024	H12	H17	H15.11		
					90 男鹿中	1,441									221-1 松岡	1,187	H18	H23	H22.3		
					91 男鹿中	1,441									221-2 新越(松岡)	120	H18	H23	H22.3		
					92 豊川	1,165	H10	H13	H14.3						222 湯沢南部	1,675					

### (3) 平成25年度末 農業集落排水施設 処理人口普及率

(平成26年3月31日現在)

順位	市町村名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	H25末普及率	着手年度	供用年月	備考
1	上小阿仁村	2,633	1,185	45.0%	H 2	H 4. 7	
2	由利本荘市	82,628	24,314	29.4%	S57	S59. 6	
3	にかほ市	26,767	7,577	28.3%	H 1	H 4. 5	
4	大仙市	87,239	20,403	23.4%	H 1	H 4. 6	
5	美郷町	21,155	4,382	20.7%	S58	S61. 11	
6	北秋田市	35,177	6,597	18.8%	S58	S61. 1	
7	八峰町	8,023	1,356	16.9%	H10	H12. 12	
8	仙北市	28,891	4,786	16.6%	S63	H 4. 4	
9	羽後町	16,553	2,668	16.1%	H 6	H 9. 8	
10	三種町	18,414	2,740	14.9%	S58	S62. 4	
11	大館市	77,096	7,612	9.9%	S62	H 2. 4	
12	横手市	96,665	8,375	8.7%	S58	S63. 4	
13	湯沢市	49,459	4,085	8.3%	H 4	H 6. 11	
14	藤里町	3,709	254	6.8%	H11	H14. 12	
15	男鹿市	30,632	1,422	4.6%	H 6	H 9. 12	
16	秋田市	319,497	11,896	3.7%	S58	S59. 6	
17	鹿角市	33,593	1,237	3.7%	H10	H13. 4	
18	潟上市	33,971	1,040	3.1%	S59	S64. 1	
19	能代市	57,564	244	0.4%	H 9	H11. 8	
20	小坂町	5,751					
21	井川町	5,203			H 5	H 7. 4	全地区公共下水道接続
22	八郎潟町	6,395			S63	H 3. 3	全地区公共下水道接続
23	五城目町	10,325			H 7	H11. 5	全地区公共下水道接続
24	大潟村	3,275					
25	東成瀬村	2,740					
	秋田県計	1,063,355	112,173	10.5%			

普及率グラフ



\*1 処理区域内人口、接続人口は公共下水道接続の12地区を除く。但し、着手年度、供用年月は上記の地区を含む。

\*2 処理区域内人口、接続人口はH20年度策定整備構想の農集排水区域内(但し、H25.3.31時点で集排施設として運営されている地区を含む)の人口である。

\*3 分割採択地区は1地区として計上。

$$\text{普及率(\%)} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{住民基本台帳人口}} \times 100$$

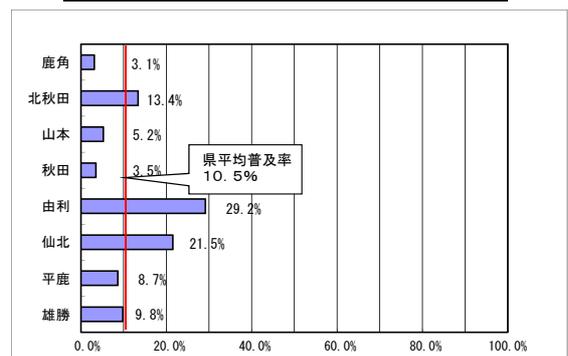
農業集落排水施設 処理人口普及率推移

項目	年度	H17末	H18末	H19末	H20末	H21末	H22末	H23末	H24末	H25末
普及率		9.5%	9.6%	10.1%	10.3%	10.8%	10.7%	10.8%	10.6%	10.5%

地域振興局別 農業集落排水処理人口普及率

振興局名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	H25末普及率
鹿角	39,344	1,237	3.1%
北秋田	114,906	15,394	13.4%
山本	87,710	4,594	5.2%
秋田	409,298	14,358	3.5%
由利	109,395	31,891	29.2%
仙北	137,285	29,571	21.5%
平鹿	96,665	8,375	8.7%
雄勝	68,752	6,753	9.8%
県計	1,063,355	112,173	10.5%

地域振興局別 普及率グラフ



\*1 公共下水道接続の12地区を除く。

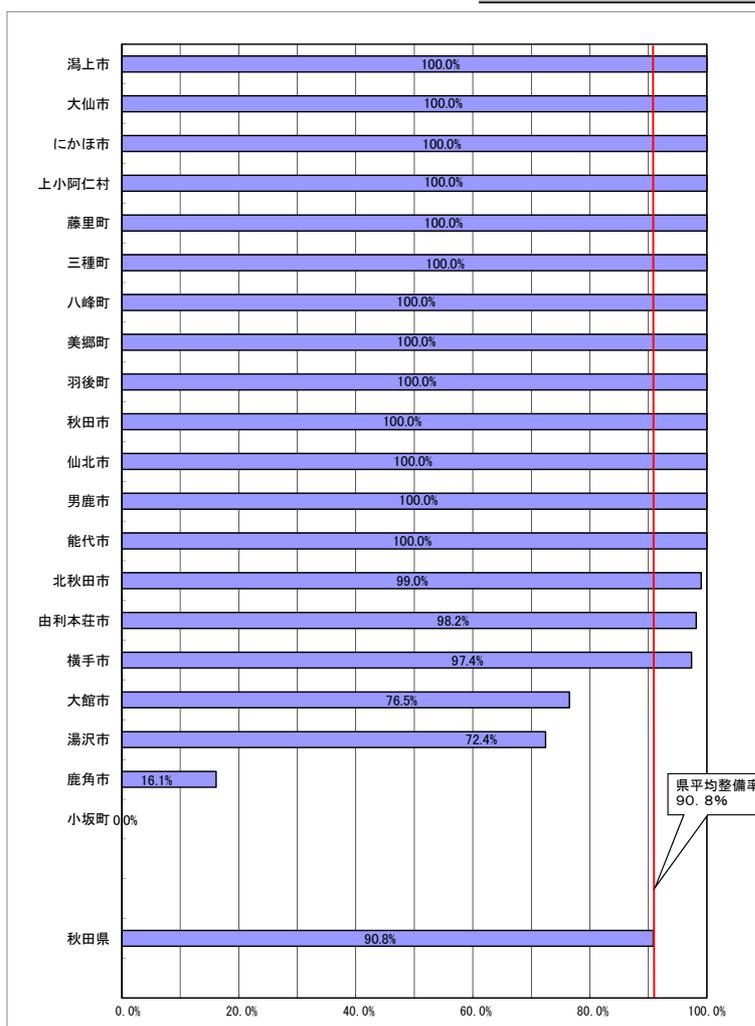
\*2 処理区域内人口は、H20年度策定整備構想の農集排水区域内(但し、H26.3.31時点で農集排施設として運営されている地区を含む)の人口である。

## (4) 平成25年度末 農業集落排水施設 整備率

(平成26年3月31日現在)

整備率グラフ

順位	市町村名	計画区域内人口	処理区域内人口	整備率
1	潟上市	1,040	1,040	100.0%
1	大仙市	20,403	20,403	100.0%
1	にかほ市	7,577	7,577	100.0%
1	上小阿仁村	1,185	1,185	100.0%
1	藤里町	254	254	100.0%
1	三種町	2,740	2,740	100.0%
1	八峰町	1,356	1,356	100.0%
1	美郷町	4,382	4,382	100.0%
1	羽後町	2,668	2,668	100.0%
1	秋田市	11,896	11,896	100.0%
1	仙北市	4,786	4,786	100.0%
1	男鹿市	1,422	1,422	100.0%
1	能代市	244	244	100.0%
11	北秋田市	6,662	6,597	99.0%
12	由利本荘市	24,765	24,314	98.2%
13	横手市	8,600	8,375	97.4%
15	大館市	9,949	7,612	76.5%
16	湯沢市	5,640	4,085	72.4%
19	鹿角市	7,666	1,237	16.1%
20	小坂町	266	0	0.0%
	五城目町			
	八郎潟町			
	井川町			
	大潟村			
	東成瀬村			
	秋 田 県 計	123,501	112,173	90.8%



\*1 公共下水道接続の12地区を除く。

\*2 計画区域内人口、処理区域内人口、接続人口は、H20年度策定整備構想の農業排水区域内（但し、H26.3.31時点で集排水施設として運営されている地区を含む）の人口である。

$$\text{整備率 (\%)} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{計画区域内人口}} \times 100$$

農業集落排水施設 整備率推移

年度	H18末	H19末	H20末	H21末	H22末	H23末	H24末	H25末
整備率	53.7%	55.4%	78.5%	81.0%	85.7%	86.7%	88.5%	90.8%

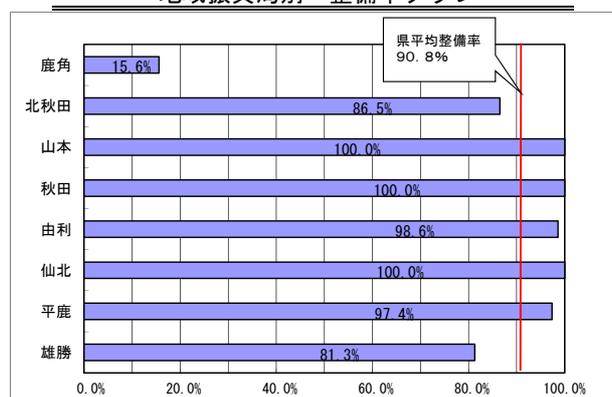
地域振興局別 農業集落排水施設 整備率

振興局名	計画区域内人口	処理区域内人口	H25末整備率
鹿角	7,932	1,237	15.6%
北秋田	17,796	15,394	86.5%
山本	4,594	4,594	100.0%
秋田	14,358	14,358	100.0%
由利	32,342	31,891	98.6%
仙北	29,571	29,571	100.0%
平鹿	8,600	8,375	97.4%
雄勝	8,308	6,753	81.3%
県計	123,501	112,173	90.8%

\*1 公共下水道接続の12地区を除く。

\*2 計画区域内人口、処理区域内人口は、H20年度策定整備構想の農業排水区域内

地域振興局別 整備率グラフ

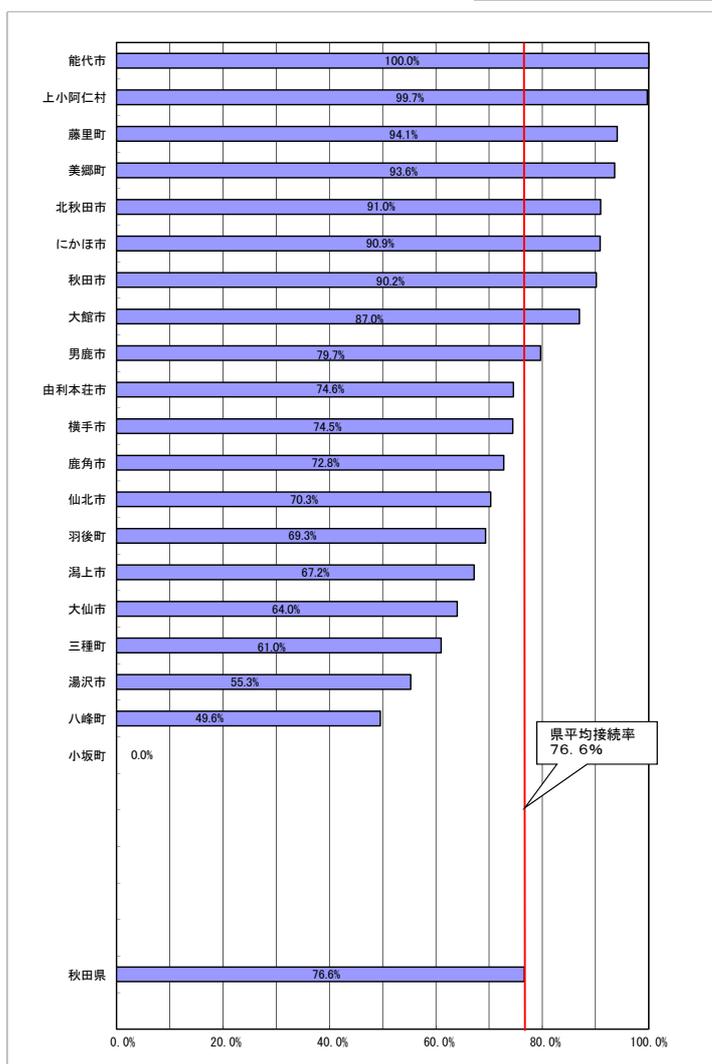


## (5) 平成25年度末 農業集落排水施設 接続率

(平成26年3月31日現在)

接続率グラフ

順位	市町村名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	接 続 口	接続率	着手年度	供用年月
1	能代市	57,564	244	244	100.0%	H 9	H11. 8
2	上小阿仁村	2,633	1,185	1,182	99.7%	H 2	H 4. 7
3	藤里町	3,709	254	239	94.1%	H11	H14. 12
4	美郷町	21,155	4,382	4,102	93.6%	S58	S61. 11
5	北秋田市	35,177	6,597	6,002	91.0%	S58	S61. 1
6	にかほ市	26,767	7,577	6,886	90.9%	H 1	H 4. 5
7	秋田市	319,497	11,896	10,725	90.2%	S58	S59. 6
8	大館市	77,096	7,612	6,620	87.0%	S62	H 2. 4
9	男鹿市	30,632	1,422	1,133	79.7%	H 6	H 9. 12
10	由利本荘市	82,628	24,314	18,132	74.6%	S57	S59. 6
11	横手市	96,665	8,375	6,236	74.5%	S58	S63. 4
15	鹿角市	33,593	1,237	900	72.8%	H10	H13. 4
12	仙北市	28,891	4,786	3,365	70.3%	S63	H 4. 4
13	羽後町	16,553	2,668	1,850	69.3%	H 6	H 9. 8
14	潟上市	33,971	1,040	699	67.2%	S59	S64. 1
16	大仙市	87,239	20,403	13,062	64.0%	H 1	H 4. 6
17	三種町	18,414	2,740	1,671	61.0%	S58	S62. 4
18	湯沢市	49,459	4,085	2,258	55.3%	H 4	H 6. 11
19	八峰町	8,023	1,356	672	49.6%	H10	H12. 12
20	小坂町	5,751	0	0			
	八郎潟町	6,395					
	井川町	5,203					
	五城目町	10,325					
	大潟村	3,275					
	東成瀬村	2,740					
	秋田県計	1,063,355	112,173	85,978	76.6%		



\*1 処理区域内人口、接続人口は公共下水道接続の12地区を除く。  
但し、地区数、着手年度、供用年月は上記の地区を含む。  
\*2 処理区域内人口、接続人口はH20年度策定整備構想の農業排水区域内(但し、H26.3.31時点で集排施設として運営されている地区を含む)の人口である。  
\*3 分割採択地区は1地区として計上。

$$\text{接続率 (\%)} = \frac{\text{接続人口}}{\text{処理区域内人口}} \times 100$$

農業集落排水施設 接続率推移

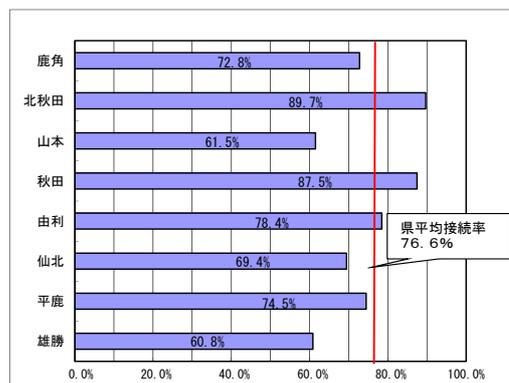
年度	H17末	H18末	H19末	H20末	H21末	H22末	H23末	H24末	H25末
接続率	73.6%	74.3%	72.9%	72.8%	71.6%	73.4%	75.1%	73.9%	76.6%

地域振興局別 農業集落排水施設 接続率

振興局名	住民基本台帳人口	処理区域内人口	接 続 口	H25末接続率
鹿角	39,344	1,237	900	72.8%
北秋田	114,906	15,394	13,804	89.7%
山本	87,710	4,594	2,826	61.5%
秋田	409,298	14,358	12,557	87.5%
由利	109,395	31,891	25,018	78.4%
仙北	137,285	29,571	20,529	69.4%
平鹿	96,665	8,375	6,236	74.5%
雄勝	68,752	6,753	4,108	60.8%
県計	1,063,355	112,173	85,978	76.6%

\*1 公共下水道接続の12地区を除く。  
\*2 処理区域内人口、接続人口は、H20年度策定整備構想の農業排水区域内(但し、H26.3.31時点で集排施設として運営されている地区を含む)の人口である。

地域振興局別 接続率グラフ



## (6) 農業集落排水施設 使用料

平成26年4月現在

団体名 使用料条例施行 ・供用開始団体	使用料体系		基本 水量 (m <sup>3</sup> /月)	基本 使用料 (円/月)	使用料 体系 消費税	1ヶ月 20m <sup>3</sup> ・ (3人) 当り料金 消費税込 (円/20m <sup>3</sup> )
	(区分水量)	は基本水量(基本使用料)の区分線 は水量毎の単価の区分線				
鹿角市	0 8 10 20 25 30 50 100 200 300 500 1,000 2,000 3,000 5,000	(基本料1世帯当たり1,990円) + (人員割料世帯人員1人当たり560円)	(m <sup>3</sup> ) -	(円) 1,990	税抜き	3,963
大館市	0 10 20 50 100	1,512 162.0 172.8 205.2 226.8	(m <sup>3</sup> ) 10	(円) 1,512	税込み	3,132
北秋田市	旧鷹巣町地区 旧森吉町地区 旧合川町地区	(基本料1世帯当たり1,500円) + (人員割料世帯人員1人当たり400円)	(m <sup>3</sup> ) -	(円) 1,575	税込み	2,835
	旧阿仁町地区	0 10 20 30 40 50 100	(m <sup>3</sup> ) 10	(円) 1,365	税込み	2,835
上小阿仁村	0 10 20 30 40 50 100	(基本料1世帯当たり1,715円) + (人員割料世帯人員1人当たり572円)	(m <sup>3</sup> ) -	(円) 1,715	税抜き	3,705
能代市	0 10 20 30 40 50 100	(基本料1世帯当たり1,830円) + (人員割料世帯人員1人当たり470円)	(m <sup>3</sup> ) -	(円) 1,830	税抜き	3,499
藤里町	0 10 20 30 40 50 100	1,296 129	(m <sup>3</sup> ) 10	(円) 1,296	税込み	2,592
八峰町	0 10 20 30 40 50 100	1,620 162	(m <sup>3</sup> ) 10	(円) 1,620	税込み	3,240
三種町	旧琴丘町地区	0 10 20 30 40 50 100	(m <sup>3</sup> ) 10	(円) 1,512	税込み	3,024
	旧山本町地区	0 10 20 30 40 50 100 500 1,000	(m <sup>3</sup> ) 10	(円) 1,404	税込み	2,808
	旧八竜町地区	0 10 20 30 40 50 100	(m <sup>3</sup> ) 10	(円) 1,404	税込み	2,808
秋田市	0 10 20 30 40 50 100 500 1,000	1,020 181 226 249 305 352 427	(m <sup>3</sup> ) 10	(円) 1,020	税抜き	3,056
男鹿市	0 10 20 30 40 50 100	1,620 162.0 172.8 205.2 226.8	(m <sup>3</sup> ) 10	(円) 1,620	税込み	3,240
潟上市 (旧昭和町地区)	0 10 20 30 40 50 100	1,080 145 162 174 199	(m <sup>3</sup> ) 10	(円) 1,080	税込み	2,530
由利本荘市	0 10 20 30 40 50 100	123 154 174 195 216	(m <sup>3</sup> ) -	(円) 514	税込み	3,284
にかほ市	0 10 20 30 40 50 100	1,100 110	(m <sup>3</sup> ) 10	(円) 1,100	税抜き	2,376
大仙市	旧大曲町地区	(基本料1世帯当たり2,470円) + (人員割料世帯人員1人当たり535円)	(m <sup>3</sup> ) -	(円) 2,470	税込み	4,075
	旧神岡町地区	(基本料1世帯当たり1,510円) + (人員割料世帯人員1人当たり535円)	(m <sup>3</sup> ) -	(円) 1,510	税込み	3,115
	旧西仙北町地区 旧中仙町地区 旧協和町地区 旧太田町地区	0 10 20 30 40 50 100	(m <sup>3</sup> ) 10	(円) 1,510	税込み	3,160
	旧仙北町地区	(基本料1世帯当たり1,510円) + (人員割料世帯人員1人当たり483円)	(m <sup>3</sup> ) -	(円) 1,510	税込み	2,959
仙北市	0 5 10 20 30 40 50 100	756 108 140.4 151.2 162 172.8 183.6 194.4	(m <sup>3</sup> ) 5	(円) 756	税込み	2,700
美郷町	旧千畑町地区	0 5 10 20 30 40 50 100	(m <sup>3</sup> ) 5	(円) 540	税込み	2,640
	旧仙南村地区	(旧千畑町・旧仙南村 H25.6月より料金統一)	(m <sup>4</sup> ) -	(円) -	-	-
横手市	0 5 10 20 30 40 50 100	700 140 149 158 167 176 185 194	(m <sup>3</sup> ) 5	(円) 700	税抜き	3,121
湯沢市	0 5 10 20 30 40 50 100 H23.9月使用料より改定、H30.9使用料統一	1,100 140 150 160 170	(m <sup>3</sup> ) 6	(円) 1,100	税込み	3,060
羽後町	0 10 20 30 40 50 100	(基本料1世帯当たり1,400円) + (人員割料世帯人員1人当たり535円)	(m <sup>3</sup> ) -	(円) 1,400	税込み	3,005

(7) 農業集落排水施設 水洗化助成・貸付制度

平成26年4月現在

市町村名	助成制度		貸付制度						
	汲取便所 1世帯当り	し尿浄化槽 1世帯当り	汲取便所			し尿浄化槽			
			貸付金	償還方法	貸付利率	貸付金	償還方法	貸付利率	
鹿角市	住宅リフォーム補助 工事費の20%(10万円限度)		1世帯当り80万円 2個以上の場合は1個30万円 (限度額150万円)	50ヶ月均等償還	市負担		汲取便所と同様		
大館市	住宅リフォーム緊急支援事業(下水道・農業・浄化槽への接続工事も対象) ※H26年度のみ ・対象工事費30万円以上 : 対象工事費の5% 上限10万円		1戸当り80万円以内、 大便器2個以上の場合は150万円 以内(供用開始後3年以内)	60ヶ月均等償還	市負担		汲取便所と同様		
北秋田市	住宅リフォーム緊急支援事業(50万円以上の工事で、工事費の10%。ただし、補助金が20万円を超えるときは、20万円)		1世帯当り100万円 供用開始から3年を超えたら50万円	60ヶ月以内 元金均等償還	市負担		汲取便所と同様		
上小阿仁村	宅地内配管費補助 1戸当り 2万円		1戸当り30万円以内	30ヶ月以内 元金均等償還	限度額以内の利子の 1%分を料が負担		(貸付制度なし)		
能代市	住宅リフォーム緊急支援事業(下水道・浄化槽への接続工事) ・対象工事費50万円～200万円未満 対象工事費の10%未満 ・対象工事費200万円以上 一律20万円(上限)		対象工事1件当たり100万円以内	50ヶ月以内の 元金均等償還	市負担 (3年以内)		汲取便所と同様		
藤里町	・加入奨励金:3～7万円 ・積立奨励金:1～3万円 ・資金対策助成金:1～4万円 ・環境浄化促進助成金(配管、樹、便器、既設便槽解体に助成)			(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		
三種町	住宅リフォーム補助 工事費の5%	汲取便所と同様	1戸当り100万円 2個以上の場合は2箇所目から 1個40万円(限度額200万円) 供用開始3年を超は上記の1/2	50ヶ月以内元金均等償還	町負担		汲取便所と同様		
八峰町	対象者:町税及び受益者分担金を滞納していない者 (排水設備工事) ・トイレのみ接続 工事費の5% 限度額35,000円 ・経排水のみ接続 工事費の5% 限度額35,000円 ・トイレ及び経排水接続 工事費の5% 限度額50,000円 (受益者分担金) ・一括納付した場合に分担金の5%(9,000円)を交付		1世帯当り70万円以内 2個以上のトイレを水洗化した場合は 100万円以内	50ヶ月以内均等償還	町負担		汲取便所と同様		
秋田市	・1戸当り4万円 ・住宅リフォーム補助5万円(ただし、工事費50万円以上)	汲取便所と同様	1戸当り70万円以内 貸家等については1戸60万円以内、最高 5戸まで300万円限度	70ヶ月均等償還	市負担	1戸当り30万円以内 貸家等については1 戸25万円以内、 最高5戸まで125 万円限度	30ヶ月均等償還	市負担	
男鹿市	・住宅リフォーム補助 工事費の20% 限度額30万円		排水設備工事に要した費用かつ融資の 範囲内において80万円を限度額とする (対象は供用開始3年以内) ※H24～H26未まで供用開始後3年を過ぎ た場合も適用	50ヶ月以内均等償還	市負担		(貸付制度なし)		
湯上市	・住宅リフォーム補助(工事費50万円以上対象) 工事費の10%(限度額20万円)		1戸当り70万円以内 貸家アール等とは1戸25万円以内 (限度額100万円)	60ヶ月均等償還	市負担		汲取便所と同様		
由利本荘市	住宅リフォーム助成事業 工事費の10%補助(上限10万円) 条件:工事費総額が30万円以上であること。		申請者が金融機関より借り入れた額	12ヶ月以上	3万円を限度に市負担		汲取便所と同様		
にかほ市	リフォーム支援補助金 工事費 5%又は最大10万円			(貸付制度なし)			(貸付制度なし)		
大仙市	・新規の接続に対して、完了検査後6ヶ月間、下水道使用料を免除 (全世帯・事業所) ・住宅リフォーム支援事業 工事費の10%補助(上限20万円)		供用開始3年以内 1世帯当り120万円 供用開始3年超 1世帯当り80万円 1世帯当り72万円 2個以上の場合は限度額150万円	60ヶ月均等償還 72ヶ月均等償還	市負担 市の基金からの 貸付のため無利子		汲取便所と同様		
仙北市	住宅リフォーム補助 事業に伴い下水道へ接続した場合、1件10万円を助成		西木村トイレ水洗化改造等資金 貸付基金 仙北市水洗便所等改造資金 融資あっせん制度(上限100万円)	72か月以内均等償還 50か月以内、元金均等償還	無利子 市負担		汲取便所と同様		
美郷町	下水道又は農業集落排水処理区域内で新規に接続する場合で、下水道 接続工事費の1/3以内(補助限度額10万円)を助成 (水洗便所改造資金融資制度利用者、税滞納者は対象外)		水洗便所改造資金融資制度 (上限100万円)	60ヶ月元金均等償還	供用開始3年以内 ～全額町負担 供用開始3年経過 ～1/2町負担		汲取便所と同様		
横手市	新規の接続に対して、下水道 使用料を3ヶ月間免除	(助成制度なし)	供用開始後3年以内 1世帯当り120万円 供用開始後3年超 1世帯当り80万円	最大72ヶ月までの均等償還	市負担		汲取便所と同様		
湯沢市	住宅リフォーム補助 5万円(市の登録業者が行う工事であって、工事費が20万円以上)		工事1件当り100万円以内 2個以上の場合は 1個50万円以内 (限度額200万円) 供用開始後3年まで	72ヶ月均等償還	市負担		汲取便所と同様		
羽後町	・高齢者世帯排水設備工事費助成 限度額 40万円(条件:65歳以上の みの世帯、分担金減免基準該当、個人負担5万円/人) ・身体障害者世帯排水設備工事費助成 限度額 30万円(条件:1又は2 級の障害認定者が同居している世帯) ・住環境リフォーム助成 助成金額 30万円(条件:排水設備工事を含む 住宅の増改築工事を実施。工事総額が100万円以上であること。)		1世帯当り 90万円以内 2個以上の場合は限度額120万円	60ヶ月以内均等償還	町負担		汲取便所と同様		
		浄化槽廃止助成(条件:浄化槽を廃止し 農業排水施設へ接続する世帯) ・合併浄化槽及び設置後10年未満 の単独浄化槽を所有15万円 ・上記以外の浄化槽を所有 10万円							

## 7. 漁業集落排水施設・林業集落排水施設・簡易小規模排水処理施設等

(1) 漁集・林集・簡易小規模排水処理施設等 処理区(地区)一覧表

実施主体 市町村名	旧市町村名	処理区名 (地区名)	計画人口 (人)	事業期間		供用開始 年 月	摘 要
				着手	完了		
<b>【漁業集落排水施設】</b>							
男鹿市	男鹿市	入道崎	453	H10	H13	H14.1	
		樺	797				(未着手地区)
		加茂青砂	153				(未着手地区)
		西黒沢	160				(未着手地区)
	門前	160	H21	H24	H25.4		
	若美町	(若美)	—	H13	H21	H18.3	H18.3 公共下水道へ接続
	(市計)	5処理区	1,723				
由利本荘市	本荘市	松ヶ崎第一	1,303	H7	H14	H10.6	
	西目町	出戸	364	H2	H7	H8.4	
	(市計)	2処理区	1,667				
八峰町	八森町	岩館	942	H11	H20	H18.3	
[漁集施設 計]		8処理区	4,332				
<b>【林業集落排水施設】</b>							
横手市	大森町	武道	73	H8	H10	H10.12	
仙北市	西木村	中里	135	H12	H15	H15.3	
		相内潟	28	H9	H10	H11.3	
	(市計)	2処理区	163				
[林集施設 計]		3処理区	236				
<b>【簡易排水処理施設】</b>							
由利本荘市	岩城町	雪川	43	H5	H5	H6.4	
		下黒川	46	H11	H11	H12.4	
		六呂田	57	H12	H12	H13.4	
		泉田	32	H12	H12	H13.4	
		福俣	44	H13	H13	H14.4	
	(市計)	5処理区	222				
仙北市	西木村	湯尻	22	H11	H12	H13.3	
[簡易排水施設 計]		6処理区	244				
<b>【小規模集合排水処理施設】</b>							
横手市	大森町	矢走	33	H6	H6	H7.4	
由利本荘市	岩城町	下蛇田	53	H14	H14	H15.4	
	由利町	二夕子	42	H8	H8	H9.6	
		田代	46	H8	H8	H9.6	
	(市計)	3処理区	141				
にかほ市	仁賀保町	水沢	47	H7	H7	H8.5	
		上坂	52	H8	H8	H9.5	
		下坂	40	H11	H11	H12.5	
	(市計)	3処理区	139				
[小規模排水施設 計]		7処理区	313				
<b>漁集・林集・簡易・小規模排水処理施設 合計</b>		<b>24処理区</b>	<b>5,125</b>				<b>(公共下水道接続地区を除く。)</b>

\*1 H20年度策定「秋田県生活排水処理整備構想」での計画処理区と漁集事業で整備された公共下水道接続地区を表記。

\*2 計画人口は「秋田県生活排水処理整備構想」策定時点の人口である。

\*3 公共下水道接続地区は地区名を( )書きで表記。

## (2) 漁集・林集・簡易小規模排水処理施設等 整備率・接続率

(平成26年3月31日現在)

市町村名	計画区域内人口(人)	処理区域内人口(人)	整備率	接続人口(人)	接続率	計画地区数	着手済地区数	供用済地区数
横手市	76	76	100.0%	75	98.7%	2	2	2
男鹿市	488	488	100.0%	409	83.8%	6	3	3
由利本荘市	1,830	1,830	100.0%	1,438	78.6%	10	10	10
にかほ市	113	113	100.0%	98	86.7%	3	3	3
仙北市	158	158	100.0%	87	55.1%	3	3	3
八峰町	828	828	100.0%	504	60.9%	1	1	1
計	3,493	3,493	100.0%	2,611	74.7%	25	22	22

\*1 計画区域内人口、処理区域内人口、接続人口は公共下水道接続地区(男鹿市1地区)を除く。  
但し、地区数は公共下水道接続地区を含む。

$$\text{整備率(\%)} = \frac{\text{処理区域内人口}}{\text{計画区域内人口}} \times 100$$

$$\text{接続率(\%)} = \frac{\text{接続人口}}{\text{処理区域内人口}} \times 100$$

(参考 事業区分別 整備率・接続率)

(平成26年3月31日現在)

市町村名	漁業集落排水					林業集落排水					簡易排水施設					小規模施設				
	計画区域内人口(人)	処理区域内人口(人)	整備率(%)	接続人口(人)	接続率(%)	計画区域内人口(人)	処理区域内人口(人)	整備率(%)	接続人口(人)	接続率(%)	計画区域内人口(人)	処理区域内人口(人)	整備率(%)	接続人口(人)	接続率(%)	計画区域内人口(人)	処理区域内人口(人)	整備率(%)	接続人口(人)	接続率(%)
横手市						51	51	100	50	98.0						25	25	100	25	100.0
男鹿市	488	488	100	409	83.8															
由利本荘市	1,481	1,481	100	1,198	80.9						195	195	100	156	80.0	102	102	100	84	82.4
にかほ市																113	113	100	99	87.6
仙北市						140	140	100	71	50.7	18	18	100	16	88.9					
八峰町	828	828	100	504	60.9															
県 合計	2,797	2,797	100.0	2,111	75.5	191	191	100	121	63.4	213	213	100	172	80.8	240	240	100	208	86.7

## 8. 合併処理浄化槽整備事業

### (1) 合併処理浄化槽整備事業概要

#### 《事業目的》

合併処理浄化槽整備事業の目的は、公共用水域の環境保全及び快適な生活の確保のためには、公共下水道などの集合処理施設（下水道、集落排水）の整備によりがたい地域において、合併処理浄化槽を促進し生活排水処理施設を普及させるものである。

#### 《事業内容》

##### ○浄化槽整備事業(補助事業 S62～、県費補助 H3～) 個人設置型:個人単位で設置、個人管理

この制度は、直接、浄化槽の設置者に交付されるのではなく、設置しようとする者に対し市町村が助成する場合に、その市町村に対して補助する仕組み。

##### ○浄化槽市町村整備推進事業(補助事業 H6～ :県費補助なし)市町村設置型:集落単位を市町村で整備、市町村管理

市町村自ら設置主体となって浄化槽の面的整備を図るものであり、個人設置型の事業とは異なり、設置費用全体に対しての補助を行う事から、住民負担の軽減が図られる仕組みとなっている。

### 平成25年度 合併処理浄化槽整備事業概要

No	事業主体 市町村名	市町村 設置型 個人 設置型	循環型 社会形 成推進 交付金	汚水処 理施設 交付金	・市町村設置型(循環型社会形成推進交付金+汚水処理施設交付金) ・個人設置型(循環型社会形成推進交付金+汚水処理施設交付金)										事業費 (単位:千円)		事務費 (単位:千円)		国費 補助額 (単位:千円)	県 費 補助額 (単位:千円)
					人 種 別 内 訳										基本額	補助額	基本額	補助額		
					設置 基数	5人	6～	8～	11～	16～	21～	26～	31～	41～						
1	秋田市	市町村設置型	○		11	5	6								12,516	4,172			4,172	
2	能代市	市町村設置型	○		58	29	29								44,608	1,564	1,514	53	1,617	
		個人設置型	○		61	48	13								22,629	2,051			2,051	7,543
3	横手市	個人設置型	○		207	72	130	5							85,614	28,538			28,538	28,538
4	大館市	個人設置型	○		75	48	22	5							29,538	10,771			10,771	9,846
5	男鹿市	個人設置型	○		18	6	11	1							7,904	2,602			2,602	2,634
6	湯沢市	個人設置型	○		74	27	46	1							30,378	7,341			7,341	10,126
7	鹿角市	個人設置型	○		38	12	26								15,678	5,251			5,251	5,226
8	由利本荘市	個人設置型	○	○	65	48	16	1							24,540	8,666			8,666	8,180
9	潟上市	個人設置型	○		1		1								519	93			93	173
10	大仙市	個人設置型	○		155	62	90	3							63,278	15,075			15,075	21,092
11	北秋田市	個人設置型	○		37	17	19	1							14,951	4,983			4,983	4,983
12	にかほ市																			
13	仙北市	市町村設置型	○		47	10	37								40,520	13,507	910	303	13,810	
		個人設置型	○		6	4	2								2,290	763			763	763
14	小坂町	個人設置型	○		7	2	4	1							3,056	853			853	1,018
15	上小阿仁村	個人設置型	○		2	1		1							828	276			276	313
16	藤里町	個人設置型	○		1		1								387	129			129	147
17	三種町	個人設置型	○		15	6	9								6,855	2,285			2,285	2,499
18	八峰町	個人設置型	○		2	1	1								793	28			28	264
19	五城目町	個人設置型	○		9	1	8								4,494	1,453			1,453	1,541
20	八郎潟町	個人設置型	○		1		1								456	152			152	173
21	井川町																			
22	大湯村																			
23	美郷町	個人設置型	○		60	20	37	3							25,121	6,265			6,265	8,373
24	羽後町	個人設置型	○		26	6	19	1							11,079	4,915			4,915	3,693
25	東成瀬村	市町村設置型	○		4	2	1								8,062	4,497	139	78	4,575	
		個人設置型			20市町村(11市8町1村)	860	381	456	23						350,388	102,490			102,490	117,125
		市町村設置型			4市町村(3市1村)	120	46	73							105,706	23,740	2,563	434	24,174	
計					22市町村(12市7町1村)	980	427	529	23						456,094	126,230	2,563	434	126,664	117,125

### 合併処理浄化槽整備事業経緯

		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
個人設置型	実施市町村	50	46	18	18	17	17	17	19	19	20	20
	設置基数	1,387	1,015	1,221	1,135	1,028	935	932	930	828	797	860
	基本額 (千円)	579,927	426,546	508,746	469,395	415,817	381,067	386,546	387,132	337,078	325,757	350,388
	国庫補助額 (千円)	193,309	142,182	171,433	163,438	141,076	129,092	123,939	149,436	118,494	117,658	102,490
市町村設置型	実施市町村	12	13	10	11	12	11	11	9	8	5	4
	設置基数	704	691	733	618	577	374	274	213	139	172	120
	基本額 (千円)	701,850	725,271	756,969	618,542	557,613	377,999	307,404	247,492	118,721	151,864	108,269
	国庫補助額 (千円)	233,950	241,757	277,690	192,554	204,427	114,754	106,481	112,931	44,837	45,938	24,174
浄化槽 整備事業計	設置基数	2,091	1,706	1,954	1,753	1,605	1,309	1,206	1,143	967	969	980
	基本額 (千円)	1,281,777	1,151,817	1,265,715	1,087,937	973,430	759,066	693,950	634,624	455,799	477,621	458,657
	国庫補助額 (千円)	427,259	383,939	449,123	355,992	345,503	243,846	230,420	262,367	163,331	163,596	126,664

\* 市町村合併 H17末 25市町村

\* 繰越は、事業実施年度に計上

## (2) 法定検査の実施状況(第7条及び第11条検査)

浄化槽検査には、浄化槽法第7条に基づく浄化槽設置後の検査「7条検査」と浄化槽法第11条に基づく年1回の検査「11条検査」があります。「7条検査」は、新規に設置された浄化槽について行われ、「11条検査」は、既設浄化槽について行われます。浄化槽法の改正により、「7条検査」は、合併処理浄化槽のみとなっていますが、「11条検査」については、平成12年の浄化槽法改正以前に設置された単独処理浄化槽も含まれます。

浄化槽の水質に関する検査の目的は、当該浄化槽が適正に設置されているか否か、保守点検及び清掃が適正に実施されているか否かについて判断するために行うものとされています。「7条検査」では、その機能をおおむね発揮した時点において、所定の処理機能を有するか否かに着目し、設置の状況を中心として実施するものであることとされ、「11条検査」では、適正な維持管理により所定の処理機能が確保されているかに着目し、保守点検及び清掃の状況を中心として、定期的、継続的に実施するものであることとされています。

### 浄化槽法検査実施結果(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

#### ・第7条検査

都道府県名	検査対象基数		実施数		受検率	
	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併
北海道	1,653	1,653	1,587	1,587	96.0%	96.0%
青森県	1,565	1,565	1,437	1,437	91.8%	91.8%
岩手県	2,668	2,668	2,125	2,125	79.6%	79.6%
宮城県	2,662	2,662	1,852	1,852	69.6%	69.6%
<b>秋田県</b>	<b>1,413</b>	<b>1,413</b>	<b>1,302</b>	<b>1,302</b>	<b>92.1%</b>	<b>92.1%</b>
山形県	920	920	892	892	97.0%	97.0%
福島県	4,383	4,383	3,425	3,425	78.1%	78.1%
茨城県	5,629	5,629	5,258	5,258	93.4%	93.4%
栃木県	3,288	3,288	3,288	3,288	100.0%	100.0%
群馬県	5,695	5,695	5,381	5,381	94.5%	94.5%
埼玉県	8,199	8,199	6,807	6,807	83.0%	83.0%
千葉県	8,472	8,472	5,184	5,180	61.2%	61.1%
東京都	240	240	207	207	86.3%	86.3%
神奈川県	1,728	1,728	1,096	1,095	63.4%	63.4%
新潟県	2,116	2,116	1,989	1,989	94.0%	94.0%
富山県	383	383	383	383	100.0%	100.0%
石川県	488	488	488	488	100.0%	100.0%
福井県	670	670	633	633	94.5%	94.5%
山梨県	1,663	1,663	1,416	1,416	85.1%	85.1%
長野県	1,705	1,705	1,598	1,598	93.7%	93.7%
岐阜県	2,475	2,475	2,472	2,472	99.9%	99.9%
静岡県	7,946	7,946	6,350	6,350	79.9%	79.9%
愛知県	9,255	9,255	8,833	8,833	95.4%	95.4%
三重県	4,292	4,292	4,292	4,292	100.0%	100.0%
滋賀県	315	315	315	315	100.0%	100.0%
京都府	654	654	561	561	85.8%	85.8%
大阪府	1,249	1,249	1,249	1,249	100.0%	100.0%
兵庫県	705	703	705	703	100.0%	100.0%
奈良県	1,550	1,550	1,550	1,550	100.0%	100.0%
和歌山県	3,955	3,941	3,955	3,941	100.0%	100.0%
鳥取県	338	338	277	277	82.0%	82.0%
島根県	1,024	1,024	1,024	1,024	100.0%	100.0%
岡山県	3,851	3,847	3,851	3,847	100.0%	100.0%
広島県	2,345	2,345	2,336	2,336	99.6%	99.6%
山口県	2,138	2,138	1,910	1,910	89.3%	89.3%
徳島県	2,979	2,967	2,979	2,967	100.0%	100.0%
香川県	3,387	3,387	3,387	3,387	100.0%	100.0%
愛媛県	3,010	3,009	3,010	3,009	100.0%	100.0%
高知県	1,700	1,700	1,548	1,548	91.1%	91.1%
福岡県	4,041	4,041	4,039	4,039	100.0%	100.0%
佐賀県	1,610	1,610	1,610	1,610	100.0%	100.0%
長崎県	2,206	2,206	2,008	2,008	91.0%	91.0%
熊本県	2,843	2,843	2,843	2,843	100.0%	100.0%
大分県	2,827	2,827	2,827	2,827	100.0%	100.0%
宮崎県	2,836	2,836	2,837	2,837	100.0%	100.0%
鹿児島県	7,245	7,245	7,239	7,239	99.9%	99.9%
沖縄県	1,355	1,355	1,288	1,288	95.1%	95.1%
合計	133,671	133,638	121,643	121,605	91.0%	91.0%

#### ・第11条検査

都道府県名	検査対象基数		実施数		受検率	
	全数	うち合併	全数	うち合併	全数	うち合併
北海道	65,182	42,318	48,346	36,998	74.2%	87.4%
青森県	101,468	31,546	46,796	25,232	46.1%	80.0%
岩手県	46,689	40,490	41,687	37,695	89.3%	93.1%
宮城県	61,728	35,684	51,993	32,564	84.2%	91.3%
<b>秋田県</b>	<b>72,319</b>	<b>36,159</b>	<b>41,243</b>	<b>28,829</b>	<b>57.0%</b>	<b>79.7%</b>
山形県	80,426	28,476	52,829	24,606	65.7%	86.4%
福島県	268,986	92,821	54,884	47,781	20.4%	51.5%
茨城県	249,134	132,881	65,572	56,694	26.3%	42.7%
栃木県	142,113	83,363	87,207	50,633	61.4%	60.7%
群馬県	316,539	98,463	208,519	75,597	65.9%	76.8%
埼玉県	518,564	198,425	42,963	35,727	8.3%	18.0%
千葉県	617,185	204,429	39,834	33,501	6.5%	16.4%
東京都	32,663	12,619	3,832	3,089	11.7%	24.5%
神奈川県	193,671	37,979	22,495	11,031	11.6%	29.0%
新潟県	204,828	46,200	144,754	37,171	70.7%	80.5%
富山県	56,912	13,745	15,903	9,330	27.9%	67.9%
石川県	59,632	22,077	19,227	12,914	32.2%	58.5%
福井県	68,474	19,762	10,016	6,645	14.6%	33.6%
山梨県	151,234	34,930	11,766	9,817	7.8%	28.1%
長野県	83,587	66,497	28,177	25,544	33.7%	38.4%
岐阜県	182,543	66,063	159,174	63,120	87.2%	95.5%
静岡県	576,393	144,789	38,286	31,312	6.6%	21.6%
愛知県	599,366	168,686	88,195	73,568	14.7%	43.6%
三重県	212,721	103,538	63,820	41,854	30.0%	40.4%
滋賀県	40,745	22,398	13,783	9,314	33.8%	41.6%
京都府	45,315	24,464	17,318	14,120	38.2%	57.7%
大阪府	169,027	49,563	11,081	7,795	6.6%	15.7%
兵庫県	102,189	46,639	53,097	35,067	52.0%	75.2%
奈良県	107,663	28,154	14,810	11,272	13.8%	40.0%
和歌山県	189,739	77,874	48,097	38,456	25.3%	49.4%
鳥取県	30,752	11,812	14,090	7,753	45.8%	65.6%
島根県	68,268	29,544	39,646	26,592	58.1%	90.0%
岡山県	179,605	96,465	153,756	90,715	85.6%	94.0%
広島県	170,656	83,050	100,200	57,865	58.7%	69.7%
山口県	127,968	59,253	52,888	30,519	41.2%	51.5%
徳島県	177,995	49,409	80,678	29,423	45.3%	59.5%
香川県	161,723	62,318	54,629	34,294	33.8%	55.0%
愛媛県	156,550	64,842	50,380	47,509	32.2%	73.3%
高知県	88,355	45,890	50,315	34,212	56.9%	74.6%
福岡県	164,196	112,816	109,357	90,120	66.6%	79.9%
佐賀県	54,528	32,167	40,964	27,371	75.1%	85.1%
長崎県	64,475	47,458	51,785	39,781	80.3%	83.8%
熊本県	146,766	66,063	76,865	53,373	52.4%	80.8%
大分県	134,551	58,695	47,287	38,337	35.1%	65.3%
宮崎県	148,239	59,036	62,221	35,098	42.0%	59.5%
鹿児島県	250,422	147,316	77,266	44,124	30.9%	30.0%
沖縄県	82,722	15,569	5,846	5,090	7.1%	32.7%
合計	7,824,806	3,052,735	2,613,677	1,619,452	33.4%	53.0%

(3) 合併処理浄化槽施設 使用料【市町村設置型】

平成26年4月現在

団体名 使用料条例施行 ・供用開始団体	使用料体系 (区分水量) <span style="background-color: yellow;">は基本水量(基本使用料)の区分線</span> <span style="background-color: yellow;">は水量毎の単価の区分線</span> 0 8 10 20 25 30 50 100 200 300 500 1,000 2,000 3,000 5,000	基本水量 (m <sup>3</sup> /月)	基本使用料 (円/月)	使用料体系 消費税	1ヶ月 20m <sup>3</sup> ・ (3人) 当り料金 消費税込	設置 基数 (国庫補助)
					(円/20m <sup>3</sup> )	
大館市 (住家：人数制)	(1人6m <sup>3</sup> で算定した量に相当する従量制の金額。ただし、1人は、基本使用料 1,512円。)	(m <sup>3</sup> ) -	1,512	税込み	2,808	315
大館市 (非住家：従量制)	0 10 20 50 100 1,512 162 172.8 205.2 226.8	(m <sup>3</sup> ) 10	1,512	税込み	3,132	
北秋田市 (専用・併用住宅)	(月額使用料：5人槽 2,915円)	(m <sup>3</sup> ) -	2,915	税込み	2,915	233
北秋田市 (事業所等)	(月額使用料：5人槽 3,345円)	(m <sup>3</sup> ) -	3,345	税込み	3,345	
能代市 (専用・併用住宅)	(月額使用料：5人槽 2,200円)	(m <sup>3</sup> ) -	2,200	税抜き	2,376	1,370
能代市 (事業所等)	(月額使用料：5人槽 3,200円)	(m <sup>3</sup> ) -	3,200	税抜き	3,456	
藤里町	(月額使用料：5人槽 2,613円)	(m <sup>3</sup> ) -	2,613	税込み	2,613	141
八峰町	(月額使用料：5人槽 3,080円)	(m <sup>3</sup> ) -	3,080	税込み	3,080	20
秋田市	0 10 30 50 100 500 1,000 1,020 181 226 249 305 352 427	(m <sup>3</sup> ) 10	1,020	税抜き	3,056	172
潟上市	0 10 30 50 100 1,296 172 194 205 237	(m <sup>3</sup> ) 10	1,296	税込み	3,024	75
由利本荘市	0 10 20 50 100 514 123 154 174 195 216	(m <sup>3</sup> ) 0	514	税込み	3,284	134
大仙市 (旧西仙北町・旧協和町地区)	0 10 30 50 100 1,190 165 174 206 237	(m <sup>3</sup> ) 10	1,190	税込み	2,840	380
仙北市	(月額使用料：5人槽 3,240円) ※H25.11より料金統一	(m <sup>3</sup> ) -	3,240	税込み	3,240	718
横手市	(月額使用料：5人槽 5,400円)	(m <sup>3</sup> ) -	5,400	税込み	5,400	512
湯沢市 (旧稲川町地区)	(月額使用料：5人槽 3,000円)	(m <sup>3</sup> ) -	3,000	税込み	3,000	1,450
湯沢市 (旧皆瀬村地区)	(月額使用料：5人槽 2,900円)	(m <sup>3</sup> ) -	2,900	税込み	2,900	
東成瀬村	(月額使用料：5人槽 2,200円)	(m <sup>3</sup> ) -	2,200	税抜き	2,370	591

#### (4) 合併処理浄化槽 補助金制度

平成26年4月現在

市町村名	補助金交付限度額		補助金の対象
	個別処理計画区域内	集合処理計画区域内	
鹿角市		5人槽 351,000円 6～7人槽 441,000円 8～10人槽 588,000円	・専用住宅
小坂町	5人槽 717,000円 6～7人槽 939,000円 8～10人槽 1,330,000円	5人槽 352,000円 6～7人槽 441,000円 8～10人槽 588,000円	・専用住宅
大館市		5人槽 352,000円 6～7人槽 441,000円 8～10人槽 588,000円	・専用住宅
北秋田市		5人槽 469,000円 6～7人槽 588,000円 8～10人槽 784,000円	・専用住宅
上小阿仁村		5人槽 429,000円 6～7人槽 534,000円 8～10人槽 706,000円	・専用住宅
能代市		5人槽 392,000円 6～7人槽 501,000円 8～10人槽 698,000円	・専用住宅 (10人槽以下の合併処理浄化槽)
藤里町	5人槽 352,000円 6～7人槽 441,000円 8～10人槽 588,000円		・専用住宅 (10人槽以下の合併処理浄化槽)
三種町		5人槽 610,000円 6～7人槽 700,000円	・専用住宅 (高度処理浄化槽のみ対象)
八峰町		5人槽 352,000円 6～7人槽 441,000円 8～10人槽 588,000円	・専用住宅
秋田市		5人槽 352,000円 6～7人槽 441,000円 8人槽以上 588,000円	・専用住宅
男鹿市		5人槽 352,000円(550,000円) 6～7人槽 441,000円(549,000円) 8～10人槽 588,000円(615,000円) ※( )「八郎湖にかかる湖沼水質保全計画」にかかる指定地域内において高度処理浄化槽を設置しようとする者	・専用住宅
潟上市		5人槽 352,000円(550,000円) 6～7人槽 441,000円(549,000円) 8～10人槽 588,000円(615,000円) ※( )「八郎湖にかかる湖沼水質保全計画」にかかる指定地域内において高度処理浄化槽を設置しようとする者	・専用住宅及び事業所
五城目町		5人槽 550,000円 6～7人槽 549,000円 8～10人槽 615,000円	・専用住宅 (高度処理浄化槽のみ対象)
八郎潟町		5人槽 550,000円 6～7人槽 549,000円 8～10人槽 615,000円	・高度処理浄化槽のみ対象 ・既存単独処理浄化槽を撤去した場合、撤去に要した費用のうち90,000円を超えない範囲の額を加算する
井川町		5人槽 550,000円 6～7人槽 549,000円 8～10人槽 615,000円	・専用住宅 (高度処理浄化槽のみ対象)
由利本荘市	5人槽 560,000円 6～7人槽 701,000円 8～10人槽 949,000円	5人槽 352,000円 6～7人槽 441,000円 8～10人槽 588,000円	・専用住宅
にかほ市		5人槽 500,000円 6～7人槽 690,000円 8～10人槽 990,000円	・専用住宅(処理対象人員5人以上10人槽以下の合併処理浄化槽)
大仙市		5人槽 470,000円(352,000円) 6～7人槽 588,000円(441,000円) 8～10人槽 784,000円(588,000円) ※( )市内以外の業者が施工する場合	・専用住宅
仙北市		5人槽 352,000円 6～7人槽 441,000円 8～10人槽 588,000円	・専用住宅
美郷町		5人槽 475,000円 6～7人槽 554,000円 8～10人槽 703,000円	・専用住宅等 (50人槽以下の合併処理浄化槽)
横手市	5人槽 452,000円 6～7人槽 541,000円 8～10人槽 688,000円	5人槽 352,000円 6～7人槽 441,000円 8～10人槽 588,000円	・専用住宅
湯沢市		5人槽 484,000円 6～7人槽 606,000円 8～10人槽 814,000円	・専用住宅
羽後町		5人槽 352,000円(652,000円) 6～7人槽 441,000円(741,000円) 8～10人槽 588,000円(888,000円) ※( )身体障害者世帯及び高齢者世帯	・専用住宅

※1.補助金の額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、その限度額は、上記表のとおりである。

※2.交付対象は下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第1項の認可を受けた区域、農業集落排水事業等の事業採択を受けた区域及び個別排水処理施設整備事業対象区域を除いた地域。

※3.高度処理浄化槽:窒素除去能力を有するもの(放流水の総窒素濃度が20mg/L以下の機能を有するもの)をいう。





## 「あきたの下水道」 ～資料編～

平成26年9月

編集・発行 秋田県建設部下水道課

〒018-8570 秋田市山王4丁目1番1号  
TEL 018(860) 2461 (調整・環境整備班)  
2463 (流域下水道班)  
FAX 018(860) 3813  
E-mail gesuido@pref.akita.lg.jp